設 計 図 書 等 作 成 要 領

【 請 負 工 事 編 】

令和６年（２０２４年）１０月
【令和７年（２０２５年）３月改定】

北海道建設部建設政策局建設管理課

目　　次

【請負工事編】

１　設計図書について …… 工事 － 1
２　用語の定義 …… 2
　２－１　契約図書の構成
　２－２　契約関係用語の定義
３　当初設計図書等の作成 …… 7
　３－１　当初設計図書
　３－２　当初参考資料
　３－３　編さん順序
　３－４　数量数位
　３－５　留意事項
４　変更設計図書等の作成 …… 22
　４－１　変更設計図書
　４－２　変更参考資料
　４－３　編さん順序
　４－４　積算上の留意点
５　設計変更の契約条項の説明 …… 29
　５－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）
　５－２　設計図書の変更（契約書第18条）
　５－３　工事の中止（契約書第19条）
　５－４　請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）
６　設計変更の種類 …… 31
　６－１　設計変更の定義
　６－２　概数の確定による設計変更
　６－３　工事内容の拡大に伴う設計変更
　６－４　工事内容の変更指示書
　６－５　設計変更
　６－６　設計変更の区分別の変更内容
７　設計変更の取扱い …… 33
　７－１　契約書第17条
　７－２　契約書第18条
　７－３　工事内容の拡大の設計変更
　７－４　概数の確定による設計変更
　７－５　工事内容の変更指示書
　７－６　留意事項
８　設計変更のフロー図 …… 37
　８－１　設計変更の適用条項選択フロー図
　８－２　設計変更の手続きフロー図
９　設計変更理由記載例 …… 45
　９－１　一般事項
　９－２　設計変更上申書と理由書の表現等
　９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図
　９－４　概数等発注
　９－５　契約書第17条第１項第１～３号（設計図書間の不一致等）
　９－６　契約書第17条第１項第４～５号（設計図書と現場の状態との不一致等）
　９－７　契約書第18条
　９－８　契約書第19条
　９－９　契約書第29条

10　設計変更上申書等の記載例 …… 工事 － 51
10－１　設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）
10－２　工事一時中止上申書
10－３　概数として扱っていた数量の確定について
10－４　工事内容の拡大の設計変更について
10－５　工事内容の拡大の設計変更について（回答）
10－６　工事内容の変更指示書
10－７　工事施工協議簿（概数確定）
11　設計変更に係るＱ＆Ａ …… 56
11－１　概数等発注（共通編）
11－２　概数等発注（道路編）
11－３　概数等発注（河川・砂防編）
11－４　概数等発注（海岸・漁港編）
11－５　拡大設計変更
11－６　契約書第17条
11－７　契約書第18条・第19条・第20条・第21条等
12　指定と任意の考え方 …… 68
12－１　指定と任意の定義
12－２　設計変更の取扱い
12－３　仮設工の取扱い
12－４　不適切な具体例
13　不可抗力による損害の取扱い …… 72
13－１　工事中に受けた損害の負担
13－２　損害の適用条件
13－３　損害の負担範囲
13－４　損害が累積した場合
13－５　工事中における天災等の処理手順
13－６　処理手順フロー
13－７　損害発生に関する標準様式
14　設計変更の進め方 …… 82
14－１　適　用
14－２　チェックポイント
15　関連通達集等 …… 83
15－１　建設工事の概数等発注事務取扱要領
15－２　概数等発注要領の運用指針
15－３　概数等発注要領の運用（道路課）
15－４　概数等発注要領の運用（河川課）
15－５　概数等発注要領の運用（砂防災害課）
15－６　概数等発注要領の運用（漁港漁村課）
15－７　工事内容の拡大の設計変更について
15－８　工事内容の拡大の設計変更についての一部改定について
15－９　設計図書における施工条件等の明示の徹底について
15－10　設計積算管理委員会規程（準則）
15－11　大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領
15－12　大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領の運用
15－13　建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領
15－14　建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領
16　設計変更ガイドライン …… 111
16－１　設計変更ガイドライン
16－２　設計変更ガイドラインの留意事項
16－３　設計変更事例集（Ｑ＆Ａ）

【請負工事編】

1　設計図書について

「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。

設計図書の作成に当たっては、本資料を参考にするとともに、建設部が制定する**「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「下水道工事積算基準」、「漁港関係工事積算基準」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事工種体系化の手引き」、「土木工事数量算出要領」、「下水道工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」**及び**「漁港関係工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」**等の諸基準により行う必要がある。

２　用語の定義

２－１　契約図書の構成

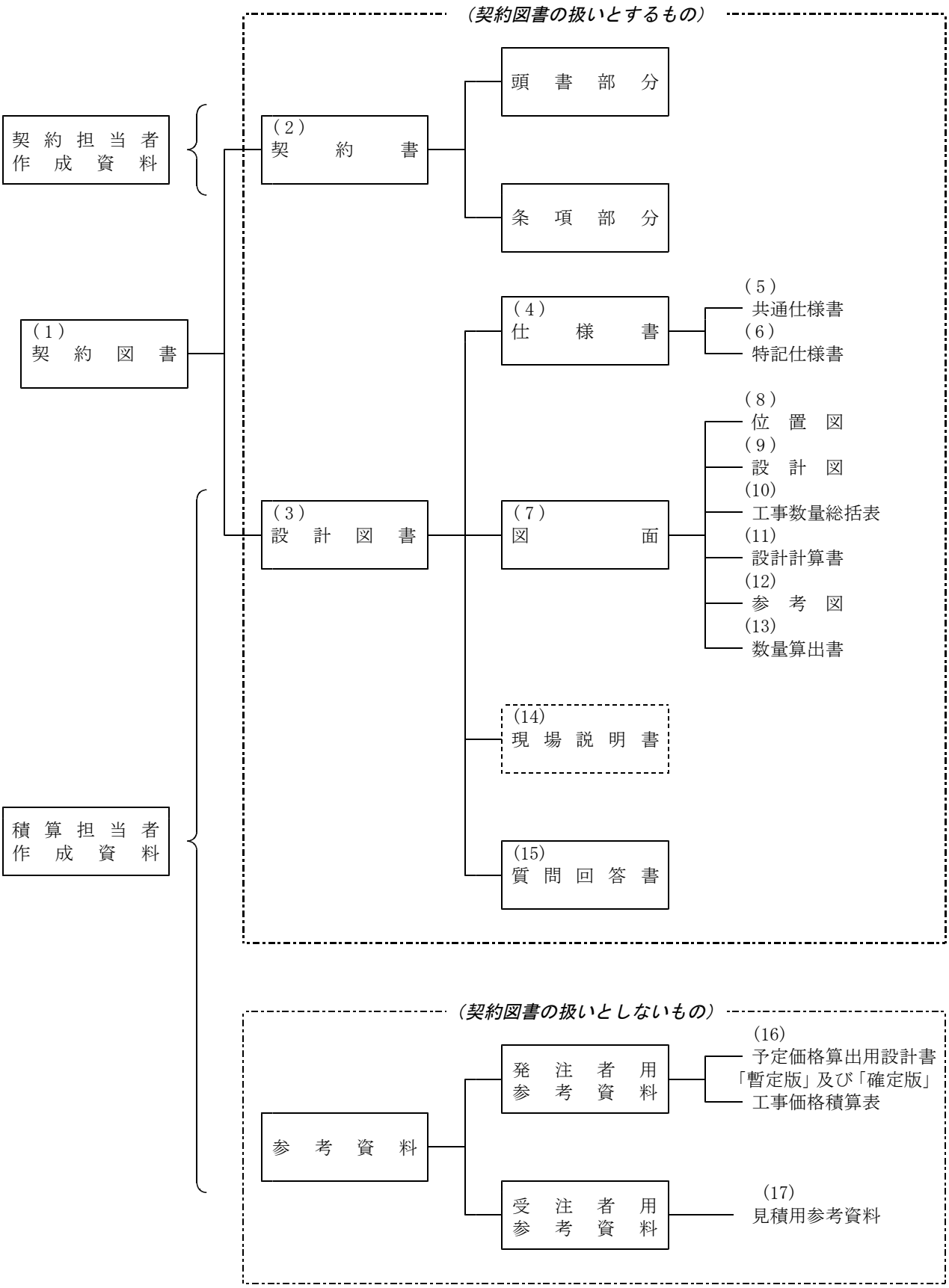

※括弧書きの数字は、「２－２　契約関係用語の定義」の番号を示す。

２－２　契約関係用語の定義

番号	用　　語	用　語　の　定　義	解　　説　　等
1	契約図書	発注者、受注者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。 契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。 契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。 ***【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】***	契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。 よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。
2	契　約　書	発注者と受注者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と受注者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。 ***【契約書は、契約図書の一部】***	条項部分は、全工事に共通する基本的な条項のほか、工事ごとの事情に応じて適宜条項が追加される。 追加される条項としては、債務負担に関するもの、植生工等に対する跡請保証に関するもの、ブロック等の製作における工事目的物の寄託に関するものなどがある。
3	設計図書	仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。 ***【設計図書は、契約図書の一部】***	設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。 契約締結後、受注者は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。
4	仕　様　書	工事の施工に際して要求される技術的要件、いわゆる使用する材料の品質や規格、寸法・位置・仕上げの許容誤差など工事目的物の内容を規定するもののほか、施工上必要な工程や手順、採用が義務付けられている施工方法及び工事施工上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。 仕様書には、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとの現場条件によって規定される特記仕様書があり、総称して仕様書という。 ***【仕様書は、設計図書の一部】***	契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工するため、品質・規格・仕様・施工条件等を仕様書にて定めなければならない。

番号	用　　語	用　語　の　定　義	解　　説　　等
5	共通仕様書	各作業の手順、使用する材料の品質、数量、仕上げの程度等のほか、場合によっては施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ各工事に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。 ***【共通仕様書は、設計図書の一部】***	受注者は、工事を施工するにあたり、契約図書に（施工方法や材料規格等）特別の定め（特記事項）がない場合は、共通仕様書に記載されている内容を遵守し、施工方法や使用する材料を自らの責任において定めることとなる。
6	特記仕様書	共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために工事固有の技術的要求事項及び工事施工上の制約事項を定める書面をいう。 ***【特記仕様書は、設計図書の一部】***	発注者は、委託調査結果等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた調査資料から抽出するものであり、工事施工時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、発注者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。
7	図　　面	工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を、一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書をいう。 ***【図面は、設計図書の一部】***	図面は、工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。
8	位　置　図	地形図に工事箇所、残土処理場、仮置場、土取り場等の位置及び輸送経路等を記載した書面をいう。 ***【位置図は、設計図書の一部】***	現場条件を明確化するため、位置図に想定した輸送経路を記載するとともに、これを指定する必要がある場合には、別途特記仕様書にて明示すること。
9	設　計　図	工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。 設計図とは、平面図、縦断図、標準断面図（定規図）、横断図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。 ***【設計図は、設計図書の一部】***	作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示する上で必要となる場合は、設計図に図示することができる。 また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや受注者の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。

番号	用　　語	用　語　の　定　義	解　　説　　等
10	工事数量総括表	契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種別や細別などの項目と、項目ごとの規格・数量を、請負人が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。 ***【工事数量総括表は、設計図書の一部】***	現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更予定価格算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。 契約上、制約される事項・数量は、品質・出来形を確認する必要がある。 摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。
11	設計計算書	工事目的物の設計計算条件や計算結果等を記載した書面をいう。 これらは、受注者が工事を施工する際の条件であり、かつ、品質・出来形管理に必要となる諸数値でもあることから、分かり易い記載内容とする必要がある。 ***【設計計算書は、設計図書の一部】***	計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算書は設計時の検討資料であることから添付する必要はないが、設計計算書に記載されていない現場条件については、特記仕様書で明示すること。
12	参　考　図	現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した書面をいう。 ***【参考図は、設計図書の一部】***	参考図は契約において、その施工を制約するものではないため、受注者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はないが、これに示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更する必要がある。 よって、受注者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。
13	数量算出書	工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図・参考図を基に算出し、取りまとめた書面をいう。 ***【数量算出書は設計図書の一部】***	工事数量総括表の基礎資料であり、工事目的物・仮設構造物等の妥当性を検証する上で必要不可欠なものである。
14	現場説明書	工事の入札前に、工事が行われる現場において、入札参加者に対して行われる工事の説明及び図面や仕様書に表示し難い現場条件を示した書面をいう。 ***【現場説明書は、設計図書の一部】***	建設部では、現場説明において入札予定者同士が入札前に会うことになるので、談合防止の観点から、原則として現場説明は行わないこととしているため、図面に表示し難い現場条件については、特記仕様書にて明示する。

番号	用　　語	用　語　の　定　義	解　　説　　等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 ***【質問回答書は、設計図書の一部】***	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧による公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。 ***【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】***	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書(暫定版）という。	積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。
	（確定版）	本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書（確定版）という。	再計算システムに登録されている管理職（本部管理者）が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。
		【予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）は、参考資料の一部】	
17	見　積　用 参 考 資 料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 ***【見積用参考資料は、参考資料の一部】***	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	積算内訳書	予定価格の透明性の一層の向上を図るために、入札後に公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 ***【積算内訳書は、参考資料】***	公表用の積算内訳書は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

３　当初設計図書等の作成

３－１　当初設計図書

（１）　設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び工事数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

ア　表紙

(ｱ) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(ｲ) 審査欄及び押印は必要としない。

イ　特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(ｱ) 土木工事共通仕様書で規定されていない事項

a　使用材料の品質、規格、寸法

b　支給材料及び貸与品の品名、数量、規格、性能、引渡場所及び引渡時期

c　施工に際する手法、留意事項

d　「土木工事積算基準等」の取扱い

e　「概数」の取扱い

f　「非契約事項（数量)」の取扱い

g　「参考図」の取扱い

(ｲ) 施工条件の明示事項

a　工程関係

(a) 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期

(b) 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

(c) 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期

(d) 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件及び影響範囲

(e) 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期

(f) 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

(g) 積算工程上見込んでいる休日以外の作業不能日数

b　用地関係

(a) 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期

(b) 工事用地等の使用終了後における復旧内容

(c) 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

(d) 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

c　公害関係

(a) 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容

(b) 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間

(c) 濁水、わき水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）

(d) 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

d　安全対策関係

(a) 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間

(b) 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容

(c) 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

(d) 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容

(e) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

e　工事用道路関係

(a) 一般道路を搬入路として使用する場合

ⅰ　工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等

ⅱ　搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容

(b) 仮設道路を設置する場合

ⅰ　仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間

ⅱ　仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）

ⅲ　仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容

f　仮設備関係

(a) 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等

(b) 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法

(c) 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

g　建設副産物・建設廃棄物関係

(a) 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件

(b) 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容

(c) 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処分場所、距離等の条件

h　工事支障物件等

(a) 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等

(b) 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等

i　薬液注入関係

(a) 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等

(b) 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

j　その他

(a) 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等

(b) 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等

(c) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等

(d) 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容

(e) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件

(f) 工事用電力等を指定する場合は、その内容

(g) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容

(h) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

(i) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

(j) 運搬経路等を指定する場合は、その内容

(k) 寄託物品がある場合は、その品名、数量、規格、引渡場所、期間等

(l) 積算上想定した現場条件

(ｳ) 「イ　特記仕様書　(ｱ) ｄ～ｇ」の記載例

「土木工事積算基準等」
1　当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
（1）一般土木工事
　「土木関係工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
（2）漁港工事
　「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
（3）下水道工事
　「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
2　「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
（1）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
（2）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
（3）上記（1）（2）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。
3　「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
4　当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
（1）一般土木工事
　「土木工事数量算出要領」
（2）漁港工事
　「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
（3）下水道工事
　「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

「概数」
1　「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
2　概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
　なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
3　「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
4　当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
5　当該工事のうち○○○○は､現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。
　なお、○○○○は概数の確定後、工事に着手すること。
6　当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

「非契約事項（数量）」
　工事数量総括表の単位及び数量が（）で表記されている数量（摘要含む）は、契約事項とならないものの数量である。ただし、契約数量に連動して概数の確定や現場条件変更等が生じた場合には、必要に応じて設計変更する。

「参考図」
　参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項を指定するものではない。

(ｴ) 「概数として扱う数量一覧表」の作成例

（北海道土木工事設計積算電算システム出力例）

※　細目（レベル４）に対応する数量と細別を構成する内容の数量を概数とした事例

概数として扱う数量一覧表

		工事名	○○工事	当初	事業区分	
					工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						
腐植酸種子散布		m2		1,340		概数
防止策工						
立入防止柵		m		78		
立入防止柵		m		78		78m当り数量
床掘り		m3		6.3		概数 78m当り数量
埋戻し		m3		1.8		概数 78m当り数量

細別を構成する内容

立入防止柵の数量７８ｍは概数ではないが、内訳の床堀りと埋戻しが概数となっている。

ウ　位置図

(ｱ) 位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）を用い所定の様式（位置図様式）に貼付し、次の内容を記載する。

なお、電子地図データを用いない場合は、出張所管内図、河川図又は道路路線図等の原稿図面（複写不可）を用いて作成する。

a　工事箇所又は施工範囲

(a) 工事名

(b) 工事箇所：施工箇所の住所

(c) 範囲：起点、終点部の緯度経度

b　特記仕様書で指定する箇所

(a) 残土処理場、仮置場、土取場、発生土の引渡場所等

(b) 建設副産物の仮置場等

(c) 桁やブロック等の製作ヤード、仮置ヤード等

(d) 発注者が想定した運搬経路等

(ｲ) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ　工事数量総括表

工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。

(ｱ) 工事数量総括表は、**「土木工事工種体系化の手引き」**に基づき作成する。

(ｲ) 非契約事項は、積算内訳の各項目において括弧書きで記載し、契約事項との区分が明確となるようにする。

(ｳ) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

オ　作成部数

設計図書は、発注者用、工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

（２）　設計図

設計図は、工事目的物の位置、規格及び寸法等を詳細に記すこととし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア　図面の種類

(ｱ) 平面図

工事目的物を平面的に記した図面で、施工範囲や周辺状況等を明示したもの。

(ｲ) 縦断図

工事目的物を縦断的に記した図面で、道路・河川等の高さ・縦断勾配を明示したもの。

(ｳ) 標準断面図

平均的な現況地盤線に道路・河川等の構造・規格を明示した図面で､標準的な施工断面を明示したもの。

なお、事業によっては定規図ともいう。

(ｴ) 横断図

工事目的物を横断的に記した図面で、工事目的物の総量を把握するために必要な間隔（ピッチ）で作成したもの。

(ｵ) 構造詳細図

鉄筋の加工図・配筋図や構造物配置図等、工事目的物の詳細を記した図面で、その詳細の位置や寸法及び使用する材料の仕様等を明示したもの。

なお、指定仮設とした場合は、仮設工構造図（詳細図）もこれに含まれる。

(ｶ) 承認図

受注者が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。

なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。

イ　作成要領

(ｱ) 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。

(ｲ) 設計図には図面番号を記入し、図面の脱漏を防止しなければならない。

(ｳ) 設計図は赤色着色や旗上げ等を行って、工事内容が明確になるようにしなければならない。

(ｴ) 平面図は、起終点はもとより当該工事で施工する工事目的物等の施工位置、施工範囲及び施工数量等を明示する。

(ｵ) 平面図以外の設計図においても、必要に応じて(ｱ)と同様な明示を行う。

(ｶ) 標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（ＰＣ橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

ウ　取扱い

(ｱ) 記載される内容は、契約上の制約を有し、工事完成時において発注者が確認する。

(ｲ) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ　作成部数

設計図は、発注者用、工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

（３）　参考図

参考図は、発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア　作成要領

(ｱ) 表題又は表題付近の余白に参考図と朱書きする。

(ｲ) 設計図の中に標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合(ＰＣ橋の定着装置等)は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

イ　取扱い

(ｱ) 記載される内容は、あくまで参考であることから、契約上の制約を有さない。

(ｲ) 現場条件等により記載内容を変更する必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。

ウ　作成部数

参考図は、発注者用、工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

エ　参考図の明示例

(ｱ) 図面全体が参考図である場合

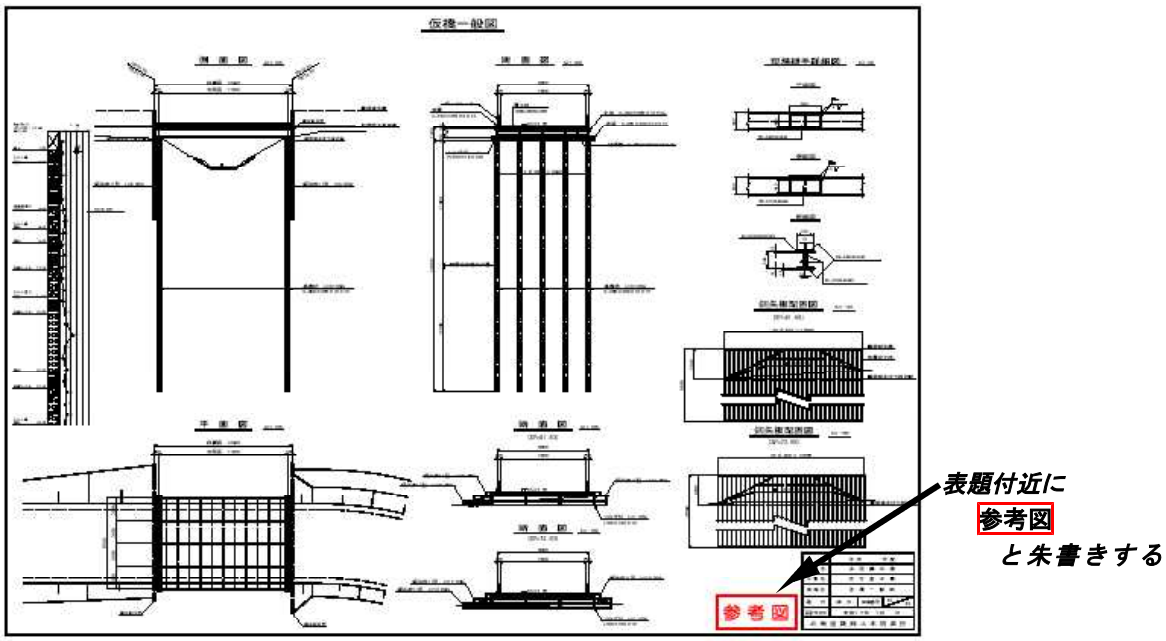

(ｲ) 図面の一部が参考図である場合

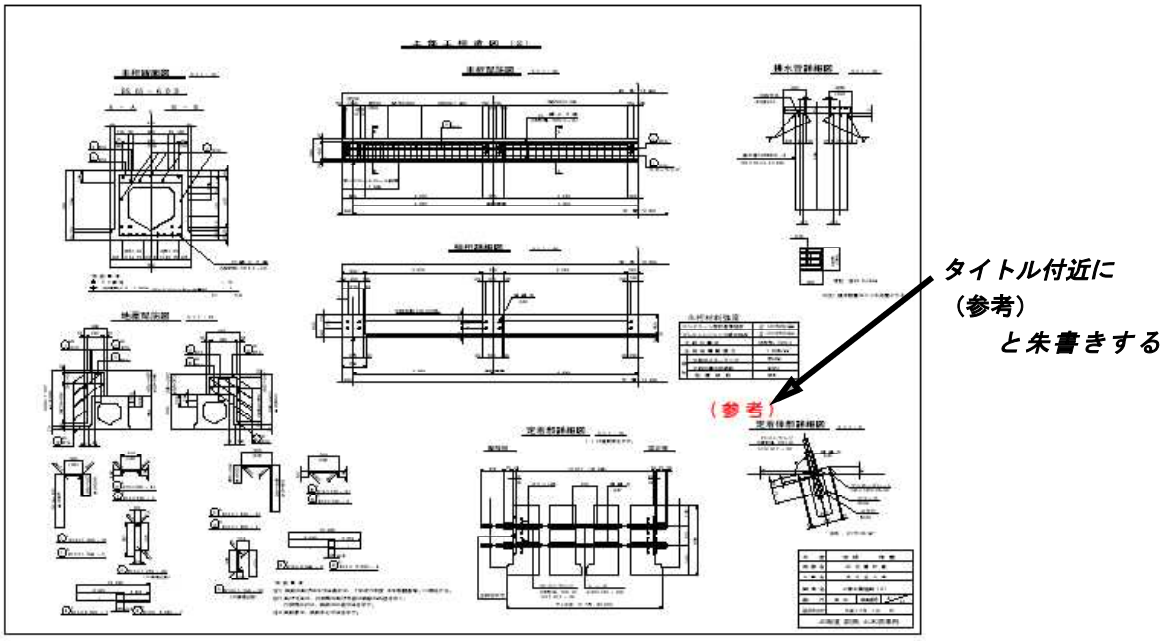

（4） 設計計算書

設計計算書は、設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 作成要領

設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算表は添付しない。

イ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

ウ 作成部数

設計計算書は、発注者用、工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加閲者覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

（5） 数量算出書

数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 数量集計表

数量集計表は、工事数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。

(ｱ) 工事目的物を工事の施工手順ごとに記載し、契約数量とならない仮設工や共通仮設費の積上げ部分等の数量についても取りまとめを行う。

(ｲ) 数量の集計は、**「土木工事数量算出要領」**及び**「漁港関係工事数量算出要領」**等による。

イ 数量算出書

数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。

なお、数量の算出は、**「土木工事数量算出要領」**及び**「漁港関係工事数量算出要領」**等による。

ウ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 作成部数

数量算出書は、発注者用、工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

（位置図様式）

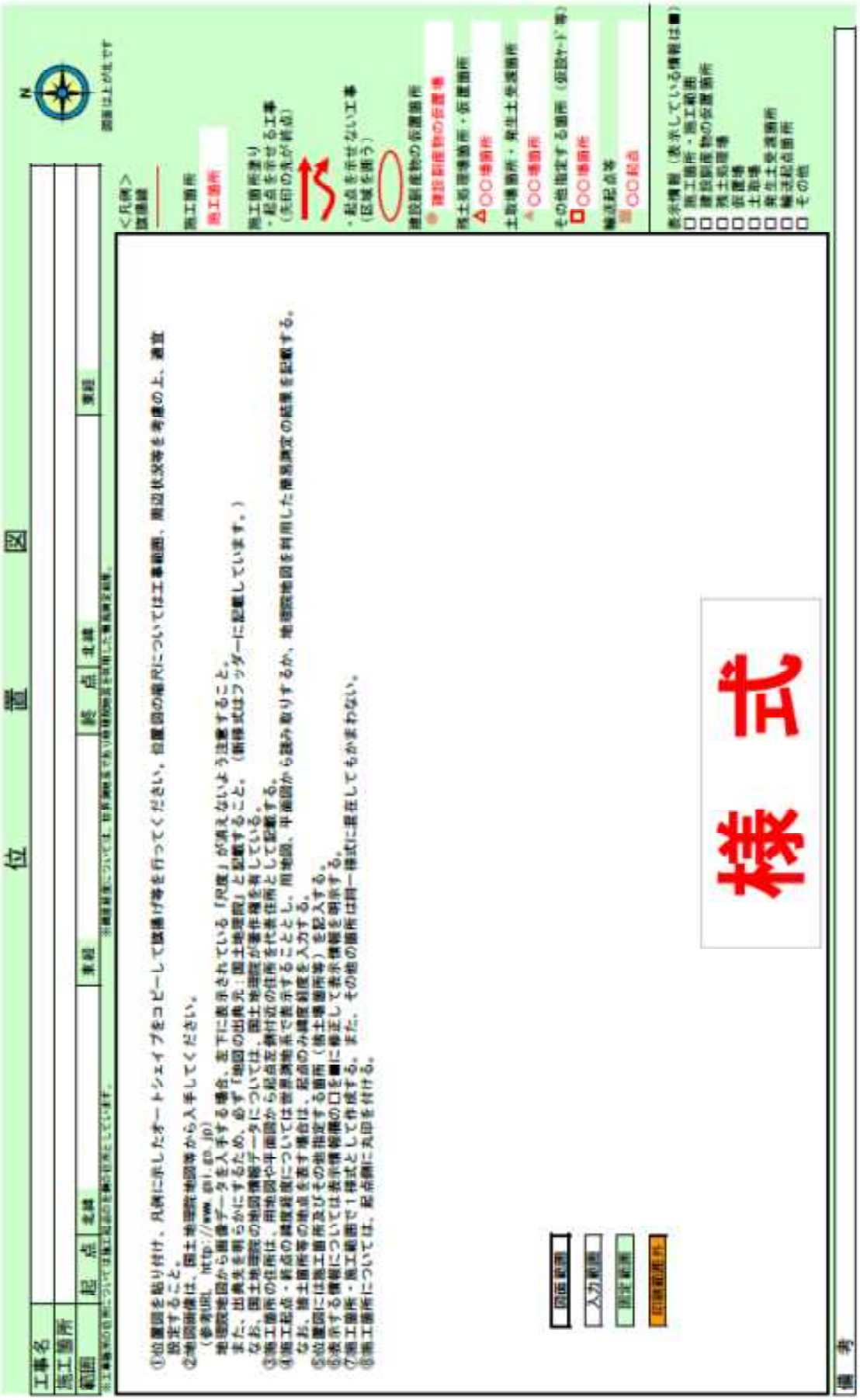

※1　位置図様式は積算システムポータルサイトよりダウンロードすることができる。

2　作成方法は、位置図作成マニュアルにより作成すること。

３－２　当初参考資料

(1)-１　予定価格算出用設計書（暫定版）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　表紙

(ｱ) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(ｲ) 予定価格算出設計書（暫定版）の審査欄には、公示する内容が適切であるか否かを照査することとし、工事監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）、所属長（出張所長、事業課長等）、事業を所管する課長（道路課長、治水課長、維持管理課長等）、入札契約課長及び事業所管室長（事業室長、用地管理室長）の決済権者が押印することを原則とする。

なお、技術職員の集約等により、事業執行及び入札執行する建設管理部が異なる場合は、上段の審査欄には、入札を執行する建設管理部担当職員（集約元）、下段の審査欄には、事業を執行する建設管理部担当職員（集約先）がそれぞれ押印することとする。

イ　積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、事務所名、適用単価、積算基準日、入札日（開札日）、積算（再計算）処理日、適用単価地区（ゾーン番号）、適用工種、積算時想定工事期間、工期の設定、冬期労務補正を記載する。

ウ　工事概要一覧表

工事概要一覧表は、当該工事の主な概要を一覧にする。

工事規模（工事延長、幅員等）や主な工事目的物の概要（形式、延長、量等）を記載する。

エ　諸経費情報

諸経費情報は、ICT補正、週休2日制の補正、共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費、工事延長等に伴う現場維持費、一般管理費等の情報について記載する。

(ｱ) 共通仮設費の情報には、主たる工種、施工地域補正の区分、除雪工事補正の有無、対象支給品費の額、無償貸与機械等評価額について記載する。

(ｲ) 現場環境改善費情報には、計上の有無、市街地補正の区分を記載する。

(ｳ) 現場管理費情報には、施工地域補正の区分、施工時期補正の区分・冬期日数・工期日数、緊急工事補正区分、砂防・地滑り工事補正の区分、対象支給品費、無償貸与機械等評価額を記載する。

(ｴ) 工事延長等に伴う現場維持費情報には、計上の有無、施工地域補正の区分、延長時点の純工事費額、積み上げ用費用の額、工期延長等日数、延長期間最終日の基準年月を記載する。

(ｵ) 一般管理費等情報には、財団法人等の補正有無、前払い金割合による補正区分、契約保証に係る補正区分を記載する。

オ　工事費総括表

工事費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。

災害関係設計書の工事雑費、応急工事費を記載する。

カ　合併設計書一覧

合併設計書一覧は、複数設計書を合冊又は追加発注する場合、諸経費を調整する各設計書名と工事価格を一覧にする。

キ　設計内訳書

設計内訳書は、その設計書の工事費を算出する。

なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については積算要領や数量算出要領を参照のこと。

(ｱ) 細別には、名称、規格、単位、数量、単価、金額及び適用（単価表番号や概数）を記載する。

(ｲ) 種別には、含まれる細別の合計額、工種には、含まれる種別をそれぞれ１式として金額を記載する。

(ｳ) 直接工事費、共通仮設費、共通仮設費（率計上）、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等、工事原価、消費税相当額及び工事費計についてそれぞれ１式として金額を記載する。

ク　各種諸経費

各種諸経費は、工場管理費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に分けて作成する。

また、処分費等指定行一覧についても作成する。

(ｱ) 工場管理費には、間接労務費対象額、間接労務費率、間接労務費計上額、工場管理費　工場純工事費、非対象額計、工場管理費対象額、工場管理費率、工場管理費計上額を記載する。

(ｲ) 共通仮設費には、主たる工種、対象工事費、直接工事費、準備費（処分費）、事業損失防止施設費、対象工事費に含まれる処分費、対象額支給品、無償貸付機械評価額、共通仮設費対象額、処分費等を除く共通仮設費対象額、共通仮設費（率分）　率（補正前）、施工地域等補正、共通仮設費（率分）率（補正後）、調整工事計上額、現場環境改善費対象工事費、現場環境改善費対象額（Ｐｉ）、現場環境改善費率（補正

前)、現場環境改善費率（補正後)、共通仮設費（積上分)、運搬費、準備費・仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費、現場環境改善費、共通仮設費計等を記載する。

(ｳ) 現場管理費には、主たる工種、純工事費、直接工事費、共通仮設費、非対象額計、対象額支給品、無償貸付機械評価額、現場管理費対象純工事費、処分費等を除く現場管理費対象純工事費、率（補正前)、施工地域等補正、施工時期補正の区分、緊急工事補正、真夏日補正、砂防・地すべり補正、率（補正後)、計上額、調整工事計上額等を記載する。

(ｴ) 一般管理費率等には、工事原価、純工事費、現場管理費、中止期間中現場維持費、工場製作原価、非対象額計、一般管理費等対象工事原価、処分費等を除く一般管理費等対象工事原価、率（補正前)、前払金支出割合による補正係数、財団法人等による補正係数、契約保証に係る一般管理費等対象工事原価、契約保証に係る補正値、一般管理費等 率（補正後)、計上額、調整工事計上額等を記載する。

ケ　内訳書

内訳書は、設計内訳書の細別（レベル４）に対する単位当り金額を算出する。

コ　単価表

１次単価表は、細別に対する単位当り金額を算出する。

２次単価表以下はその上位単価表に対する単位当り金額を算出するが、参考資料として作成する。

単価表には、名称、規格／条件、単位、数量、単価及び単価適用日、歩掛適用日、労務調整区分を記載する。

サ　登録単価

登録単価は、登録単価、個人用損料それぞれ作成する。

コード、名称、規格、単位、単価、登録年度、登録月及び備考について記載する。

(ｱ) 資材単価の策定は、**「工事用資材設計単価策定要領」**による。

(ｲ) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び、見積りに基づくものは、［道建設部策定単価］、［地方資材単価］、［刊行物単価］、「実勢価格調査単価］又は、［見積策定単価］と明記する。

シ　建設リサイクル法に関する解体工事費用調書

建設リサイクル法に関する解体工事費用調書は、特定建設資材を用いた工作物の解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

ス　建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書

建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書は、特定建設資材廃棄物の再資源化等施設の受入 費及び運搬費に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

セ　集計リスト

集計リストは、機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他に分けて作成し、予定価格算出用設計書に計上した機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他について、名称・規格毎の単位、設計数量、単位、金額及び摘要を記載する。

ソ　質量２０ｔ以上の建設機械一覧表

質量２０ｔ以上の建設機械一覧表は、予定価格算出用設計書に計上した質量２０ｔ以上の建設機械を機種・規格毎に記載する。

タ　作成部数

予定価格算出用設計書（暫定版）は、積算担当者が発注者用を紙ベースで１部作成する。

(1)-２　単価算定資料等

ア　単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編さんする。

(ｱ) 見積書による単価策定書

見積書による単価策定書の複写（様式－３のみ）を添付する。

(ｲ) 刊行物による単価策定書

刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当頁の複写を添付する。

イ　作成部数

(ｱ) 単価算定資料等は、積算担当者が発注者用を紙ベースで１部作成する。

(ｲ) 単価算定資料等の工事監督員用は、予定価格算出用設計書の工事監督員用と併せて入札終了後に紙ベースで１部作成する。

ウ　単価算定資料等は別冊にし、策定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。

また、再計算を行った場合は、予定価格算出用設計書（確定版）に別に綴り添え換えること。

（２） 予定価格算出用設計書（確定版）

予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)－１　予定価格算出用設計書（暫定版）」と同様とする。

ア　表紙

(ｱ) 施工年度、工事名、再計算処理日、入札用積算済及び所属名を記載する。

(ｲ) 予定価格算出用設計書（確定版）には、出力後に再計算処理者、出力者及び決裁権者が押印することを原則とする。

イ　作成部数

(ｱ) 予定価格算出用設計書（確定版）は発注者用を紙ベースで１部作成する。

(ｲ) 予定価格算出用設計書の工事監督員用は、入札終了後に紙ベースで１部作成する。

（３） 見積用参考資料

見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　表紙

審査欄及び押印は必要としない。

イ　積算情報

設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ　工事概要一覧

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ　諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

オ　合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

カ　設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

キ　各種諸経費

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ク　内訳書

単価・金額欄を空白にして作成する。

ケ　単価表

（ア）単価・金額欄を空白にして作成する。

（イ）道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積もりに基づくものは、「道建設部策定単価」、「地方資材単価」、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

コ　登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

サ　作成部数

(ｱ) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。

(ｲ) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用（出張所用等）として紙ベースで１部作成する。

３－３　編さん順序

（１）　当初設計図書

【設計図書】

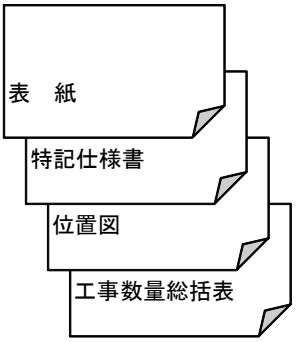

発注者用、工事監督員用、受注者用
（閲　覧）

【図　面】

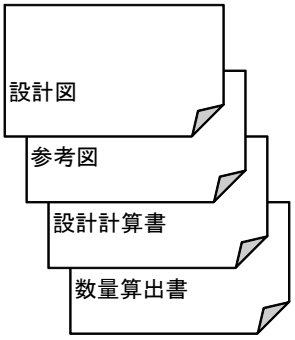

発注者用、工事監督員用、受注者用
（閲　覧）

（２）　当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】
【予定価格算出用設計書（確定版）】

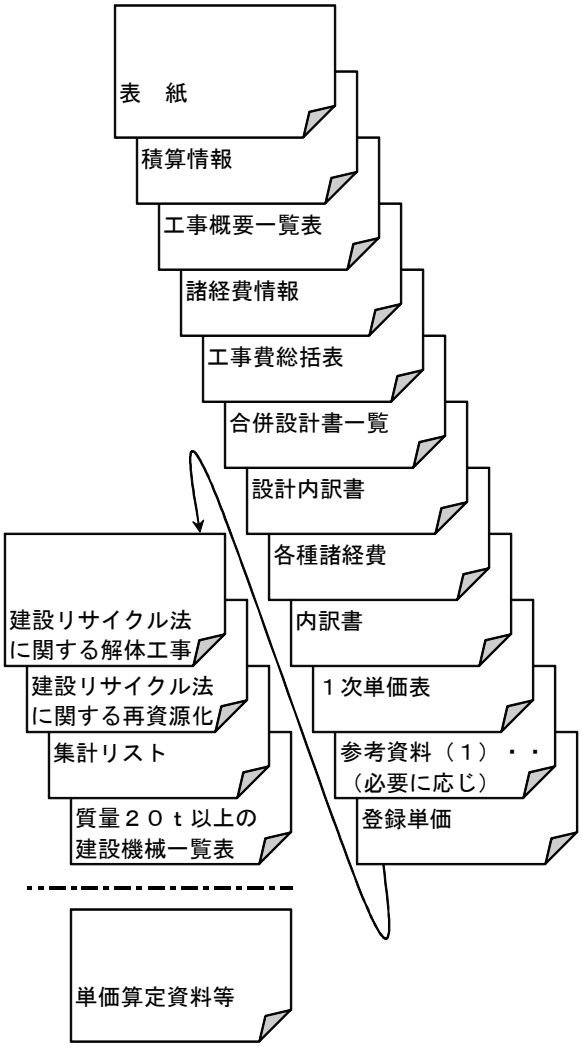

※単価算定資料等は別冊にする

発注者用、工事監督員用

【見積用参考資料】

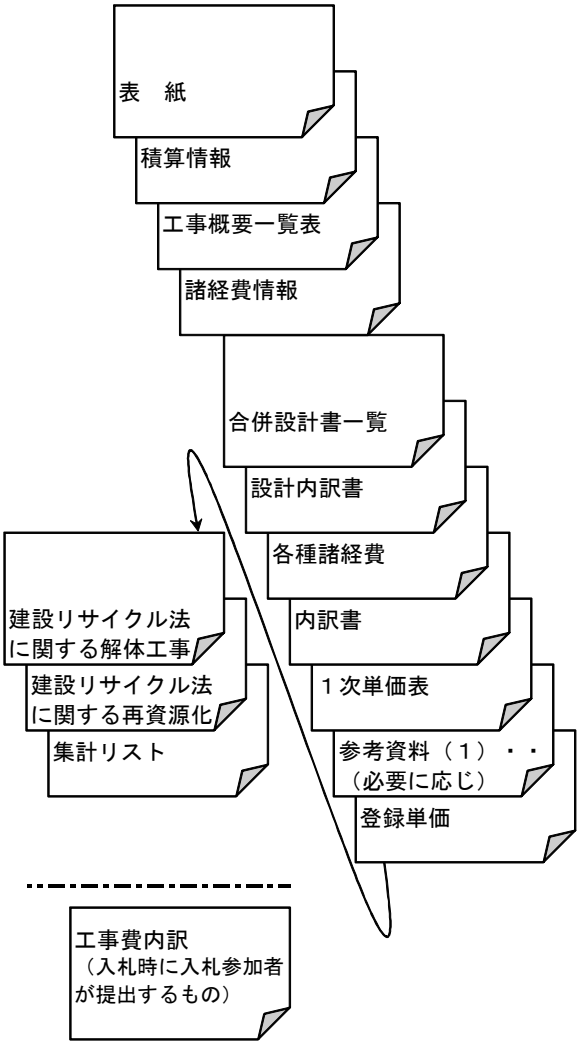

受注者用（閲　覧）
質問対応用（出張所用等）

３－４　数量数位

（１）　工事数量総括表・予定価格算出用設計書の数量数位

ア　工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の設計内訳書において、数量欄に計上する数量は、「土木工事数量算出要領」に定める数位を標準とするが、定めの無いものについては表１に定める数位を標準とする。

ただし、個数、ｍ、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）、またｋｍ及びｔ単位で計上するものは小数点以下第１位（小数点以下第２位四捨五入）を標準とする。

表１　集計数量数位

数　　量	数　　位	摘　　要
1,000　未　満	有効数字上位２桁	３桁以下切捨て
1,000　以　上	有効数字上位３桁	４桁以下切捨て

イ　個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。

(ｱ) 個数で計上するものとは、単位が個、枚、基、箇所、人、日、式等のものをいう。

(ｲ) 材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品、生コンクリート、アスファルト合材等）をいい、切込砂利等の石材、張芝等の植生資材、足場・支保等の仮設材損料及び産業廃棄物処分費等も材料費として扱う。

ウ　予定価格算出用設計書の１次単価表等において、数量欄に計上する数量は、表２、表３に定める数位を標準とする。

エ　単位限に満たない場合は、有効数字上位１桁の数量を数位とする。（２桁以下四捨五入）

（例：0.25→0.3、0.0034→0.003）

オ　工事規模及び工事内容等により計上数位が不適当と判断される場合は、適正に数位を定めるものとする。

（例：無収縮モルタル等の単価が高いもの、維持補修工事等の小規模な工事）

表２　工種内訳書の数量の数位

名　　称	種　　類	単位	数　　位	摘　　要
土　工　量	土　量	m3	小数位以下１位止	２位四捨五入
法　面　積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ(石) 積(張)面積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
コンクリート ・アスファルト体積	体　積	m3	小数位以下１位止	２位四捨五入
型　枠　面　積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
鉄　筋　質　量	質　量	kg	小数位以下１位止	２位四捨五入
足　場　・　支　保	面　積 体　積	掛m2 空m3	整　数　位　止 小数位以下１位止	１位四捨五入 ２位　〃
粗朶沈床等面積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
舗　装　面　積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
区　画　線	延　長	m	小数位以下１位止	２位四捨五入
トンネル断面積	断　面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入
鋼　材　質　量	質　量	kg・ｔ	小数位以下１位止	２位四捨五入
ボ　ル　ト　質　量	本　数 質　量	本 kg	整　数　位　止 小数位以下１位止	１位四捨五入 ２位四捨五入
塗　装　面　積	面　積	m2	小数位以下１位止	２位四捨五入

（注）１　歩掛値等については、表３による。

２　数位に満たない場合は有効数字上位１桁（２桁以下四捨五入）の数量を数位とする。なお、表にないものは表２に準ずるものとする。

表３　単価算出調書の数量の数位

区分 / 種別	寸法 長	寸法 幅	寸法 厚又は径又は高さ	単位	数位	摘要
延長	［３位（m）］ ２位（m）			m		
労務人員				人	２　位	小数点以下３位四捨五入
木材	２位（m）	１位（cm）	１位（cm）	本	１　位	小数点以下２位四捨五入
				m3	３　位	小数点以下４位四捨五入
鋼材	単位限（mm）	単位限(mm)	１位（mm）	t kg	１　位	小数点以下２位四捨五入
金物	２位（m）	単位限(mm)	単位限(mm)	kg	１　位	小数点以下２位四捨五入
砂利・砕石			単位限(mm)	m3	１　位	小数点以下２位四捨五入
砂・火山灰				m3	１　位	小数点以下２位四捨五入
玉石・栗石			単位限(mm)	m3	１　位	小数点以下２位四捨五入
割石			単位限(mm)	m3	１　位	小数点以下２位四捨五入
石油類				ℓ	有効数位２桁	有効数位３桁四捨五入
ｱｽﾌｧﾙﾄ類				t kℓ	３　位	小数点以下４位四捨五入
石粉				t	２　位	小数点以下３位四捨五入
セメント				kg	単位限	小数点以下１位四捨五入
粗朶類	１位（m）		単位限(cm)	束	１　位	小数点以下２位四捨五入
芝	単位限（cm）	単位限(cm)	単位限(cm)	㎡	１　位	小数点以下２位四捨五入
種子類				kg	単位限	小数点以下１位四捨五入
塗料				kg ℓ	１　位	小数点以下２位四捨五入
塗装表面				㎡	１　位	小数点以下２位四捨五入
火薬 ﾀﾞｲﾅﾏｲﾄ				kg	２　位	小数点以下３位四捨五入
雷管				個	１　位	小数点以下２位四捨五入
目地材				㎡	２　位	小数点以下３位四捨五入
止水板				m	１　位	小数点以下２位四捨五入
防砂シート				㎡	１　位	小数点以下２位四捨五入
混和材				ℓ kg	２　位	小数点以下３位四捨五入
石灰				t	２　位	小数点以下３位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下１位四捨五入
肥料類				t	２　位	小数点以下３位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下１位四捨五入
時間・日数 月数				h・日 月	２　位	小数点以下３位四捨五入
台数				台	１　位	小数点以下２位四捨五入
かご類				m・㎡ 個	単位限	小数点以下１位四捨五入
電力量				KWH	有効数位２桁	有効数位３桁四捨五入

（注）１　別途定まっている歩掛値等については、本基準によらなくて良い。

２　上表で石油類、電力量の有効数位２桁とは、時間当り単価表の場合であり、日当り単価表の場合は単位限とする。

３－５　留意事項

（１）　特記仕様書

ア　効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図・設計計算書では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。

イ　積算上想定した現場条件の代表例

(ｱ) 土工等、運搬が伴う場合の「土質区分」、「運搬距離」及び「搬出先・搬出元」
（ただし、最終処分場・中間処理場は「運搬距離」のみ）

(ｲ) コンクリート打設における「打設方法ごとの各条件」（ポンプ車打設の日打設量やクレーン打設のクレーン規格等）

(ｳ) 構造物単位等の積算手法で大括りされた基礎材などの雑材料費計上の有無

(ｴ) 基礎工関係における工法や杭打設長等の条件値

(ｵ) 枠組足場計上時の手摺先行型枠組足場計上の有無

(ｶ) コンクリートの取壊し方法

(ｷ) 標準機種以外を用いて積算した場合、その想定機種

ウ　積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、各**「工事工種体系化の手引き」**を参照すること。

（２）　位置図

運搬距離の算定は、縮尺５万分の１地形図を用いるのが一般的であり、詳細の位置確定や想定ルートの通行止め等により、運搬距離の変更が生じる場合がある。こうした設計変更処理を行うためには、適切な位置図を作成するとともに、想定した運搬距離等の現場条件を工事数量総括表の摘要欄や特記仕様書で明示することで「設計図書の不一致」という扱いができることとなる。

（３）　工事数量総括表

ア　摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ　規格（レベル５）欄には、必要事項を必ず明示する。

ウ　該当工種に必要な細別（レベル４）がない場合は、各**「工事工種体系化の手引き」**の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。

（４）　設計図

集水桝等の基礎材や法留基礎コンクリートの目地材等、工事工種体系化構成表において単価構成内容に含まれるもので、工事数量総括表の規格（レベル５）に明示されない材料等の位置や規格・寸法は、設計図で明示するとともに、必要に応じて特記仕様書を添付する。

（５）　設計計算書

委託成果品等の設計計算書全部を設計図書とする必要はなく、設計条件等が簡潔に分かる資料として良い。

（６）　積算基準日

予定価格算出用設計書作成時の積算基準日は入札日（開札日）とする。

４　変更設計図書等の作成

４－１　変更設計図書

（１）　変更設計図書

変更設計図書は、**「３－１　当初設計図書」**と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　表紙

当初設計図書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第○回設計変更」と表示する。

イ　設計変更理由書

変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。

ウ　特記仕様書

(ｱ) 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

(ｲ) 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。

（北海道土木工事設計積算電算システム出力例）

※　設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

		工事名	○○工事	第1回変更	事業区分	
					工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						***未確定を示す***
腐植酸種子散布		m2	1,340	1,340	0	概数
排水工						
斜面対策付属物設置工						
防止策工						
立入防止柵		m	78	78	0	
立入防止柵		m	78	78	0	78m当り数量
床掘り	***細別を構成する内容***	m3	6.3	11.3	5.0 ***確定を示す***	確定 78m当り数量
埋戻し		m3	1.8	2.8	1.0 ***確定を示す***	確定 78m当り数量

エ　位置図
現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。
オ　工事数量総括表
(ｱ) 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。
(ｲ) 摘要欄については、変更後の内容を記載する。
(ｳ) 規格（レベル５）が変更となった場合は、新たな細別（レベル４）を追加する。
(ｴ) 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種（レベル２）を追加する。
また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。
カ　作成部数
変更設計図書は、発注者用及び工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。
なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。

（２）　変更設計図・参考図
ア　変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。
(ｱ) 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。
(ｲ) 変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。
(ｳ) 変更図面は、前回を黄色、今回を赤色で着色する。
なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。
(ｴ) 数量及び寸法等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を２段書きとする。
(ｵ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。
イ　作成部数
変更設計図・参考図は、発注者用及び工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。
なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。

（３）　変更設計計算書
ア　現設計計算書から記載内容に変更が生じる場合に添付する。
イ　作成部数
変更設計計算書は、発注者用及び工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。
なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。

（４）　変更数量算出書
変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。
ア　変更数量集計表
(ｱ) 前回の数量から記載内容が変更となる工種（レベル２）の数量集計表を添付する。
(ｲ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。
イ 変更数量算出表
(ｱ) 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。
(ｲ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。
ウ　作成部数
変更数量算出書は、発注者用及び工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。
なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。

４－２　変更参考資料

（１）　変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第○回設計変更」と表示する。

イ　積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載する。

ウ　工事概要一覧

前回と今回の工事概要を併記する。

エ　新請負金額算出表

変更後の請負代金額を算出する。

新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。

(ｱ) 算出方法

新請負工事価格　＝　（新工事価格　×　現請負工事価格）　／　現工事価格

(ｲ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ｳ) 500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ｴ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

オ　諸経費情報

カ　工事費総括表

前回（上段）と今回（下段）を２段書きとする。

キ　合併設計書一覧

前回（上段）と今回（下段）を２段書きとする。

ク　設計内訳書

(ｱ) 数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を２段書きとする。

ケ　各種諸経費

コ　内訳書

前回（上段）と今回（下段）を２段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。

サ　単価表

前回（上段）と今回（下段）を２段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる単価表のみ添付する。

シ　登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

ス　作成部数

変更予定価格算出用設計書は、発注者用及び工事監督員用の２部を紙ベースで作成する。

（２）　変更見積用参考資料

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア　表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第○回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

イ　積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ　工事概要一覧

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ　新請負金額算出表

金額欄を空白にして作成する。

オ　諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

カ　合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

キ　設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

ク　各種諸経費

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ケ　内訳書、単価表

単価・金額欄を空白にして作成する。

コ　登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

サ　作成部数

変更見積用参考資料は、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。

４－３　編さん順序

（１）　変更設計図書

【変更設計図書】

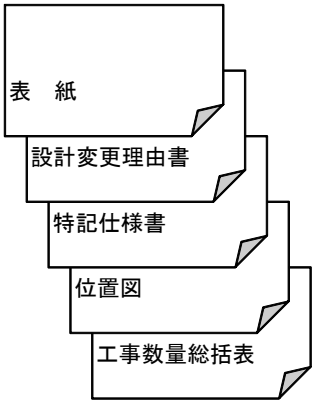

発注者用、工事監督員用、受注者用

【変更図面】

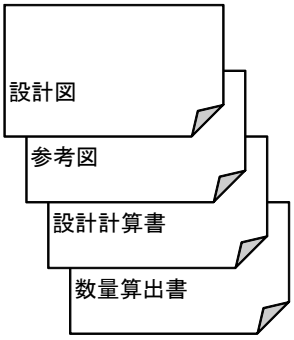

発注者用、工事監督員用、受注者用

（２）　変更参考資料

【変更予定価格算出用設計書】

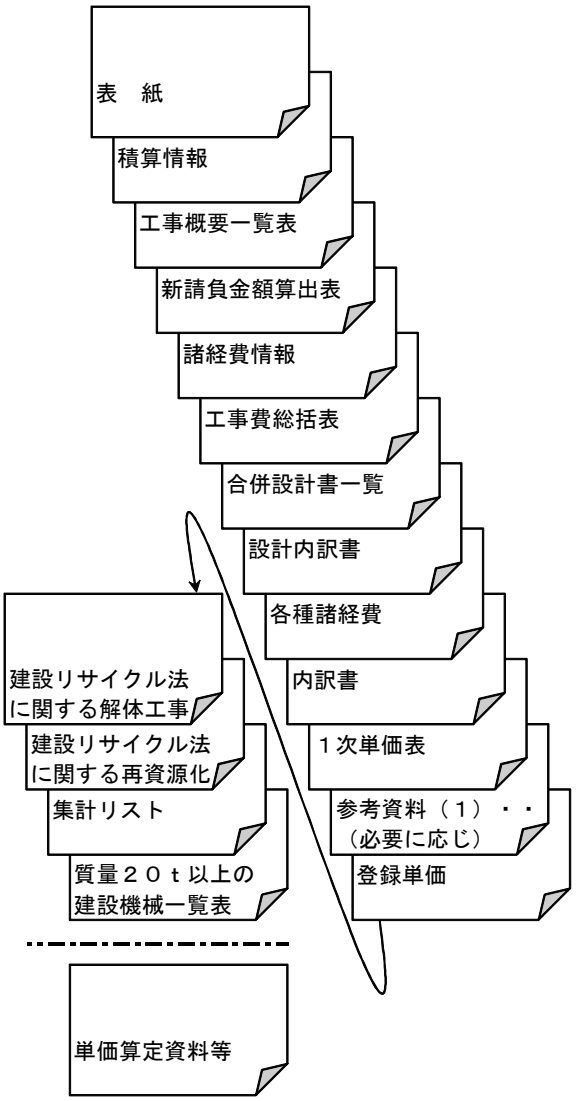

発注者用、工事監督員用

【変更見積用参考資料】

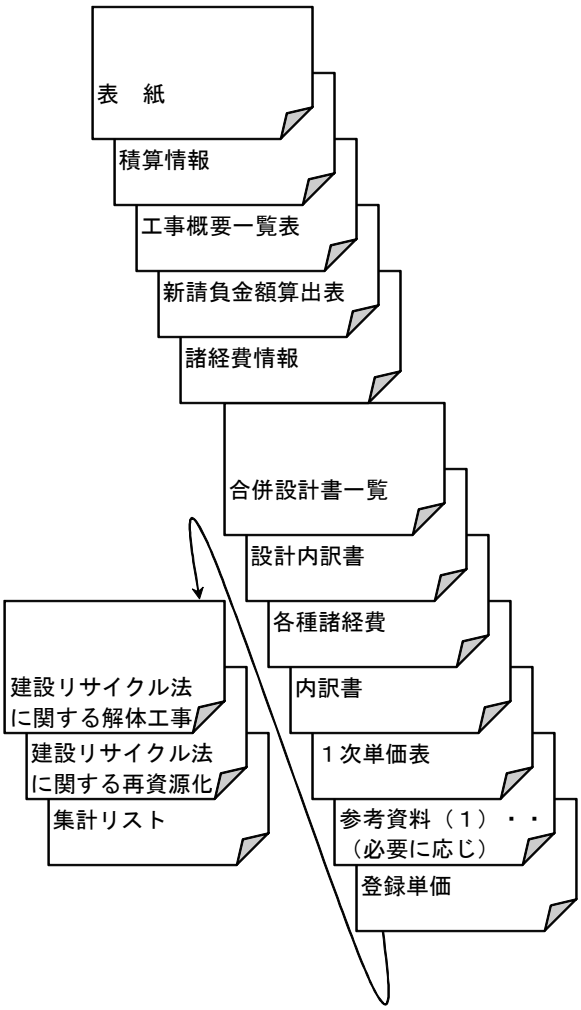

受注者用

４－４　積算上の留意点

（１）　共通仮設費、現場管理費の算出における「工種区分」の取扱いについて

設計変更により金額が増減し、主たる工種区分に変更が生じる場合でも、当初設計の工種区分とする。

なお、工種区分については、**「土木工事積算要領」、「下水道工事積算要領」及び「漁港関係工事積算基準」**による。

（２）　共通仮設費、現場管理費の補正の取扱いについて

ア　施工時期・工事期間による補正率（現場管理費率の補正）

(ｱ) 契約工期の延伸短縮等により当初計上した補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）

(ｲ) 当初の積算において補正を行っていなかったが、契約工期の延伸により補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）

(ｳ) 契約工期の変更を行わない場合は、当初設計の補正率による。

イ　施工地域による補正率（共通仮設費率、現場管理費率の補正）

工事区間の延伸短縮により施工地域区分の補正率に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。

（３）　現場環境改善費の取扱いについて

ア　率で計上するもの

(ｱ) 現場環境改善の内容（受注者が選択した項目及び受注者が増やした項目数量）に伴う設計変更は行わない。

(ｲ) 対象金額（Ｐｉ）の変動に伴う現場環境改善費率ｉの変更は行う。

イ　積上げ計上するもの

条件明示（積上げ計上分[α]）がなされているもので、明示内容に変更が生じる場合は設計変更の対象とする。

（４）　冬期屋外工事の労務歩掛補正の取扱いについて

ア　工期の延伸短縮が生じる場合でも当初設計の補正率による。

イ　工事一時中止や延伸による繰越し等により、契約工期が３月３１日を超える場合、３月３１日を超える作業分は歩掛補正の対象としない。

ウ　工事一時中止や延伸による繰越し等により、全体工期が歩掛の補正対象外となる場合は、設計変更の対象とする。

エ　１０月１日以降に拡大設計変更を行う場合、上申日を工期始と読み替えて、拡大工事の労務歩掛補正の対象とする。

（５）　契約保証費の取扱いについて

契約保証費は、対象金額の増減による変更は行わない。

（6） 積算歩掛、単価及び諸経費

変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">設計変更の種類</th><th>積算歩掛</th><th>積算単価</th><th>諸経費</th></tr>
<tr><td colspan="2">概数確定による設計変更</td><td rowspan="2">既契約時点の歩掛</td><td rowspan="2">既契約時点の単価</td><td rowspan="4">既契約時点
の工種区分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通常の
設計変更</td><td>取り合い等による設計変更</td></tr>
<tr><td>工事増量となる設計変更</td><td rowspan="2">変更通知時点の歩掛</td><td rowspan="2">変更通知時点の単価</td></tr>
<tr><td colspan="2">拡大設計変更</td></tr>
</table>

（注） 1 「概数確定による設計変更」

概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。

2 「通常の設計変更」

契約書第17条及び第18条（拡大設計変更を除く）による設計変更で、「土木工事工種体系化の手引き」により次のとおり分類する。

(1) 「取り合い等による設計変更」

仮設工及び共通仮設費については既存の種別（レベル３）内、それ以外は既存の工種（レベル２）内で変更となるもの

(2) 「工事増量となる設計変更」

仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル３）、それ以外は新たな工種（レベル２）が追加となるもの

ただし、同一名称の種別（レベル３）若しくは細別（レベル４）がある場合は、「既契約時点の歩掛・単価」を適用

3 「拡大設計変更」

事業促進のために工事内容を拡大する設計変更をいう。

4 「変更通知時点」

変更設計図書の上申日をいう。

ただし、軽微な設計変更については、それぞれの軽微な設計変更を上申した日をいう。

５　設計変更の契約条項の説明

５－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受注者の通知義務と発注者及び受注者のとるべき措置について規定したものである。

条件変更の理由	解　　説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 （これらの優先順位が定められている場合を除く。）	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第１項第１号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、受注者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第１項第２号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないこととは､表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第１項第３号
(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。	設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、わき水の有無又は量、地下水の水位などがあげられ、人為的な施工条件としては、地下埋設物、地下工作物、土取場、土捨場、通行道路、工事に関係する法令等があげられる。	第17条 第１項第４号
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。	自然的な施工条件としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。 人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第１項第５号

５－２　設計図書の変更（契約書第18条）

本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

設計図書の変更理由	解　　説	適用条項
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条
(2) 拡大設計変更	現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の３割以下※の増額の場合である。	第18条

※なお、変更見込額が当初契約額の３割以下とすることにより難い特段の事由が生じた場合の取扱いについては、別途定めることが出来る。

５－３　工事の中止（契約書第19条）

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、受注者が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解　　説	適用条項
(1) 工事用地等の確保ができない、又は天候その他不可抗力による中止	発注者の義務である工事用地等の確保（第15条）が行われないために施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為、工事現場の地形等の変動などの理由で、工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない場合である。	第19条第１項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、発注者の意思で工事の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、工事を続行させると設計変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断する場合等である。	第19条第２項

５－４　請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上等の理由がある場合には、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

６　設計変更の種類

６－１　設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

６－２　概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

６－３　工事内容の拡大に伴う設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更額が当初契約額の３割以下の増額の場合に、早期に事業効果を発現する観点から、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

（平成28年11月18日付け　建管第1467号）

６－４　工事内容の変更指示書

受発注者間で認識の共有を図るため、設計変更を行うにあたって、契約変更に先立ち指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載し確認すること。

指示書による指示は、設計変更や契約変更に先立ち行う事務であり、支出負担行為にあたらないことを明確にするため、指示書には、「記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載すること。

このとき、当初添付を不要としていた資料があるときには指示書とともに受注者に提供すること。

【発注者からの指示の場合】

１　発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行うこととする。

２　指示書には、変更内容による変更見込み概算額について、出典を明示して記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

３　概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は、十万円単位）とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

１　発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行うこととする。

２　指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

３　概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積額を指示書に記載する。

４　概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は、十万円単位）とする。

６－５　設計変更

設計変更手続きの円滑化が、施工の円滑化・効率化に繋がることを十分理解し、設計変更の必要がある場合は、適切な時期に実施すること。

また、下記に該当する場合、速やかに設計変更を行うこととする。

１　重要な工種の新設又は廃止

２　工事量の大幅な増減
当該工事設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。）の累計が、次表の内容となった場合。

３　その他必要と認めたとき
・受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。
・新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合
・新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合
・新たに支給品、貸与品を使用させることになった場合
・新たに跡請保証を付すことになった場合

工事量の大幅な増減の範囲

	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の３０％を超え、又は、４，０００万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が２，０００万円未満

（注）１　増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、工期を変更する必要がある場合は、即時変更を行うこと。
２　増減見込額の累計とは、「工事内容の変更指示書」の指示ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。
例）１回目の変更指示書で３，０００万円の増額見込み、２回目の変更指示書で１，６００万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は＋１，４００万円ではなく４，６００万円となり、この場合、２回目の指示時は、工事量の大幅な増減となり、この段階で設計変更（第○回設計変更）により請負代金額を変更しなければならない。
３　「工事量の大幅な増減」における新工種とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル３）、それ以外は新たな工種（レベル２）が追加となる場合である。

６－６　設計変更の区分別の変更内容

種類／内容	概数の確定による設計変更	拡大設計変更	工事内容の変更指示書	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約額の３割以下※	あり 増減見込額の累計が現請負代金額の30%以下で、又は、4,000万円未満（新工種は1,500万円未満）	なし
変更部分の工事着手	工事施工協議簿による確認後	設計変更を通知し請負人の承諾後	指示書を取り交わした後	設計変更を通知し請負人の承諾後
工期の変更	できる	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部が確定した時点	変更部分の工事着手前	①重要な工種の新設又は廃止 ②工事量の大幅な増減の範囲超える時点 ③その他必要と認めた時 ④工事完了前	変更部分の工事着手前

７　設計変更の取扱い

７－１　契約書第17条

（１）　契約書第17条第１項各号の分類

設計図書において、第１号から第５号間の明確な適用は困難であり、どの号に該当するかを定めても、その取扱いに差がないことから、次の２分類により、それぞれの扱いを定める。

ア　第１号から第３号　～　「設計図書間の不一致等」に関する条項

イ　第４号及び第５号　～　「設計図書と現場の状態との不一致等」に関する条項

（２）　分類ごとの取扱いについて

ア　「設計図書間の不一致等」について

共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や受注者が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。

イ　「設計図書と現場の状態との不一致等」について

確認された不一致等について、設計図書を変更する必要がある場合は、これを変更する。

（３）　設計変更処理については、次のとおりとする。

ア　条件変更の事実が発見された場合

設計図書を変更する必要が生じた場合は、立会願による確認や工事施工協議簿により採るべき処置の指示を行い、速やかに設計変更処理を行うこと。

イ　変更予定価格算出用設計書について

工事数量総括表を変更する場合は、変更予定価格算出用設計書を作成し、その設計変更処理を行う。

ウ　受注者への通知について

設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず受注者に通知することとし、設計変更協議を行う。

エ　変更時期について

不一致等を確認後、速やかに設計変更処理を行うこと。なお、設計変更の事務処理を円滑に進めるため、その処理日数については、目安を設定するなど、早期の事務処理に努めることとするが、工事完成前最後の設計変更提出時期は工期末の３週間程度を目安として作業を行うこととする。

７－２　契約書第18条

（１）　契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。

ア　設計変更事項

(ｱ) 土捨（取）場等の変更

(ｲ) 事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

(ｳ) 工事内容の拡大の設計変更

イ　施工条件明示

当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、受注者と適切な施工協議を行う必要がある。

(ｱ) 土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

(ｲ) 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中であり、その変更の可能性が予見できる場合は、特記仕様書にて条件明示する。

７－３　工事内容の拡大の設計変更

（１）　工事内容の拡大による設計変更については、契約書第18条により行うこととなるが、その趣旨を踏まえ次のとおり適切に処理すること。

ア　適用の範囲

(ｱ) 工事実施の必要性

継続事業等であり、拡大工事内容を施工することで、その事業効果の早期発現が望めるもの。

(ｲ) 工事内容の限定

ａ　原契約と同一現場内の工事

例）暫定盛土の増工、法面工の増工、橋脚の増工、砂防ダム嵩上増工、河道堀削の増工等

ｂ　原契約の施工と分離施工が困難な工事

例）工事延長の増、消波ブロック製作の増、橋梁製作の増、トンネル工事等

ｃ　追加工事として他の業者と競争させると他の業者が著しく不利となり、競争入札の公平性を著しく損なう工事

例）船使用の港関係工事、大型機械の使用工事、仮設構造物が伴う工事等

イ　手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々な問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

(ｱ) 当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。

(ｲ) 拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、所定の様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。

(ｳ) 上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日（当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等）も記載すること。

(ｴ) 支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、所定の様式により回答すること。なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

７－４　概数の確定による設計変更

概数の確定による設計変更については、次のとおりとする。

（１）　数量確定について

ア　概数に係る不確定要素について、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する。

なお、「不確定要素の一部」とは、土砂と岩盤が混在する床堀において、現地測量結果により地盤高を確定した後に工事着手し、岩盤線確定後に再度数量確定協議を行うような場合をいう。

イ　工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、受注者の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、受注者にその写し等で指示する。

ウ　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

（２）　設計変更等について

ア　概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与える場合は、速やかに当該工種を設計変更する。

イ　概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ　概数に係わる設計変更理由は「概数の確定による」のほか、簡単な理由を付記するものとする。

（３）　数量の確定処理について

確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴すること。

７－５　工事内容の変更指示書

工事内容の変更指示書については、次のとおりとする。

（１）　契約書第17条

立会願による確認や工事施工協議簿により採るべき処置の指示を行い、工事内容の変更指示書にて指示を行うこと。

ア　設計図書と現場の状態との不一致等

変更指示書には、工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

(ｱ) 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

(ｲ) 設計図・参考図・設計計算書

「変更設計図書」の内、必要箇所の部分的なカラーコピーなどとして良い。

(ｳ) 工事数量総括表・数量算出書

省略して良い。

（２）　契約書第18条

立会願による確認や工事施工協議簿により採るべき処置の指示を行い、工事内容の変更指示書にて指示を行うこと。

ア　土捨（取）場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など

変更指示書には、工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。なお、新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合は、設計変更（即時変更）として扱うこと。

イ　工事内容の拡大の設計変更

工事内容の変更指示書による指示としては扱わずに、工事内容の拡大の設計変更として扱うこと。

（３）　概数の確定による設計変更

上申の際には、受注者が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

７－６　留意事項

（１）　契約書第17条による設計変更

ア　工事監督員は、現場代理人から契約書第17条第１項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、受発注者による協議を書面（施工協議簿）で行い、契約変更手続き前に受注者に作業を行わせる場合は、書面（変更指示書）にて指示を行うこと。

イ　即時変更となる場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず、必ず設計変更処理を行うこと。

ウ　設計変更処理を行う際に、どの設計図書を変更したかを明確にするため、「４　変更設計図書等の作成」により適切に変更設計図書・参考資料を作成すること。

エ　予定価格算出用設計書は参考資料であり、「設計図書間の不一致等」の対象とはならないため、工事数量総括表を変更する必要がない場合は、予定価格算出用設計書を変更することはできない。

オ　「設計図書間の不一致等」の変更時期については、受注者が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。

カ　「設計図書間の不一致等」において、設計計算書の不一致が確認された場合など、その確認に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

キ　「設計図書と現場の状態との不一致等」において、工法検討等により設計変更処理に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

ク　必要に応じて「三者検討会」を活用すること。

（２）　契約書第18条による設計変更

工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により受注者と密な連絡調整を行うこと。

契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、書面（変更指示書）にて指示を行うこと。

（３） 工事内容の拡大による設計変更

ア　工事内容の拡大の設計変更の上申については、受注機会の確保等の観点から別途発注となった場合の入札事務の期間（約１ヶ月程度）を念頭におき、拡大変更が必要と判断された時点で速やかに行うこと。

イ　設計変更の上申は、支出負担行為担当者の承認後であるため、工事内容の拡大の設計変更の上申の際の記載内容については、見込みであってかまわないのは当然であり、必要と判断された時点で速やかに工事内容の拡大の設計変更の上申を行うことが重要である。

ウ　工事内容の拡大の設計変更の上申の際には、必要に応じて、拡大工事内容が適用の範囲であることが確認できる図面等の資料を添付すること。

（４） 概数の確定による設計変更

ア　概数の確定による設計変更は、出来形数量へ確定する設計変更ではないことに留意すること。

イ　結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。

(ｱ) 工事目的物の構造・規格・材質等が変更となった場合

ａ　構造物の構造・規格・材質の変更

ｂ　土工等の勾配の変更　など

(ｲ) 仮設工において取り合いの範ちゅうを逸脱した場合

ａ　仮締切工における自立矢板から二重矢板への変更

ｂ　工事用道路工における敷砂利から敷鉄板への変更　など

ウ　当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。

エ　概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。

オ　工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。

カ　標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル４）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。

　また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。

キ　各事業ごとの取扱いについては、「概数等発注要領の運用指針」によるほか、各課の運用によること。

（５） 契約書第17条・第18条・概数の確定による設計変更を変更指示書により行う場合

　変更指示書の適用の可否は、指示時の増減見込額により判断することとなるため、見込額が設計変更時に大幅なかい離が生じないよう、見込額の算定に当たっては精度の向上に努める必要がある。

　なお、概数の確定による設計変更を行う場合は、施工協議簿で数量の確定協議を行い、設計変更を行うこと。このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要とする。

８　設計変更のフロー図

８－１　設計変更の適用条項選択フロー図

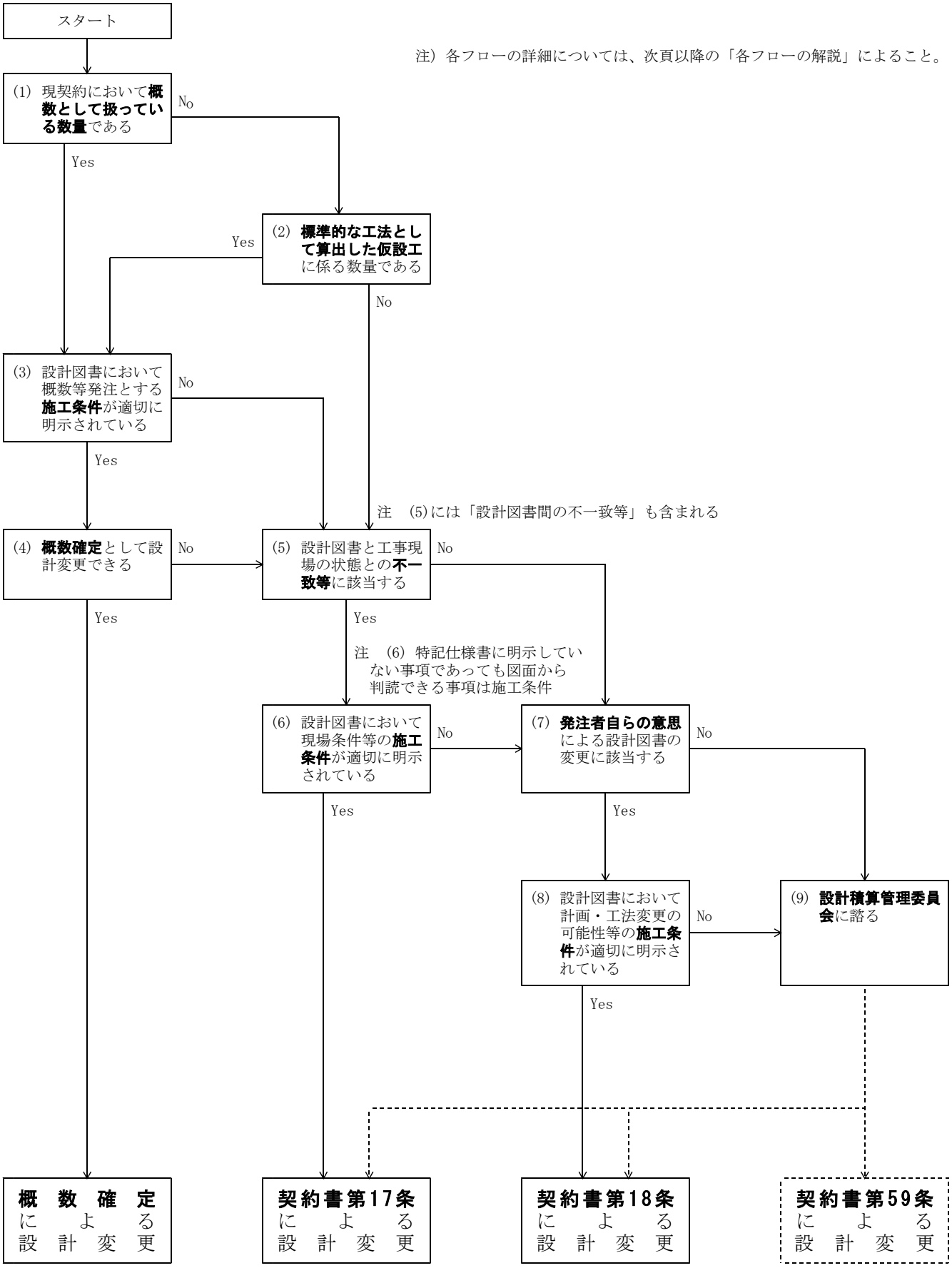

【各フローの解説】

1　本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。

（1）　建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において、「取扱要領」という。）（「15　関連通達集等」参照）

（2）　概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15　関連通達集等」参照）

（3）　土木工事積算要領（以下この章において、「積算要領」という。）（北海道建設部制定）

（4）　土木工事工種体系化の手引き、下水道工事工種体系化の手引き、及び漁港関係工事工種体系化の手引き（以下この章において、「体系化の手引き」という。）（北海道建設部制定）

（5）　土木工事数量算出要領、下水道工事数量算出要領及び漁港関係工事数量算出要領（以下この章において、「数量算出要領」という。）（北海道建設部制定）

2　各フローについては、以下により判断すること。

（1）　「現契約において**概数として扱っている数量**である」

ア　確認事項

「概数として扱う数量一覧表」に明示されていない事項（数量）は、概数として扱うことができない。

よって、現契約の特記仕様書における「概数として扱う数量一覧表」で明示されていることが、絶対条件となる。

イ　留意事項

「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。

> 第５　設計図書における施工条件の明示
>
> 1　概数の表示
>
> 概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。
>
> 2　特記仕様書
>
> 概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。
>
> (1)　概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
>
> なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。

なお、北海道土木工事設計積算電算システムにおいては、細別（レベル４）に対応する数量と細別を構成する内容（一次単価表等で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。

ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。

（2）　「**標準的な工法として算出した仮設工**に係る数量である」

ア　確認事項

標準的な工法として算出した仮設工に係る数量は、取り合い等によって必要となる項目についても概数として扱えることとしている。

よって、現契約の特記仕様書において「概数として扱う数量一覧表」で明示されている仮設工に関連する項目が、取り合い等で増えた場合は、概数として扱うことができる。

イ　留意事項

「取扱要領」で仮設工に係る施工条件の明示を次のように定めている。

> 第５　設計図書における施工条件の明示
>
> ２　特記仕様書
>
> 概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。
>
> (4)　概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

取り合い等によって必要となる項目とは、おおむね次のとおりとなる。

(ｱ) 仮締切工を鋼矢板締切とした場合、その鋼矢板規格や端部処理で必要となる土のう等

(ｲ) 仮橋の延長を概数とした場合、その延長確定に伴う鋼材規格の変更等

ただし、次のような場合は概数として扱わないので、留意すること。

a　鋼矢板仮締切の自立式から二重締切への変更

b　工事用道路工を敷砂利のみとしている場合において、現地の地盤状況から必要となる盛土及び敷鉄板への変更

c　水替工における排水量の変更及びポンプ据付箇所数

d　その他、主たる仮設工法が変更となる場合等

（3）　「設計図書において概数等発注とする**施工条件**が適切に明示されている」

ア　確認事項

「取扱要領」で定めている次の施工条件を特記仕様書で必ず明示していなければならない。

> 第５　設計図書における施工条件の明示
>
> １　概数の表示
>
> 概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。
>
> ２　特記仕様書
>
> 概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。
>
> (1)　概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
>
> なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
>
> (2)　この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を請負人に行わせることがある。
>
> (3)　概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。
>
> なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
>
> (4)　概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

イ　留意事項

「３　当初設計図書等の作成」で施工条件の明示を次のように定めている。

> **３－１　当初設計図書**
>
> （１）　設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）
>
> イ　特記仕様書
>
> 特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。
>
> (ｲ) 施工条件の明示事項
>
> j　その他
>
> (1) 積算上想定した現場条件
>
> **３－５　留意事項**
>
> （３）　工事数量総括表
>
> ア　摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。
>
> イ　規格（レベル５）欄には、必要事項を必ず明示する。

概数として扱っている事項を明確にするためには、工事数量総括表の規格（レベル５）欄に必要事項を明示するとともに、積算上想定した現場条件を摘要欄等に明示する必要がある。この積算上想定した現場条件とは、積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正値等で、単価策定の際の前提となっている条件値のことを指しており、他の設計図書では分かり得ないものや分かりづらいものを明示することとしている。数量確定の際には、こうした条件値が変動し単価が変更となることも予想されるため、工事数量総括表の摘要欄等に、こうした積算上の現場条件を明示する必要がある。

なお、市場単価における施工規模加算や土工における標準機種等については、設計数量から簡易に想定できることから、工事数量総括表の摘要欄等での明示を不要としている。

（４）　「**概数確定**として設計変更できる」

ア　確認事項

「運用指針」において、概数として扱うことが可能な数量を次のとおりとしている。

> ２　概数として扱うことが可能な工事数量について
>
> (1)　大部分が概数によるもの
>
> ア　標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量をいう。
>
> イ　取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付枠面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex. グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。
>
> (2)　主要部分以外が概数によるもの
>
> ア　各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、桝や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。
>
> イ　工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

これは、概数として扱うことが可能な数量の分類を示したものであり、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分は、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるため、概数として扱うことができないとしている。

さらに、こうした基本的分類を踏まえて、各事業担当課から事業ごとに概数として扱うことが不適当な事例が例示されている。

よって、「概数として扱う数量一覧表」にて条件明示した事項であっても、これらに該当する場合は、概数確定による設計変更はできない。

イ　留意事項

「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。

> 5　留意事項
> (1)　結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
> (2)　当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
> (3)　概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
> (4)　工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。
> (5)　標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル４）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。
> 　また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。

工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合とは、次のとおりである。

(ｱ) 工事数量総括表の規格（レベル５）が変更となり、新たな細別（レベル４）が追加となる場合
　例）工事目的物の規格等の変更など

(ｲ) 工事数量総括表の規格（レベル５）が変更とならなくても、その構造が変更となる場合
　例）地盤改良工の置換における改良範囲の変更など

(ｳ) 工事数量総括表の規格（レベル５）に明示すべき事項がない場合
　例）土工等における切（盛）土勾配、護岸工における根入れ長の変更（土砂から岩盤への変更等）、土工等で生じる残土の搬出先など

また、仮設工においては、「（３）　**標準的な工法として算出した仮設工**に係る数量である」により、その可否を判断すること。

（５）　「設計図書と工事現場の状態との**不一致等**に該当する」

設計図書と工事現場の状態との不一致に該当する場合とは、次のような事項である。

ア　分類

不一致の分類としては、「７　設計変更の取扱い」で、次のように分類している。

(ｱ) 設計図書間の不一致等
(ｲ) 設計図書と現場の状態との不一致等

イ　適用

上記アで示した分類ごとの適用は、次のとおりである。

(ｱ) 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。

a　「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル４）の計上項目が設計図書間で異なる場合
　例）コンクリート数量に係る鉄筋・型枠等

b　「体系化の手引き」における階層で、規格（レベル５）の表示が設計図書間で異なる場合
　例）鉄筋径、トラフ規格、ｺﾝｸﾘｰﾄ種類など

c　「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル４）及び規格（レベル５）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合
　例）質問回答書で施工することとした細別（レベル４）の未計上及び規格（レベル５）の設計図書との不一致等

d　特記仕様書及び図面で示した資材等の規格・寸法が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合
　例）鉄筋数量算出の基礎となるラップ長等

e　「体系化の手引き」における階層で、レベル５（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等

(ｲ) 設計図書と現場の状態との不一致等とは、次のような事項である。

a　設計図書で示した自然的又は人為的な施工条件が実際の工事現場と一致しない場合
　例）自然的な施工条件・・・掘削する地盤の高さ、地質、わき水の有無、地下水の水位等
　例）人為的な施工条件・・・地下埋設物、地下工作物、工事用道路、通行道路等

b　一部に軟弱な地盤がある場合や転石がある場合等

（６）　「設計図書において現場条件等の**施工条件**が適切に明示されている」

契約書第17条を適用するためには、次のような施工条件を適切に明示する必要がある。

ア　施工条件明示

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正値等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で施工条件として明示する必要がある。これは「体系化の手引き」において摘要欄に明示すべき事項としている。

例）土砂運搬時の単位体積質量・搬出先（搬入元）等

ここで留意すべき点は、特記仕様書において施工条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）から判読できる事項は施工条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も施工条件となる。

例）作業時間に関する施工条件が明示されていないということは、当該工事で夜間作業を想定していないということが施工条件

イ　留意事項

設計図書には数量算出書も含まれており、「数量算出要領」では、積算上想定する現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正値等で、単価策定の際の前提となっている条件値）ごとに数量を算出することとなっている。

（７）　「**発注者自らの意思**による設計図書の変更に該当する」

発注者自らの意思による設計図書の変更（契約書第18条）に該当する場合としては、**「７　設計変更の取扱い」**において、次のとおりとしている。

ア　土捨（取）場等の変更

イ　事業計画変更や関係機関等との協議結果による、計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

ウ　工事内容の拡大の設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の３割以下※の増額変更は、拡大設計変更として扱うことができる。その際の手続きとして、「１５－７、８　工事内容の拡大の設計変更について」で次のとおり示されている。

（※平成28年11月18日付け　建管第1467号）

４　手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々の問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

(1)　当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。

(2)　拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、別記第１号様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。

(3)　上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日（当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等）も記載すること。

(4)　支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、別記第２号様式により回答すること。

なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

（８）　「設計図書において計画・工法変更の可能性等の**施工条件**が適切に明示されている」

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない現場の施工条件は、特記仕様書で明示する必要がある。

特に、計画・工法変更の可能性については、事業計画や工法等が関係機関等と協議中で予見できる場合は、その可能性等について適切に明示する必要がある。

ア　土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

イ　計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予見できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。

（９）　「**設計積算管理委員会**に諮る」

設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、必要に応じて設計積算管理委員会に諮ることができる。

設計変更の必要性については、契約上の受発注者という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、慎重に判断する必要がある。

また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、必要に応じて設計積算管理委員会に諮ることができる。

８－２　設計変更の手続きフロー図

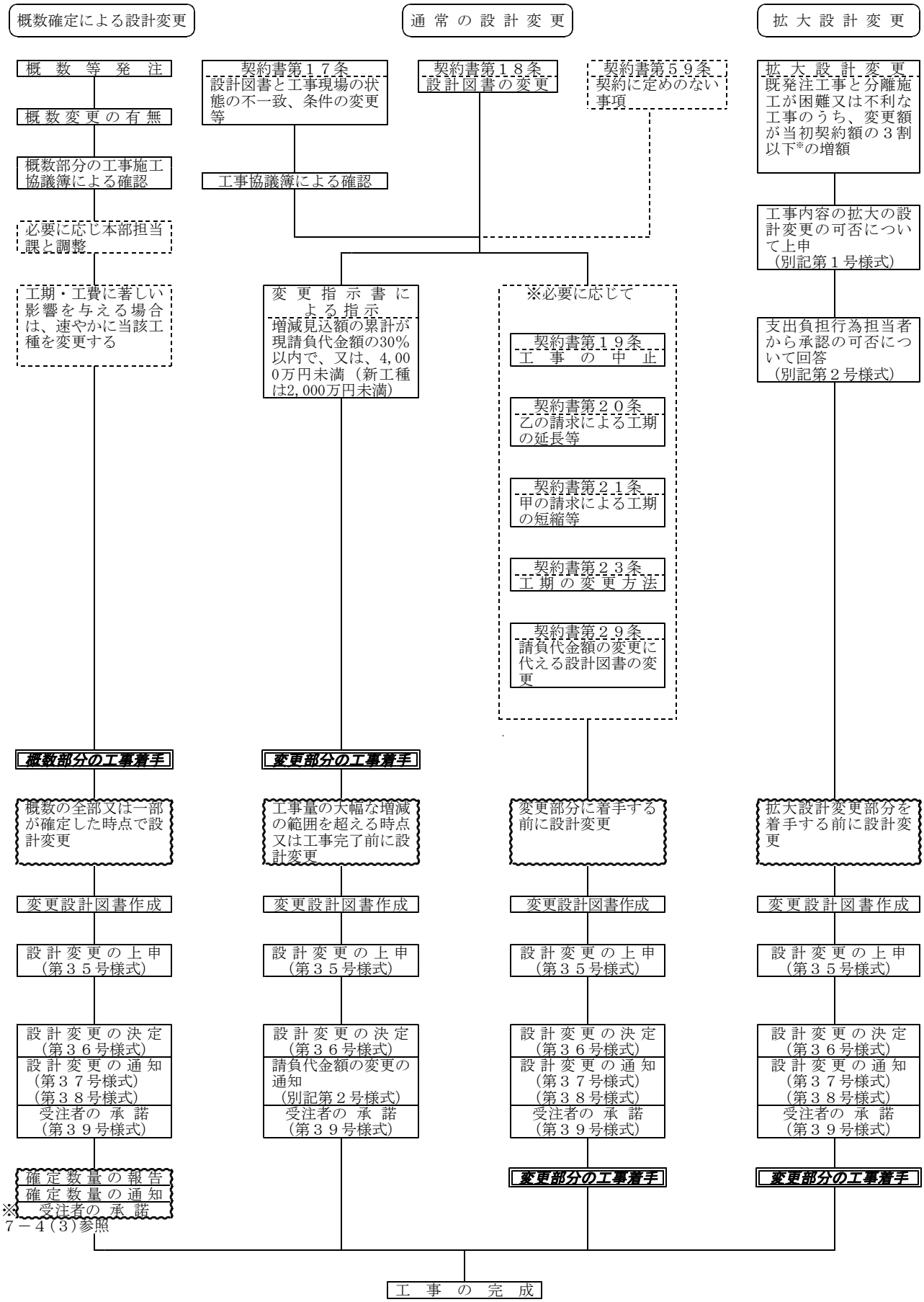

※各様式については、「建設工事実務必携」を参照のこと。
（※拡大設計変更　平成28年11月18日付け　建管第1467号）

９　設計変更理由記載例

９－１　一般事項

（１）　設計変更に当たっては、その原因又は必要性等を掌握し、本章の理由記載例を参考に工事内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記述すること。

（２）　設計変更理由には、契約書の適用条項を記入のこと。

（３）　その他については次による。

ア　内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。

イ　一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。

ウ　変更内容について、次の事項を原則記述のこと。

(ｱ) 変更場所（位置、名称）

(ｲ)　〃 数量

(ｳ)　〃 規格

９－２　設計変更上申書と理由書の表現等

（１）　上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	概数の確定	拡大設計変更	一括処理	通　常　の 設 計 変 更 (即時変更含む)
設計変更上申書	したい	したい	す　る	したい
設計変更理由書	す　る	す　る	す　る	す　る

（２）　設計変更上申時等の上申者

支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。

（工事監督員の一般的職務）

第３条　工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、支出負担行為担当者と緊密に連絡を行い、監督の実施について報告をしなければならない。

(4)　工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。）、その他契約図書に基づく必要事項の報告

（工事監督員の職務分担）

第４条　工事監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行うものとする。

２　総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(2)　前条第１項第４号の支出負担行為担当者に対する報告

附　則

２　総括監督員の決裁については、北海道建設管理部事務決裁細則第11条及び第13条の規定を準用する。

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、総括監督員の職務となる。

なお、総括監督員が不在の場合は、「北海道建設管理部事務決裁細則」第11条（代決権者及び代決の順序）及び第13条（代決後の措置）を準用のこと。

９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図

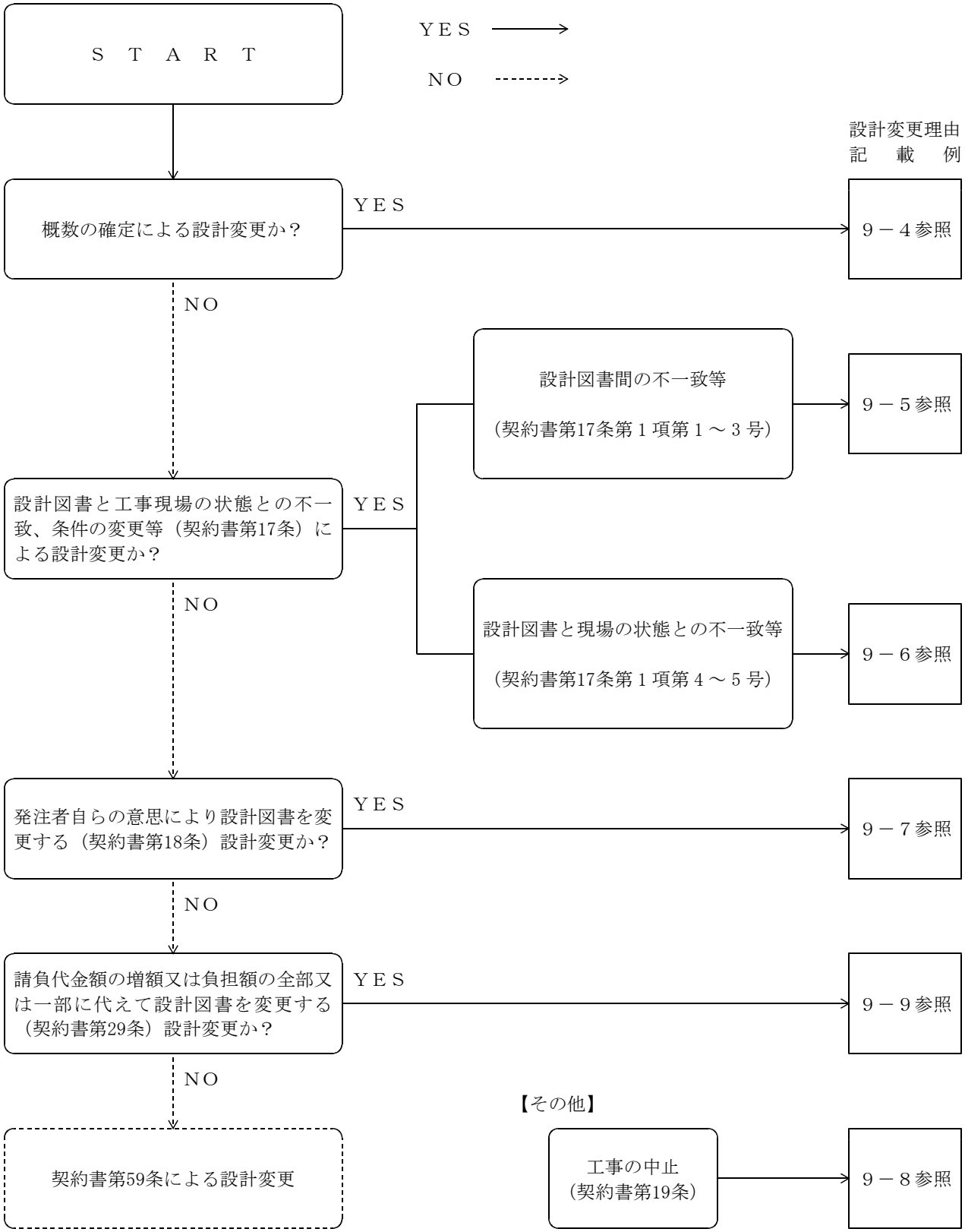

請負代金額が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、各建設管理部の本部担当課に相談したり、必要に応じて本部職員を含めて設計変更確認会議を実施するなど、速やかに変更指示書にて指示を行うこと。必要に応じて**「設計積算管理委員会」**に諮ることができる。

９－４　概数等発注

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">概数等発注</td><td>【概数の確定により】</td><td>【変更したい。（○○○）】</td></tr>
<tr><td colspan="2">EX.
概数の確定により変更したい。（護岸工）……工種（ﾚﾍﾞﾙ2）全体の場合
概数の確定により変更したい。（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工）　……種別（ﾚﾍﾞﾙ3）全体の場合
概数の確定により変更したい。（連節ﾌﾞﾛｯｸ）　……細別（ﾚﾍﾞﾙ4）に限定される場合
概数の確定により変更したい。（No.1集水桝関係数量）　……工種内訳書の単価構成内容の場合
概数の確定により変更したい。（仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理）
……延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう（小口処理）が新たに必要となった場合
概数の確定により変更したい。（仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量の変更）
……延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注）１　簡単な理由として、「概数の確定により変更したい。」の後に括弧書きで、変更となる工種（ﾚﾍﾞﾙ2）、種別（ﾚﾍﾞﾙ3）又は細別（ﾚﾍﾞﾙ4）を記載すること。
また、標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により新たな項目が生じた場合は、その旨も記載すること。
２　変更となった数量の対比については、「概数として扱う数量一覧表」で分かるため、記載する必要はない。</td></tr>
</table>

９－５　契約書第17条第１項第１～３号（設計図書間の不一致等）

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第17条
第１項
第１～３号</td><td>【設計図書間の不一致等により、】</td><td>【…を変更したい。（契約書第17条）】</td></tr>
<tr><td>EX.　設計図書間の不一致等により、

EX.　設計図書間の不一致等により、</td><td>護岸工詳細図（図面番号８／２４）を変更したい。
（契約書第17条）

設計計算書及び数量算出書を変更したい。
（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注）１　契約書の適用条項を記載すること。
（契約書第17条までを記載し、第○項第○号を記載する必要はない。）
２　請負代金額に変更が生じない場合であっても、設計変更として上申すること。</td></tr>
</table>

９－６　契約書第17条第１項第４～５号（設計図書と現場の状態との不一致等）

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第17条
第１項
第４～５号</td><td colspan="2">【…の結果、…のため、】
【…の…を、…から…に変更したい。
（契約書第17条）】
（注）１　契約書の適用条項を記載すること。
（契約書第17条までを記載し、第○項第○号を記載する必要はない。）
２　理由には、変更となる施工条件（軟岩が確認された、落石のおそれがあることが判明した、施工適期である○月○日までに施工できないこととなるため等）が分かるように記述すること。
また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇等）、工種名、変更内容あるいは数量等（△△から××に等）を記述すること。</td></tr>
<tr><td>土　　質</td><td>EX.　低水路掘削の結果、軟岩が確認されたため、</td><td>測点100 ～300 の低水路掘削の一部の土質を、砂質土から軟岩に変更したい。　（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td>工　　法</td><td>EX.　現地掘削の結果、擁壁工基礎底面部の一部に岩盤が確認されたため、</td><td>測点100～120の擁壁工の基礎工を、杭基礎（PHC杭、φ500mm、ℓ＝4.0m）から直接基礎に変更したい。
（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td>EX.　現地掘削の結果、測点300～330の切土法面にわき水が確認され、土砂流出の恐れがあるため、</td><td>法面特殊かご（法長3m）の数量（範囲）を、75本（測点250～300）から120本（測点250～330）に変更したい。　（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td>技術管理費</td><td>EX.　現地調査の結果、法面工施工区間に亀裂箇所が確認されたため、</td><td>技術管理費にて地質試験費（ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ2孔×5m）を増工したい。　（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td>仮　　設</td><td>EX.　現地再調査の結果、測点240～350のNO.2仮設落石防護柵の設置区間外（終点側測点350～380）に落石の恐れがあることが判明したため、</td><td>NO.2仮設落石防護柵の設置延長を110m（測点240～350）から140m（測点240～380）に変更したい。
（契約書第17条）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">＜仮設工について＞
工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は契約書及び、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において施工するのが基本である。現場施工において地下水、土質等の条件の変更が生じた場合、任意仮設で発注すると契約上、その内容が受注者を拘束しない事項・数量となるため、実際に施工する仮設工が設計と異なるなど、設計変更を適正に処理することが難しくなる。このため、指定、任意にかかわらず、施工上の指定要件をできるだけ明確に条件明示しておくことが必要となる。</td></tr>
</table>

９－７　契約書第18条

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第18条</td><td colspan="2">(注) 1　契約書の適用条項を記載すること。
2　理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。
また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇等)、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。</td></tr>
<tr><td>計　画</td><td>EX.　掘削土の一時仮置箇所を○○町◇◇地先（D=15km）で計画していたが、新たに○○町△△地先（D=5km）に一時仮置箇所を確保できたため、</td><td>掘削土一時仮置箇所を、○○町◇◇地先から△△地先に変更したい。（契約書第18条）</td></tr>
<tr><td>合理化調査</td><td>EX.　当該工事は、令和○○年△△月◇◇日付け建技第□□号により、令和○○年度施工合理化調査の対象工事となったため、</td><td>技術管理費にて施工調査費を増工したい。（契約書第18条）</td></tr>
<tr><td>拡　大</td><td>EX.　事業の促進を図るため、</td><td>測点500～550までの舗装工をL=50m、A=400m2増工したい。（契約書第18条）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">＜拡大変更部分の工事着手について＞
拡大設計変更に伴う変更部分の工事着手時期は、設計変更を上申して、甲乙協議が整い、請負人が承諾した月日以後であることに留意すること。</td></tr>
</table>

９－８　契約書第19条

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第19条</td><td>【…により…したことから、…の必要が生じたため、】</td><td>【…の…を一時中止したい（契約書第19条)】</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">(注) 1　契約書の適用条項を記載すること。
2　理由には、発注者として中止の必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。
3　内容には、中止の範囲（測点○○～◇◇等)、工種名等を記述すること。</td></tr>
<tr><td>天候その他の不可抗力</td><td>EX.　○○月○○日（台風○○号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、</td><td>測点2,400～2,480の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>EX.　Ｐ２橋台工の杭基礎を施工した結果、杭が高止まりしたことから、構造を照査する必要が生じたため、</td><td>Ｐ２橋台工を一時中止したい。（契約書第19条）</td></tr>
</table>

９－９　契約書第29条

<table>
<tr><th>変更要素</th><th>理　　由</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第29条</td><td>【…の増額（又は費用負担）に代えて、】</td><td>【…の…を減工したい。(契約書第29条)】</td></tr>
<tr><td colspan="2">(注) 1　契約書の適用条項を記載すること。
2　理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。
3　内容には、減工する範囲（測点○○～◇◇等)、工種名等を記述すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>EX.　現場不符合による掘削工の増額に代えて、

EX.　概数の確定による護岸工の増額に代えて、

EX.　契約書第29条による費用負担に代えて、</td><td>測点200～250右岸の連節ブロックL=52mA=326m2を減工したい。　(契約書第29条)

測点3,480～3,500の掘削工L=20m　V=640m3を減工したい。　(契約書第29条)

No3排水工の保護護岸工を減工したい。
(契約書第29条)</td></tr>
</table>

10　設計変更上申書等の記載例

10－１　設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）

第３５号様式　　*左上余白に「第〇回設計変更」と朱書き*

第〇回設計変更

設　計　変　更　上　申　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇　〇　総合振興局長　様
（副局長（建設管理部担当））← *括弧書きで併記*

工事監督員　〇〇出張所長　〇〇　〇〇
↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

〇〇〇〇 ← *工事番号を記入*
工　事　名　〇〇〇川総合流域防災工事　１工区

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

請負人	〇〇建設株式会社		
現工期	着工　令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成　令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による工期変更の必要性	(有)（約２１日（延長）・短縮）・無
設計変更の概要	護岸工の変更 *概要欄にはレベル２の工種を記入*	設計変更による工事の一時中止の要否	否
理由	護岸工 ・概数の確定により変更したい。（連節ブロック） *一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること* ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数＝（〇〇〇m2【数量増分】÷〇〇m2／日【日当施工量】） ×〇．〇〇【１＋雨休率】＝２１日 ↑又は【供用係数】 *工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること*		
その他必要事項	１５，１２０，０００円の増額 新工期　令和〇〇年〇〇月〇〇日まで ← *請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入*		

注　１　この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。
　　２　設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10－２　工事一時中止上申書

第４０号様式

工 事 一 時 中 止 上 申 書

令和○○年○○月○○日

○　○　総合振興局長　様
（副局長（建設管理部担当））←――　***括弧書きで併記***

工事監督員　○○出張所長　○○　○○
↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

○○○○ ←――　***工事番号を記入***

工　事　名　○○○川総合流域防災工事　１工区

上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

請　　負　　人	○○建設株式会社
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	○○月○○日（台風○○号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400～2,480の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の令和○○年○○月○○日まで。（○○日間） ↑ ***括弧書きで日数も併記***
その他必要事項	

ポイント

工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「○○の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。

また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第45条）が発生するケースがあるため注意すること。

注　１　工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。
　　２　工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

10－３　概数として扱っていた数量の確定について

報告様式

令和　　年　　月　　日

○　○　総合振興局長　様
（副局長（建設管理部担当））←　***括弧書きで併記***

工事監督員　○○出張所長　○○　○○

概数として扱っていた数量の確定について

○○○○ ←　***工事番号を記入***　　***上申者は総括監督員で職と氏名を記入***

工　事　名　○○○川総合流域防災工事　１工区

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

注　１　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。
　　２　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

別紙

別紙　***※北海道土木工事設計積算電算システム出力例***

概数として扱う数量一覧表

		工事名	○○川改修工事	第○回変更	事業区分	
					工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						***確定を示す***
腐植酸種子散布		m2	1,340	1,340	0	確定
排水工						
縦断管渠工					***確定を示す***	
管渠	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ管１種・φ600mm,巻きｺﾝｸﾘｰﾄC-4	m	78	85	7	確定
	床掘り	m3	146.3	164.2	17.9	確定 85m当り数量
		m3	111.8	126.6	14.8	確定 85m当り数量

10－４　工事内容の拡大の設計変更について

別記第１号様式

工事内容の拡大の設計変更について

令和○○年○○月○○日

○　○　総合振興局長　様
（副局長（建設管理部担当））←　*括弧書きで併記*

工事監督員　○○出張所長　○○　○○
↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

○○○○ ←　*工事番号を記入*
工　事　名　○○○川総合流域防災工事　１工区

上記建設工事について、次のとおり拡大設計変更を行う必要が生じましたので上申します。

請負人	○○建設株式会社　*既に設計変更を行っている場合は、括弧書きで当初請負代金額を記載*		
現工期	着工　令和○○年○○月○○日 完成　令和○○年○○月○○日	拡大変更による工期変更の必要性	(有)(約 30 日延長・短縮)・無
現請負金額	１１５，５００，０００円 （１０５，０００，０００円）	拡大変更による工事の一時中止の要否	否
拡大変更の概算金額	約２３，０００，０００円（約２１．９％増）←　*括弧書きで当初請負代金額に対する増額分の比率を記載*		
拡大変更の概要	護岸工　Ｌ＝○○ｍ　Ａ＝○○○m2の増 *一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、設計変更上申書又は上申後速やかに工事一時中止上申書（第４０号様式）により上申すること*		
理由	当該工事の概数として扱っていた数量が確定（令和○○年○○月○○日）し、当該事業に係る不確定要素が解消されたため、事業促進を図りたい。 ※　その他の理由の記載例 ①　当該事業の最終工事入札が完了（令和○○年○○月○○日）し、当該事業に係る不確定要素が解消されたため、事業促進を図りたい。 ②　当該事業に係る用地補償費が確定し、第○回予算更正（令和○○年○○月）により、予算執行が可能となったため、事業促進を図りたい。　など		
その他必要事項	必要工事期間 （○○○m2【数量増分】÷○○m2／日【日当施工量】）×○．○○【１＋雨休率】 ＝３０日　又は【供用係数】		

工期変更が必要な場合は、簡単な日数の根拠も記載すること

10－５　工事内容の拡大の設計変更について（回答）

別記第２号様式

○○○第△△△－△号
令和○○年○○月○○日

工事監督員　○○出張所長　　様

○　○　総合振興局長

工事内容の拡大の設計変更について（回答）

○○○○ ←― ***工事番号を記入***
工　事　名　○○○川総合流域防災工事　１工区

令和○○年○○月○○日付けで上申のあった上記建設工事に係る工事内容の拡大変更について、次のとおり回答します。

記

承認しない場合の記載例

１　承認の可否
　承認しない。

２　承認しない理由
　工事内容や現場状況、工事に要する必要日数等から、別途発注工事による施工が十分可能であると判断されるため。

（○○建設管理部建設行政室入札契約課○○予算係）

※　その他の承認しない理由の記載例
　①　増工する植生工は、施工適期を過ぎているため。
　②　増工する掘削工は曲線区間であり、護岸工を同時施工しない場合には、融雪期の出水等により手戻りが予想されるため。　　など

注　１　１の事項は、不要な文字を抹消して使用すること。
　　２　承認する場合にあっては、２の事項を削除すること。

記

承認する場合の記載例

承認の可否
　承認する。

（○○建設管理部建設行政室入札契約課○○予算係）

注　１　１の事項は、不要な文字を抹消して使用すること。
　　２　承認する場合にあっては、２の事項を削除すること。

10－６　工事内容の変更指示書

様式－工監２０

令和　　年　　月　　日

（受注者名）
現　場　代　理　人　　様

総括監督員
○○出張所長　　○○　○○

工　事　内　容　の　変　更　指　示　書
（第　回）

（工事番号）○○○○
（工事名）　○○線道路改良工事　○工区

上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。

記　　*9-5、9-6、9-8の記載例を参考に記載すること*

１　指示の内容

・現地調査の結果、擁壁工基礎底面部の一部に岩盤が確認されたため、
　擁壁工　基礎杭から直接基礎に変更する。

・現地調査の結果、仮設落石防護柵の設置外において、落石の恐れがあることが判明したため、
　仮設工　　５０ｍを７０ｍに変更する。

・受発注者間の協議のより舗装工において、ICT活用工事を実施することとなったので、
　路盤工Ａ＝３０００ｍ２をICT機械による施工に変更する。

特記事項　　概算金額：約１０百万円増額の見込み（消費税含む）累計　約１５百万円の見込み
　　ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

添付資料名　　添付図面

【受　注　者】　　令和　　年　　月　　日

上記の変更指示について　　☑了解する。　　□了解しない

確認欄	総括監督員	主任監督員	監督員		現場代理人	主任技術者等	
	○	○	○		○	○	

（主　旨）
本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。

（作成上の注意）
該当する□内にレ点等を記入すること

10－７　工事施工協議簿（概数確定）

様式－工監４

工　事　施　工　協　議　簿

□指示、□承諾、□協議、□提出、☑報告、□通知　書		（第　　回）
工　　事　　名	○○川　河川改修工事	
工種、細目等	土工、護岸工について	
□指示、□承諾 □協議、□提出 ☑報告、□通知 事　項	概数として扱っていました数量が確定しましたので報告します。 掘削工　　Ｖ＝５００ｍ３　　⇒　Ｖ＝４９０ｍ３ 路体盛土　Ｖ＝１５００ｍ３　　⇒　Ｖ＝１５２０ｍ３ 護岸工（連節ブロック）　Ａ＝９８０ｍ２　　⇒　　Ａ＝９７４ｍ２	
□添付資料名		□図面　　全　　葉

【工事監督員】　　年　　月　　日

上記事項について　□指示、□承諾、□協議、□通知、☑受理　します。

□特記事項

□工事内容の変更手続きの対象と　□しません。

☑します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。

【受　注　者】　　年　　月　　日

上記事項について　☑了解します。　　□承諾願います。

□協議、□提出、□報告　　します。

□特記事項

確認欄	総括監督員	主任監督員	監　督　員		現場代理人	主任技術者等	
	○	○	○		○	○	

（趣　旨）

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

（作成上の注意）

該当する□にレを記入すること。

11　設計変更に係るＱ＆Ａ

11－１　概数等発注（共通編）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	概数等発注とは何か。	工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う手法をいいます。 概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となります。 (1)　大部分が概数によるもの ア　標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量 イ　現地の取り合い等により、委託成果品の数量に軽微な変更が予想される工事数量 (2)　主要部分以外が概数によるもの ア　工事目的物の主要部分を積算することによって、その工費が把握できる場合における工事数量 イ　標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量 また、概数であっても規格（レベル５）に必要事項を明示することは当然ですが、特記仕様書においても適切な施工条件明示を行う必要があります。
2	概数による工事の発注には、どういう利点があるのか。	事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不符合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受注者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。 ①積算業務及び入札の効率化 ②契約条件の明確化 ③事前調査費用のコスト縮減 ④工事現場の効率化
3	当初、概数として扱っていなかった数量を、受注者との協議により施工途中において、概数として扱うことに変更できるか。	概数として扱う旨も契約条件であるため、概数として扱う数量は、特記仕様書に「概数として扱う数量一覧表」として明示することとしています。 よって、これに記載されていない数量は、施工途中で概数として扱うことはできません。
4	委託成果品により設計・積算した場合でも、すべての工事数量を概数として扱うことができるか。	委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであるため、現場の条件に必ずしも一致しない場合がありますので、数量を概数で扱うことに問題はありません。 ただし、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分は、概数として扱わないこととしていることに留意してください。 （概数等発注要領の運用指針　２　概数として扱うことが可能な工事数量について）
5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることになりますので、通常の設計変更として処理してください。（７－６　留意事項　（４）概数の確定による設計変更）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
6	防寒養生、囲い費について、その工事数量を概数として扱うことはできるか。	囲い面積については、複雑な構造物等で標準的な仮設工として設計した場合に概数等を活用することができますが、発注者は受注者が行った過大又は不適切な防寒囲いに対して設計変更するものではありません。 また、防寒養生費については、その工事数量は施工時期から決定されるものであるため、通常の設計変更として処理してください。
7	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係る測量費用は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいか。	共通仮設費率に含まれるのは､出来形管理のための図書作成費です。 よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を､「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針　4　設計変更図書の作成費用について)
8	植生基材吹付の数量を概数として扱った場合、概数の確定に伴い市場単価が変更となることがあるが、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。	概数の範ちゅうで扱うことができます。 市場単価には、工事数量に応じた加算率が設定されている場合があり、質問の植生基材吹付についても１工事の全体数量に対する施工規模加算率が設定されています。このような場合は、確定数量に応じた施工規模加算率を適用して、設計変更することができます。 （概数等発注要領の運用指針　5　留意事項）
9	盛土量を概数として扱っているが、盛土着手前の現地測量の結果、当初１万m3未満だった盛土量が、１万m3を超えることとなり、積算上の標準機種に変更を生じるが、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。	概数の範ちゅうで扱うことができます。 質問8と同様に、概数の確定に伴い積算上の標準機種・規格が変更となる場合も、概数の確定数量に応じた機種・規格により、概数の範ちゅうとして設計変更することができます。 （概数等発注要領の運用指針　5　留意事項） この場合、概数の変更に伴う標準機種・規格の変更は、受注者が実際に使用している機種・規格にかかわらずに変更することとなり、変更後においても、受注者が使用する機種・規格を拘束するものではありません。
10	通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には､軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。
11	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約締結時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているので、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。 （概数等発注事務取扱要領　第４　数量確定及び設計変更の時期）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
12	概数等発注で数量確定による設計変更の時期は、全部又は一部の数量が確定した時となっていますが、具体的にはどういう使い分けなのか。	地形や施工上の制約等の現場条件に変更がなく、数量等に大幅な変更が生じない場合は、全部の数量が確定した時点の設計変更とすることができますが、通常の設計変更に関連して概数として扱っている数量を変更する必要が生じた場合や、概数として扱っている数量に大幅な変更が生じた場合には、一部が確定した時点で設計変更する必要があります。 また、概数確定による設計変更は、概数以外の不確定要素すべてが解消してから設計変更するのではなく、概数として扱っている数量のすべてが確定した時点で、設計変更する必要があります。
13	概数確定の設計変更は、金額の上限及び現請負代金額の増額の率の上限はあるのか。	概数等発注の適用範囲は、工事費や工期等に著しい影響を与えない範囲としていることから、特に上限を定めておりません。結果的に著しく請負代金額の変更が伴うと見込まれる場合には、本部事業担当課及び入札契約課に報告し、その対応を打合せしてください。
14	概数確定に伴い、工期を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	結果的に著しく請負代金額の変更が生じた場合は、その工期についても変更することができます。しかし、このような場合は概数の範ちゅうを超えているとも考えられるため、本部事業担当課及び入札契約課に報告し、その対応を打合せしてください。
15	概数等による発注は、設計変更指示書による指示として事務処理ができるか。	概数の確定については、施工協議簿で数量の確定協議を行い、設計変更を行ってください。このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要とします。 ただし、概数の確定によるものかどうか内容が確認できるように処理してください。
16	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。 （概数等発注要領の運用指針　３　数量確定・設計変更等について）
17	概数確定による設計変更と拡大の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更と拡大の設計変更を同時に行うことは可能です。 ただし、概数の確定による設計変更であるのか拡大設計変更であるのか内容が確認できるように事務処理を行ってください。
18	結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。 また、確定した工事数量を受注者に通知する必要はあるのか。	結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。 また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の全部又は一部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことにはならないためです。 （概数等発注要領の運用指針　３　数量確定・設計変更等について）
19	特記仕様書の記載例の「概数」の６に「当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する」と記載があるが、岩盤線等、施工後でなければ数量の確認ができない場合でも、工事着手前に確定しなければいけないのか。	特記仕様書の記載例の「概数」の１には「概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確定できない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること」と記載がある。 また、「建設工事の概数等発注事務取扱要領」の「第４　数量確定及び数量確定の時期」には「１　数量確定　現地測量結果等に基づき、確定数量算出に係る不確定部分の一部又は全部が解消した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する」と記載がある。 以上により、交通誘導警備員の概数も、工事着手後に不確定部分が解消した時点で数量を確定して良い。

11－２　概数等発注（道路編）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	取付道路の施工箇所数、照明等の本数は、概数として扱うことができるか。	取付道路・照明の各箇所ごとの工事数量は、概数として扱うことができますが、箇所数（本数）は概数として扱うことはできません。 箇所数（本数）は、設計・計画段階で工事目的から必要性・妥当性を判断し決定される数量であり、その数量に変更が生じた場合は、発注者と地元との協議、又は、発注者の意思により変更となることから、契約書第18条に基づいて設計変更することとなります。
2	事前の詳細調査を行わずに、切削オーバーレイの路面切削深さ、幅員を概数として扱うことができるか。	路面切削深さは、事前に現地測量を行っていても、経年変化等により変更となる要素があることや、一般的に維持工事では事前の調査を行わずに発注することが多いことから、路面切削深さ、幅員を含めて概数として扱うことができます。 路面切削数量は、本来面積及び切削深さを考慮した「m3」単位で積算されるべきものであり、この深さの変更に伴い「体積」が変更となりますが、積算上は便宜的に切削深さを一定の範囲で大括りし「m2」単位で積算することとなっています。このため、工事数量総括表の摘要欄に平均厚さを明示するか、または、特記仕様書において施工条件明示することにより、その平均厚さが変更となっても概数の確定として設計変更できます。 ただし、工事数量総括表の規格欄（レベル５）に平均切削厚さを記載し、工事着手時の調査結果により平均厚さが変更となる場合は、規格欄（レベル５）の変更となり、概数の確定としての設計変更ができなくなるため、留意する必要があります。
3	浮石除去の施工に際して必要となる仮設昇降用階段について、任意仮設として計上した場合、概数として扱うことができるか。	任意仮設・指定仮設にかかわらず概数として扱うことができます。 任意仮設の場合も、施工条件明示を適切に行うことにより、現場条件の変更により設計を見直す必要が生じた場合、設計変更することが可能となります。このため、任意仮設であっても適切に現場条件を明示した上で、概数として扱うことができます。（概数等発注要領の運用指針　２　概数として扱うことが可能な工事数量について） ただし、任意仮設の場合は受注者の自主施工が原則であるため、数量の変更が「現場条件の変更」に起因するものか、「受注者の都合」によるものかを、適切に見極める必要があります。
4	橋台工において基礎杭の杭長等の規格を概数として扱うことができるか。	橋台工の基礎杭は、橋台工本体と同様に、構造計算に基づく構造物であり、概数として扱うことはできません。このため、杭長等の規格に変更が生じた場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。（道路課の運用　３　概数で扱うことが不適当な場合） また、杭長等に変更がない場合であっても、土質の変更などにより打込工法が変更となる場合は、上記と同様の扱いとなります。
5	Ｕ型側溝を概数として扱った場合、規格の変更（U-300BからU-450への変更）も概数として扱うことができるか。	工事目的物の規格の変更は、概数として扱うことはできません。 側溝の規格は、別途流量計算などで決定されているので、構造規格の変更が生じた場合は、「概数として扱う数量一覧表」で概数として扱っていた場合でも、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。（概数等発注要領の運用指針　５　留意事項）
6	切土部岩盤線を推定し、土砂掘削数量と軟岩掘削数量を算出した場合、概数として扱うことができるか。	岩盤線に変更が生じない確実な数量を算出することは、現実的には非常に困難であり、かつ、多大な調査費を要することから、このような場合は、概数として扱うことができます。 ただし、当初設計において土砂掘削のみであり、現地掘削の結果、岩盤掘削が新たに必要となる 場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。

11－３　概数等発注（河川・砂防編）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	河川改修工事で、堀込河道を標準断面として概数等発注した場合、一部区間で余裕高堤が必要となり、盛土が新たに生じた場合も概数として扱うことができるか。	新たな細別（レベル４）が生じることとなるため、概数として扱うことはできません。この変更が生じた場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。こうした場合、軽微な設計変更を活用するなどして、効率的な事務処理を心掛け、現場が休止状態とならないようにしてください。
2	河川維持補修工事で、伐開面積を概数として扱う場合、その数量算出において、幅、延長の両方を概数として扱うことができるか。 また、積算上の区分である粗や密といった区分も概数の範ちゅうとなるのか。	平面図で区間（○○橋保護護岸上流～△×樋管保護護岸下流）、標準断面図等で伐開の平均幅をそれぞれ明示することで、概数として扱うことができます。 粗（50本/100m2未満）と密（50本/100m2以上）については、積算上の現場条件であることから、概数の範ちゅうとして扱うことができません。この変更が生じた場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
3	連節ブロックの数量を曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱うことができるか。 また、現地で軟岩が確認されたことで、その根入れ長を変更する必要が生じた場合であっても、概数として扱うことができるか。	曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱うことができます。 （河川課運用　４　運用例） また、護岸の根入れ長は、現地の土質により決定しており、土質の不一致から根入れ長が変更となる場合は、概数として扱うことができないことから､契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
4	既設堤防に旋回場と天端敷き砂利を施工する工事において、その数量を概数として扱うことができるか。	天端敷き砂利については、平面図で区間（○○橋～△×橋）、標準断面図等で敷き砂利の規格・寸法を明示することで、概数として扱うことができます。 また、旋回場の箇所当たりの数量については、概数として扱うことができますが、その設置箇所数は概数として扱うことはできません。箇所数に変更が生じた場合や天端敷き砂利区間に変更が生じた場合は、契約書第18条に基づいて設計変更することとなります。
5	かごマットの数量を曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱った際に、展開図等により確定した数量に伴って、かごマットの単価が変更（曲線半径）となった場合であっても､概数として扱うことができるか。	かごマットの材料費は、曲線半径によって異なりますが、数量の確定に伴う変更であるため､概数の範ちゅうとして扱うことができます。 ただし、新たな細別（レベル４）が追加となった場合には、概数として扱うことができないため、当初設計図書においては、箇所当たり数量を一括計上するなど、1m2当たり単価を避けて作成し、設計変更時に新たな細別（レベル４）が追加とならないような設計図書とする必要があります。新たな細別（レベル４）が追加となった場合、概数として扱う数量一覧表にない事項を扱うこととなるため、概数として扱うことはできません。

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
6	仮締切工の設計を標準断面図で行い、その数量を概数として扱った場合において、部分的な河床洗堀箇所があったことから矢板の規格を変更する必要が生じた場合は、概数として扱うことができるか。 また、端部処理として必要となった大型土のうについても、概数として扱うことができるか。	標準的な工法として算出した仮設工については、その限定的な取扱いとして、取り合い等による項目の追加や鋼材規格等の変更も概数の範ちゅうとして扱うことができます。 （概数等発注要領の運用指針　5　留意事項） これは、河床高等の地盤条件は、施工の際に変更となることが予想されること等から、調査設計の効率化を考慮し、その取扱いが認められています。 よって、どちらも概数として扱うことができますが、結果的に工法が変更となった場合（自立式→二重締切等）には、契約書第17条に基づき設計変更することとなります。 なお、仮締切等の仮設工は、最初の工程として施工されるものであるため、取り合い等の変更が生じた場合は、速やかに結論をだし、現場が休止状態とならないようにしてください。 また、工法変更とならないよう、実施設計書作成時には、現地を再確認してください。
7	仮締切工内等の水替も概数として扱うことができるか。	水替日数については護岸面積等と連動して、その必要日数が変更となることから概数として扱うことができます。 ただし、排水量は規格であり、ポンプの設置箇所数は、現場条件の変更となることから、これらが変更となった場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
8	砂防ダムにおいて、袖部法覆工の数量は概数として扱うことができるか。	袖部法覆工については、概数として扱うことができますが、出来形精算とならないために、法覆範囲の決定根拠（床堀影響線＋○mの範囲）等を標準断面図等で明確にしておく必要があります。 また、土質の不一致等から、結果的に工法変更となった場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
9	砂防ダムのコンクリートダム本堰堤工において、間詰コンクリートは概数として扱うことができるか。	コンクリートダム工の本堰堤工において、間詰コンクリートは堤体の本体コンクリートと同時打設することとされています。 また、砂防堰堤に係る本体数量は、概数として扱うことができないとしています。 （砂防災害課運用　3　概数で扱うことが不適当な事例） しかしながら、間詰コンクリート数量については、本体の構造計算に影響を与えないことから、概数として扱うことができます。 ただし、結果的に本体構造の再計算が必要となった場合（堤高・堤長の変更）には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
10	急傾斜地事業において、土留柵工の延長を概数として扱うことができるか。	土留柵工の構造・規格は解析断面により、その構造・規格を決定しています。 また、補足の簡易貫入試験や保全対象人家の状況等により、その構造・規格ごとの範囲を決定しています。しかし、急傾斜地事業においては、現地地盤の出入り等により、区間ごとの延長が変更となることも予想されるため、その区間内においては延長を概数として扱うことができます。 ただし、現地地盤の出入りが解析断面と異なり、その安定計算を再検討する必要が生じた場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
11	急傾斜地事業において、擁壁工の数量は概数として扱うことができるか。	擁壁工は、構造計算に基づく構造物であり、現地の土質等の条件が変更となった場合、その構造を検討する必要があることから、概数として扱うことはできません。 （砂防災害課運用　３　概数で扱うことが不適当な事例） また、擁壁工に設置する崩土防止柵は概数として扱うことができますが、擁壁工を概数として扱うことができないため、概数活用の利点はありません。
12	急傾斜地事業において、集水桝の個数を概数として扱うことができるか。	集水桝は、定型的に構造が定められていることから、その１箇所当たり数量である作業土工（床堀・埋戻し）は、概数として扱うことができます。 ただし、その箇所数については、排水計画から決定されるため、概数として扱うことはできません。 また、U型側溝延長については、取り合い等で数量が変更となることが予想されますので、概数として扱うことができます。
13	地すべり事業において、明暗渠の延長は概数として扱うことができるか。 また、付随して必要となる接続桝の箇所数も概数として扱うことができるか。	地すべり事業において、水路工は現地の地形なりに施工する必要があり、変更となることが予想される数量であることから、概数として扱うことができます。 また、地すべり事業の水路工で必要となる接続桝についても、実際に施工される水路法線により、その必要個数が変更となることから、概数として扱うことができます。 ただし、新たな水路が必要となった場合は、計画そのものの変更となるため、通常の設計変更として処理してください。
14	地すべり事業において、任意仮設である集排水ボーリング足場の工事数量を概数として扱うことができるか。	任意仮設であっても、概数として扱うことができます。 また、数量確定に伴い、平地足場から傾斜地足場へ変更する必要が生じた場合、新たな細別（レベル４）が追加となりますが、概数の範ちゅうとして扱うことができます。 これは、調査設計の効率化を考慮し、標準的な工法として計上した仮設工についてのみ、その取扱いが認められています。
15	河川災害復旧工事において、護岸工の作業土工（床堀・埋戻し）や連節ブロック等の査定決定された数量を概数として扱うことができるか。 また、仮設工についても概数として扱うことができるか。	災害復旧事業であっても、工事数量は概数として扱うことができます。 しかし、「災害復旧事業における負担法上の軽微な変更」とは、査定決定された事項に対するものであることから、請負契約において、工事数量を概数として扱った場合、その数量の確定により設計変更を行った際に「負担法における軽微な変更」の範囲を超える可能性があります。 よって、災害復旧事業で概数を活用する場合、大臣変更が必要となるのかを慎重に判断する必要があります。 また、査定決定されていない事項については、新工種の扱いとなり、負担法における軽微な変更とはならないため、仮設工を概数として扱う場合は、特に注意が必要です。

11－４ 概数等発注（海岸・漁港編）

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	離岸提や消波堤などの基礎工数量（捨石数量、均し面積）を概数として扱うことができるか。	設計条件として設置水深や基礎工の厚さの適用範囲を明示したうえで、概数として扱うことができます。 また、基礎工数量の概数確定に伴い、施工規模補正により単価が変更となる場合も、概数の範ちゅうで扱うことができます。 なお、設置水深や基礎工の厚さが設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
2	岩着式の場所打式本体工数量（コンクリート数量、型枠面積）を概数として扱うことができるか。	設計条件として設置水深や基礎地盤高及び地質（岩質）の適用範囲を明示した上で、概数として扱うことができます。 なお、設置水深や基礎地盤高及び地質（岩質）が設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。
3 4	防波堤等の嵩上改良に伴う上部工数量（コンクリート数量、型枠面積）を概数として扱うことができるか。浚渫土数量を概数として扱うことができるか。 また、浚渫土砂構成が変更となった場合も概数として扱うことができるか。	既設上部工は、経年変化により形状変化が予想されることから、概数として扱うことができます。 なお、設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。浚渫土数量の概数については、平成25年 4月10日付漁港第931号の「概数等発注要領の運用」により判断することとなります。 浚渫土数量の確定に伴い、これと連動して変更となる浚渫土砂構成は、概数の範ちゅうとして扱うことができます。 ただし、グラブ浚渫から硬土盤浚渫に変更となるなど、細別（レベル４）が変更となる場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。 また、浚渫土砂構成は、積算上の現場条件であることから、工事数量総括表の摘要欄等に施工条件として明示する必要があります。

11－５　拡大設計変更

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	拡大設計変更には、どのような基準が定められているのか。	工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の３割以下※で、の増額としています。
2	拡大設計変更は、同一工事で回数に制限があるのか。	当初契約金額の３割以下※の増額の範囲であれば、変更回数に制限はありません。
3	工事内容の拡大の設計変更の上申は、いつ、どのように提出すればよいのか。	拡大設計変更の可否を判断するためには、別途発注の可能性も検討する必要があります。 よって、工事内容の拡大の設計変更の上申は、当該工事及び当該事業の不確定要素が解消される見込みができた時点で速やかに上申すべきです。
4	拡大設計変更は、支出負担行為担当者の承認後であれば、設計変更の時期はいつでもよいのか。	支出負担行為担当者の承認後、工事現場の進捗状況を十分把握し、速やかに設計変更してください。
5	拡大設計変更、概数の確定による設計変更及び通常の設計変更は、工事内容等に整合性がとれれば、同時に事務処理ができるのか。	拡大設計変更の増額分については、当初契約金額に対して３割以下※の制限がありますので、変更設計書の中で拡大部分の内容と金額が分かるようにする必要があります。各々の設計変更の内容が確認できるように事務処理を行ってください。
6	拡大設計変更には、新たな工種の追加は認められないのか。認められるとすれば、どのような工種か具体例を示されたい。	当該工事内容と分離できない工種で、原契約の内容を極端に逸脱することのないものについてのみ認められます。例えば、工事延長の増工に伴う管渠、擁壁等の新工種の追加がこれに該当します。
7	拡大設計変更時に、工事数量を概数として扱うことができるか。	拡大の設計変更には、予算の範囲内で事業を確定する主旨もありますので、この見込みが確実な場合に限り、概数として扱うことができます。
8	設計変更後の拡大設計変更の額及び率の比較対象とするのは、当初契約金額でよいのか。	拡大設計変更の対象となる増額分については、当初契約金額に対して３割以下※としています。
9	拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。	いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、受注者の承諾月日以後となります。
10	複数事業の合併設計書において、当該事業に係る不確定要素が解消されたが、それ以外の事業に係る不確定要素が解消されていない段階で、当該事業分の拡大設計変更は可能か。	可能です。 （設計変更用財源として予算執行が可能となれば良い。要領の「当該工事の不確定要素が解消された」という記述は複数事業の合併設計書を想定していない記述）

（※平成28年11月18日付け　建管第1467号）

11－６　契約書第17条

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	受注者は、共通仕様書において設計図書の照査が義務付けられています。 また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。 よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更もしくは変更指示書により指示を行う必要があります。 なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。
2	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	設計図書を正しいものに変更するため、請負代金額に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。
3	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額の変更は可能か。	工事数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である予定価格算出用設計書も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。
4	「設計図書間の不一致等」の設計変更を変更指示書による指示として処理できるか。	変更指示書による指示として扱うことができます。
5	（欠番）	
6	変更指示書による指示は、何度行っても良いのか。 また、設計変更を行う時期は、工事終了前として良いか。	変更指示書による指示は、工事量の大幅な増減の範囲内であれば何度も変更指示書による指示として処理することができます。 また、設計変更を行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので､結果的に工事終了前となることもあります。 なお、設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合は、速やかに設計変更を行い、契約変更する必要があります。
7	変更指示書でいう「新工種」とは何か。	「新工種」とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル３）、それ以外は新たな工種（レベル２）が追加となる場合をいいます。 なお、設計変更時における単価等の取扱いについては、「４－４積算上の留意点」を参照してください。

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
8	特記仕様書で施工条件を明示すれば、新工種を含め、工期終了直前の設計変更でよいのか。	当初設計において、工事目的物及び仮設工の工法等を条件明示していても、工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ工事着手することはできません。 そのため、契約変更手続きを行う前に受託者に作業を行わせる場合は、必ず変更指示書にて指示する必要があります。
9	変更指示書における増減見込額の累計に、指示時の工種ごとの増減額を考慮すべきか。	変更指示書による指示ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、上申時の工種ごとの増減額を考慮する必要はありません。
10	条件変更の事実の確認は、必ず現地での確認が必要となるのか。	設計図書間の不一致等で、条件変更の事実の確認が書面で行える場合、現地確認は不要です。ただし、措置を検討する上で書面での確認が困難であり発注者が必要と判断した場合は、現地を確認してください。
11	承諾図も設計図書の扱いとなるが､支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要はあるか。	設計図書の扱いとなりますが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はありません。 なお、設計図書である承諾図や工事施工協議簿を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書１０年、工事成果品５年と異なるため、注意してください。
12	敷砂利による工事用道路を設計計上している場合、敷鉄板に設計変更することができるか。	コーンペネトロメーターのコーン指数（ｑｃ値）等の調査結果から、ダンプトラック等の走行に必要なトラフィカビリティがないことが確認された場合には、設計変更することができます。ただし、安易に全延長を設計変更するのではなく、必要範囲を確認してください。
13	歩掛上の標準機種で設計計上している場合、実際の施工機械に設計変更すべきか。	「土木工事積算基準等」の取扱いを特記仕様書で条件明示していますので、標準機種で施工できない場合には、設計変更できます。ただし、クレーン規格の場合、機械の据付位置そのものが受注者の都合である場合がありますので、設計変更の妥当性を十分検討する必要があります。
14	「設計図」､「数量算出書」､「設計計算書」及び「工事数量総括表」で鉄筋の規格・数量などの不一致が生じた場合、設計変更することができるか。	この様な場合も「設計図書間の不一致」として、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。ただし、受注者に設計図書の照査を義務づけていますので、設計変更の日付には留意する必要があります。
15	「数量算出書」及び「工事数量総括表」で型枠に係る数量を計上していない場合、設計変更することができるか。	工事目的物施工に必要な設計計上項目は、「土木工事工種体系化の手引き」で、工種（レベル３）毎に定義付けしており、これらの諸基準により設計計上していることを特記仕様書で条件明示していますので、必要項目が設計計上されていない場合も設計変更することができます。
16	橋台２基施工する工事で、基礎杭を連続施工することとし、「重建設機械分解組立費」を設計計上していない場合、設計変更で計上することはできるか。	「土木工事積算要領」で、重建設機械の現場内小運搬に係る分解・組立費は、別途積上計上することと規定され、「土木工事工種体系化の手引き」でも、運搬費の計上項目として「重建設機械分解組立費」が細別（レベル４）として定義付けされていますので、必要性が確認された場合には設計変更することができます。

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
17	工事用道路を敷鉄板で施工することとして、近傍の市町村からの輸送費を設計計上している工事で、想定した市町村で必要量を確保できない場合、輸送費を設計変更することはできるか。	仮設材運搬費は「土木工事工種体系化の手引き」で、輸送起点（距離）を積算上の現場条件として「特記仕様書」又は「工事数量総括表の摘要欄」に明示することとしています。明示した現場条件で施工できない場合は、設計変更することができます。ただし、自社持ち資材などの実態に合わせて設計変更するものでないことに留意して下さい。

11－7　契約書第18条・第19条・第20条・第21条等

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	土捨（取）場の設計変更を変更指示書による指示として処理できるか。	変更指示書として扱える金額の範囲内であれば、変更指示書による指示として処理することができます。 ただし、新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合や、計画法線変更などの内容そのものが重要な変更となる場合は、変更指示書による指示として処理できない場合もありますので、そのような場合は、本部事業担当課及び入札契約課と協議し、確認してください。 また、当初発注時から契約書第18条による設計変更が予想される場合は、適切な施工条件明示をしてください。
2	工事施工上の制約等から工期を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	工期の延長理由が、発注者の責に帰すべきことなのか、受注者の責により工事の進捗がはかどらず工期を延長しなければならない等により判断が別れますが、工事の中止に関する場合は契約書19条、乙の請求による工期の延長の場合は同20条、甲の請求による工期の短縮等の場合は同21条に基づいて事務処理をしてください。 なお、受注者の責めに帰すべき理由で工期内に完成できない場合は、同41条に基づいて事務処理をしてください。

12　指定と任意の考え方

12－１　指定と任意の定義

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等において、「指定」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意」とは、受注者の責任において施工を行うものである。

契約書第１条第３項に「施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする」と明記されているように、受注者の責任において施工するのが基本である。

参　考　建設工事請負標準書式　契約書

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の**図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書**（以下「**設計図書**」という。）**に従い**、誠実に頭書の**工事の請負契約を履行しなければならない**。

３　**施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段**（以下「施工方法等」という。）**については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める**ものとする。

12－２　設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

	指　　定	任　　意
設　計　図　書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天災不可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	

なお、「土木工事工種体系化の手引き」においては、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細別（レベル４）を括弧書きで表示している。

例）作業土工（床掘り、埋戻し、床仕上げ、岩盤清掃等）、型枠、足場、支保、防寒囲い、防寒養生、土のう、ポンプ排水、除雪、重建設機械分解組立運搬費など

12－３　仮設工の取扱い

（１）　仮設工に計上する項目

直接工事費に計上する仮設工は次のとおりとする。

ア　型枠、支保工、足場工に要する費用
イ　山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工に要する費用
ウ　水替工、仮水路に要する費用
エ　工事施行に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用
オ　用水、電力等の供給設備に要する費用
カ　仮道、仮橋、現場補修等に要する費用
キ　交通管理工に要する費用
ク　その他必要な項目

（２）　仮設工の積算

ア　仮設工として積算する内容は次のとおりとする。

(ｱ) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
(ｲ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
(ｳ) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）
(ｴ) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用
　ａ　コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び当該施設の補修に要する費用
　ｂ　トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料
(ｵ) 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）
(ｶ) 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
　ａ　仮道、仮橋に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
　ｂ　公道等の補修に要する費用
(ｷ) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
(ｸ) 工事施工に伴う防じん対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
(ｹ) 仮区画線に係る費用
(ｺ) 交通管理工に要する費用、交通誘導警備員に要する費用
(ｻ) その他必要な費用

イ　積算方法

仮設工の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

（３）　仮設工の指定・明示事項

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、受注者の責任において施工するのが基本であるが、「第三者への配慮」や「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を図面や施工条件明示等により「指定」する必要がある。

また、指定しない場合であっても、現場条件の変更が予想される場合は、施工条件明示をしておく必要がある。

仮設工の指定・明示の仕方は、「構造、規格、寸法、工法等を指定する場合」、「それらを決定するために必要な設計上の条件のみを指定する場合」及び「必要な設計上の条件のみを明示する場合」などがある。

指定・明示事項については、現場条件を十分に考慮し決定するものとする。

ア　原則として、構造、規格、寸法、工法等を指定する場合（指定した事項のみが制約される）

(ｱ) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切
(ｲ) 一般交通に供する仮設構造物
(ｳ) 特許工法及び特殊工法を採用する場合
(ｴ) 関係機関等との協議により制約条件のある場合
(ｵ) その他第三者に特に配慮を必要とする場合

イ　必要な設計上の条件のみを指定する場合（指定した事項のみが制約される）

(ｱ) 仮橋・仮桟橋の桁下・、河積阻害率等
(ｲ) 濁水処理施設の管理基準値
(ｳ) 交通誘導警備員の資格、配置体制
(ｴ) その他、基準値等を指定する場合

ウ　必要な設計上の条件のみを明示する場合（現場条件を明示したものであり制約されない）

(ｱ) 仮締切の水位、流量
(ｲ) 工事用道路の幅員、構造
(ｳ) その他、条件のみを明示する場合

12－４　不適切な具体例

次のようなケースは、指定・任意の正しい運用から見ると、不適切と考えられる。

（１）　機械の規格選定に関する不適切な事例

事例－１

掘削工において、バックホウ（クローラ型山積０．８m3級）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ（クローラ型山積０．４５m3級）を計上しているので、現場に積算どおりのバックホウ（クローラ型山積０．４５m3級）をもってくるように指示した。

事例－２

掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積０．８m3級）により計上していたが、受注者がバックホウ（クローラ型山積１．４m3級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積０．８m3級から１．４m3級に変更した。

コメント

積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。

上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は受注者の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。

また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。

（２）　機械の機種選定に関する不適切な事例

事例－３

鋼矢板の打込みにおいて、受注者が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。

事例－４

切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者がクラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積０．４m3級）およびバックホウ（クローラ型山積０．４５m3級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がクラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。

コメント

事例－１、２と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、受注者がその責任において施工方法等を定めることとなる。

事例－３、４においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。

また、積算基準の適用範囲内であれば、受注者の施工方法や機種選定が積算と異なっていても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、受注者の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。

（3） 仮設備の選定に関する不適切な事例

事例－５
道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、受注者から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。
コメント
任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。

（4） 新技術活用の採用等に関する不適切な事例

事例－６
基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。
コメント
この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は受注者の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用に当たっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。

13　不可抗力による損害の取扱い

13－１　工事中に受けた損害の負担

土木工事は、主に屋外作業で行われ、かつ、工事期間が長いため、工事の途中において契約締結時には予測できなかった事象が起こり、予定外の出費を生じる場合がある。

工事中における天災等もその一つであり、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊したり、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは、現場に置いてあった工事材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらに、これらの損害の取片付けに要する費用が必要となる場合がある。

受注者は、契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事を履行する責務を負っているものであり、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも、受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば請け負う側は入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが予想される。

また、受注者としてもすべての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は、自己の負担となってしまう。

このようなことから、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展の上からも有益なものとはいえないため、建設業法第19条においても、「工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない。」としており、道においても契約書第28条に、これに関する規定を設けている。

13－２　損害の適用条件

（１）　原因が天災その他の不可抗力であること
（２）　現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと
（３）　工事目的物の引き渡し前に被災したものであること

13－３　損害の負担範囲

損害額については、発注者と受注者ががそれぞれ負担する。

（１）　受注者の負担範囲

ア　損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額　ただし、災害応急対策又は災害復旧仁関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担する。

ウ　火災保険等によりてん補される損害

（２）　発注者の負担範囲

ア　負担額

損害合計額のうち請負代金額の1/100を超える額（受注者がこの工事を遂行する場合に限る）ただし、災害復旧又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が全額負担する。

イ　発注者の負担方法（契約書第28条第4項及び第5項）

発注者は、負担額を損害の負担という形で支出することが原則であるが、被災によって生じた設計変更に含めることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

ウ　負担範囲

発注者が負担するために、次のような要件が満たされていることが必要である。

(ｱ) 確認可能性（契約書第28条第5項）

工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査（契約書第12条第2項）、工事監督員の立会い（契約書第13条第1項及び第2項）、部分払のための確認（契約書第36条第2項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

(ｲ) 通常妥当性（契約書第28条第6項第2号及び第3号）

契約書第1条第3項により設計図書に指定が無い限り、仮設物、工事材料、建設機械器具、施工方法については、自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられており、発注者が通常妥当と認められる範囲を超えた特殊な、あるいは不必要、又は上等なものの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであった場合に生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。

また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。

(ｳ) 現場搬入性（契約書第28条第5項）

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料（工場製品を含む）あるいは、輸送途中における工事材料については、部分払いの確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。

なお、仮設物についても、工事現場に搬入される前のものは、発注者の負担対象とはならない。

13－４　損害が累積した場合

不可抗力による損害が累積した場合は、契約書第28条第5項の規定を次のとおり読み替えて適用するものとする。

「甲は、・・・・・・当該損害の額の累計（括弧内省略）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の累計の合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額を負担しなければならない。」

発注者の負担を求める算式は、次のとおりであり、請負代金額の1/100が足切りされるのは１回分だけである。

（発注者の負担額）＝　（損害の額の累計額）
＋（損害の取片付けに要する費用の額の累計）
－（請負代金額の1/100）
－（既負担額）

災害応急対策又は災害復旧に関する工事の場合

（発注者の負担額）＝　（損害の額の累計額）
＋（損害の取片付けに要する費用の額の累計）
－（既負担額）

13－５　工事中における天災等の処理手順

（１）　災害の発生

（２）　工事監督員への通知

現場代理人は、損害の状況を第58号様式「損害発生通知書」により工事監督員に通知する。（契約書第28条第1項）通知は、現場の確認、現場の保全に支障をきたさないよう直ちに行うものとする。

また、必要に応じて増破防止のために臨機の措置を講ずる。（契約書第25条　臨機の措置を参照）

（３）　損害状況の調査

工事監督員は、現場代理人立会のもとに損害の状況を調査する。（契約書第28条第2項）

調査は、損害発生の原因、損害の内容、損害発生時における現場の管理状況等について行う。

（４）　支出負担行為担当者への報告（第一報）

工事監督員は、災害の発生した事実を支出負担行為担当者に第一報として報告する。

（５）　発生損害確認書の作成

工事監督員及び現場代理人は、調査の結果、損害であることを確認した時は、第59号様式「発生損害確認書」を作成し、工事監督員及び現場代理人の双方が記名する。押印は必要としない。

（６）　支出負担行為担当者への報告

工事監督員は、前項（５）の確認行為を支出負担行為担当者に第60号様式「発生損害確認報告書」により報告する。

（７） 負担額の請求

受注者は、前項（５）で確認した範囲内において、自らが負担できない損害については、発注者に費用の負担を第61号様式「損害負担請求書」により請求することができる。（契約書第28条第4項）

なお、負担額の請求に当たっては、明文されたものは無いが、内訳明細や算出根拠等を添付することが望ましい。

（８） 損害合計額の算定

発注者は、損害合計額を算定する。

損害合計額については、次の４区分に分けて算出する。

・出来形部分
・仮設物
・工事材料及び機械器具
・損害の取片付けに要する額

（９） 負担額の協議

損害の負担について発注者と受注者が協議を行う。

発注者は、損害の負担について発注者と受注者の協議を行う額を求めるための損害合計額（基本額）を算出するものとし、この額をもって受注者と協議する。

（損害合計額）＝ ①（損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額）
＋②（損害を受けた工事材料に相応する請負代金額）
＋③（工事仮設物又は建設機械器具に関する損害額）
＋④（当該損害の取片付けに要する費用の額）
－⑤（残存価値評価額）
－⑥（受注者の善管注意義務違反による損害の額）
－⑦（保険等によりてん補される額）

① 出来形部分に関する損害

確認することができた損害を受けた部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

② 工事材料に関する損害

確認することができた損害であること、工事現場に搬入済みの工事材料の損害であること、通常妥当と認められる工事材料についての損害であることの３要件を満たした損害部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合は、その評価額を差し引くこととする。

③ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

確認することができた損害であること、工事現場に搬入済みの工事材料の損害であること、通常妥当と認められる損害であることの３要件を満たしていなければならない。損害の額は、未償却費（当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額）とし、修繕費の方がこれより少額であるときは、修繕費用の額とする。

⑥ 受注者の善管注意義務違反による損害の額

受注者の善管注意義務違反で不可抗力による損害が拡大した場合においては、拡大部分の損害は受注者の帰責事由によるものであるから、受注者が全額を負担する。

⑦ 保険等によりてん補される額

契約書第55条第1項において付保を義務付けられた保険等によりてん補された部分は損害の範囲に含まれない。

(10) 負担額の決定

発注者の負担額を決定する。（契約書第28条第5項）

発注者と受注者の協議が成立した損害合計額（基本額）のうち、請負代金の1/100を超える額は、発注者の負担となる。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担する。

(11)　負担額の算定

発注者の負担額を算定する。(契約書第28条第6項)

新設計額の算定

（新設計額）＝　①（被災直前の出来形部分の現設計額）

＋②（損害を受けた出来形部分の手戻工事設計額）

＋③（未施工部分の新設計額）

＋④（被災によって生じた取片付け費用）

上記②③については、被災後の施工に係る新設計額で被災による状況変化に対応した工法変更を含む。

（新請負代金額）＝（新設計額）×（請負比率）－（損害合計額に係る受注者の負担額）

ただし、災害応急対策又災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が全額負担

新設計額の算定を模式的に表すと次のとおりとなる。

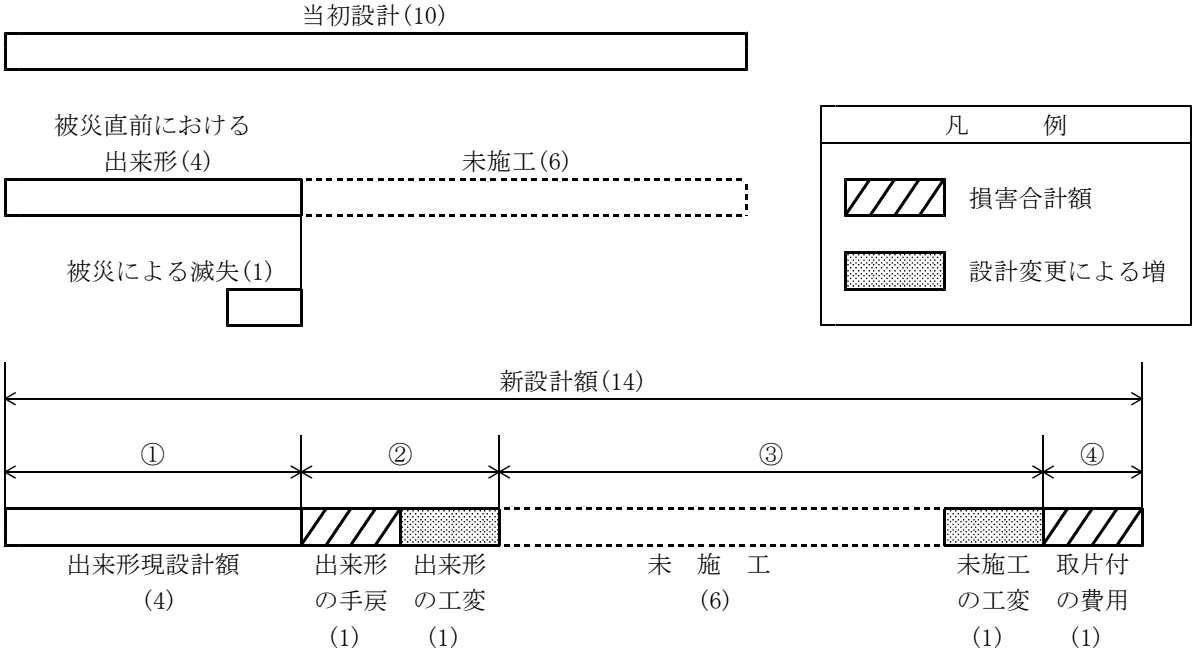

13－６　処理手順フロー

受注者又は現場代理人	工 事 監 督 員	支出負担行為担当者	備　　考
○災害の発生 ○工事監督員に通知 損害発生通知書（標準様式第58号） 現場確認、現場保全に支障をきたさないよう直ちに行う。 必要に応じ、増破防止のための臨機の措置を講ずる。	○		○契約書第28条第1項 未施工部分が被災し、現場に状況変化をきたした場合は、第17条規定の現場不符合等の対応を伴うので、損害の有無にかかわらず、被災事実について通知することが望ましい。 ○契約書第28条第2項
○現地調査 立　会	○現地調査 損害発生の原因、損害の内容、事実発生時における管理状況等		○建設工事執行規則第18条第2項第2号
	○災害の事実発生報告（第一報）口頭又は電話等による概況報告	○	○契約書第28条第3項 損害発生原因は詳細に記載すること。 損害内容は次の項目ごとに、名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度を詳細に記載すること。 ①工事の出来形部分 ②仮設物 ③搬入した工事材料及び建設機械器具
○ 双方記名	○事実確認 発生損害確認書（標準様式第59号） 不可抗力の発生を証明する関係機関の証明書類を添付		
	○報　告 発生損害確認報告書（標準様式第60号） 「損害発生通知書」 「発生損害確認書」 「その他必要な図面等」を添付	○	
○損害の請求 発生損害負担請求書（標準様式第61号）	工事監督員経由	○	○契約書第28条第4項

受注者又は現場代理人	工 事 監 督 員	支出負担行為担当者	備　　考
		↓ ○損害合計額の算出及び発注者と受注者の協議 ①損害額の計算 ②受注者の善管義務の確認 ③火災保険、その他の保険等のてん補にかかる確認 ④損害合計額(基本額)について発注者と請負人の協議 ↓ ○発注者の負担額決定 損害合計額（基本額）のうち、請負代金額の1/100を超える額は、発注者の負担となる。 損害合計額の負担を行うものとするが、被災によって生じた設計変更に含めることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。または、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う。 ○　　○ ↓ ○設計変更 設計変更の決定（標準様式第36号） ↓ 設計変更の手続きを参照 ↓ ○損害額の負担	○契約書第28条第6項 ○契約書第28条第5項 災害応急対策又災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担する。 ○契約書第17，18条 ○契約書第29条 ○新設計額の積算 被災直前の出来形部分等に係る現設計額と、被災後の施工に係る手戻り工事及び工法変更等を含む設計額を合わせた新設計額。 ○新請負代金額の算定 損害合計額から受注者の負担額を減額する。
	○設計変更を行う場合 設計変更上申書（標準様式第35号）		

13－７　損害発生に関する標準様式

第５８号様式（損害発生通知書）

損　害　発　生　通　知　書

令和　　年　　月　　日

（工事監督員）　　様

現場代理人（氏　　名）

工　事　名

上記建設工事の施行に関し、不可抗力により、次のとおり損害が発生したので通知します。

損害発生の日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
損害概算額	金　　円
損害発生の原因	
損害の内容	
その他参考事項	

注　「損害発生の原因」及び「損害の内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。

第５９号様式（発生損害確認書）

発　生　損　害　確　認　書

工　事　名

上記建設工事に関し、令和　　年　　月　　日に発生した天災その他の不可抗力により生じた損害について、令和　　年　　月　　日現地調査の結果、次のとおり確認した。

令和　　年　　月　　日

工事監督員（職　　氏　　名）

現場代理人（氏　　名）

1　損害発生の原因

2　損害の内容

注　1　損害発生の原因は、できるだけ詳細に記載すること。
　　2　損害の内容は、工事の出来形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料及び建設機械器具ごとに、その名称、規格、品質、性能、数量、損害の程度等できるだけ詳細に記載するものとし、必要に応じ別紙として添付すること。
　　3　この確認書には、損害発生の原因となった不可抗力の発生を証明する関係機関の証明書を添付すること。

第６０号様式（発生損害確認報告書）

発　生　損　害　確　認　報　告　書

令和　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

工事監督員（職　　氏　　名）

工　事　名

上記建設工事について、令和　　年　　月　　日現場代理人から不可抗力により損害が発生した旨の通知があったので、令和　　年　　月　　日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙発生損害確認書のとおり確認したので報告します。

現場の管理状況	
工事監督員としての意見	
その他参考事項	

注　この報告書には、発生損害確認書（第５９号様式）及び現場代理人から提出された損害発生報告書（第５８号様式）その他必要に応じ図面等を添付すること。

第６１号様式（損害負担請求書）

損　害　負　担　請　求　書

令和　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

住　所
受注者
氏　名

工　事　名

令和　　年　　月　　日付けの発生損害確認書により確認された不可抗力による損害について、その負担を請求します。

14　設計変更の進め方

14－１　適　用

本章は、設計変更の事務処理をより効率的に進めるため、各建設管理部ごとに定めることが望ましい事項（設計変更処理の目安とする日数やその本部担当者等）のチェックポイントを整理したものである。

そのため、各建設管理部により内容等が変更となり得るものについては、***斜体太文字***により記載している。

14－２　チェックポイント

（１）　事業ごとの予算管理

事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課予算担当者は、事業調整調書等により各事業の予算執行状況を確認するほか、出張所等から受けた予算にかかる相談については、相互に連絡調整し、情報を共有すること。

（２）　工事ごとの予算管理

ア　概数の確定による設計変更について

概数の確定による設計変更は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」とされており、「工事箇所全体の不確定要素が確定した時点」ではない。

よって、工事監督員は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で速やかに設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合でも、その旨を支出負担行為担当者に報告すること。

結果的に工費・工期に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課課予算担当者と、その対応について打合せすること。

イ　通常の設計変更について

工費・工期に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課予算担当者と、その対応について打合せすること。

ウ　工事内容の拡大の設計変更について

拡大設計変更が必要となることが予想される場合は、速やかに事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課予算担当者と、その対応について打合せすること。

（３）　迅速な事務処理について

ア　条件変更の事実が発見された場合

設計図書を変更する必要が生じた場合は、立会願による確認や工事施工協議簿により採るべき処置の指示を行い、工事内容の変更指示書にて指示を行うこと。なお、即時変更となる場合は、速やかに設計変更処理を行うこと。

なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、工事一時中止の措置を検討すること。

イ　設計変更理由書

事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課予算担当者と事前にＦＡＸやメール等で打合せし、その内容について手戻りが生じないようにすること。

ウ　設計図書（軽微な設計変更時の添付資料も含む）

上記イの設計変更理由を説明する際に必要となる設計図書についても、事業担当課の***各担当主査***及び入札契約課予算担当者へ事前にＦＡＸやメール等で送付すること。

エ　本部における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数について目安を設定するなど、早期の事務処理に努めることとするが、工事完成前最後の設計変更提出時期は工期末の３週間程度を目安として作業を行うこととする。

15　関連通達集等

15－１　建設工事の概数等発注事務取扱要領

（平成４年11月４日管理第1222号　各土木現業所長あて土木部長）
〔沿革〕平成10年３月19日管理第1150号、平成18年２月24日建技第703号改正

建設工事の概数等発注事務取扱要領

第１　目的

この要領は、建設部所管の公共事業に係る設計積算業務と入札の効率化及び契約条件の明確化を図るため、概数等による建設工事の発注（以下「概数等発注」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

１　概数等発注とは、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約後に概数公示した工事数量の確定を行う手法をいう。

２　概数等とは、次のいずれかの方法により算出された工事数量をいう。

(1)　大部分が概数によるもの

ア　標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量

イ　現地の取り合い等により、委託成果品の数量に軽微な変更が予想される工事数量

(2)　主要部分以外が概数によるもの

ア　工事目的物の主要部分を積算することによって、その工費が把握できる場合における工事数量

イ　標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量

第３　適用の範囲

概数等発注は、次の条件を満たす工事に適用することができるものとする。

１　建設部及び土木現業所が発注する工事であること。

２　概数等発注により工事費、工期等に著しい影響を与えない工事であること。

第４　数量確定及び設計変更の時期

１　数量確定

現地測量結果等に基づき、確定数量算出に係る不確定部分の一部又は全部が解消した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する。

２　設計変更

概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更することとする。

第５　設計図書における施工条件の明示

１　概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

２　特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

(1)　概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

(2)　この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を請負人に行わせることがある。

(3)　概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。
なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

(4)　概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

第６　概数の活用

契約事項、非契約事項にかかわらず、工事費、工期等に著しい影響を与えないものについては、概数を活用する。

第７　設計変更図書の作成

工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出をいう。ただし、高度な応力計算等に係わる資料の作成を含まない。）を必要に応じて、請負人に行わせることができる。この場合、当該設計変更図書の作成に要する費用については、共通仮設費の技術管理費に「施工図書作成費」として適切に計上すること。

なお、費用の算出に当たっては、土木工事積算基準によること。

附　則

この要領は、平成18年４月１日から適用する。

15－２　概数等発注要領の運用指針

（平成４年11月５日管理第1223号　各土木現業所長あて土木部長）
〔沿革〕平成10年３月19日管理第1151号、平成18年２月24日建技第704号、
令和元年11月19日建管第1251号、令和3年7月10日建管第510号改正

概数等発注要領の運用指針

1　基本的な運用方針

建設工事の大部分は、現地屋外でその工事が施工されるため、工事現場における地形・地質・地下水などの自然条件の影響を著しく受けることとなる。

建設工事発注に使用する設計図・参考図は、そのほとんどが調査設計等の委託成果品であるが、設計変更を要しない確実な数量を算定するためには、さらに大きな調査費を要し得策でない等の理由から、工事現場における地形・地質・地下水などの自然条件をある程度想定し作成することとなり、算出された数量は不確定要素を含んだものとなる。こうして作成された設計図・参考図やこれを基に算出された数量は、想定した現場条件と実際の現場条件の不一致により、その内容に変更が生じた場合、工事目的物の再検討を必要とする場合と必要としない場合に大別される。

前者の場合は、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分であり、後者の場合は、構造物の作業土工、舗装や集水桝などの定型的な構造が定められているもの、及び地質によってその安定性が決まる掘削・盛土工や植生工等である。

また、個々の構造計算により、断面形状を決定した構造物であっても、取り合い等により変更が生じた場合に、その構造に変更が生じない工種がある。

よって、工事目的物の構造に影響を与えない範囲においては、「概数」を活用することが、設計積算業務と入札の効率化や契約条件の明確化に大きく寄与するものであるため、次の項目に留意し適切に運用すること。

2　概数として扱うことが可能な工事数量について

(1)　大部分が概数によるもの

ア　標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量をいう。

イ　取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付枠面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex. グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。

(2)　主要部分以外が概数によるもの

ア　各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、桝や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。

イ　工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

3　数量確定・設計変更等について

(1)　数量確定について

ア　概数に係る不確定要素について、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する。

なお、「不確定要素の一部」とは、土砂と岩盤が混在する床堀において、現地測量結果により地盤高を確定した後に工事着手し、岩盤線確定後に再度数量確定協議を行うような場合をいう。

イ　工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、請負人の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、請負人にその写し等で指示する。

ウ　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

(2)　設計変更等について

ア　概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与える場合は、速やかに当該工種を設計変更する。

イ　概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ　概数に係わる設計変更理由は「概数の確定による」の他、簡単な理由を付記するものとする。

4　設計変更図書の作成費用について

標準断面図で発注する場合に生じる新たな図面の作成を請負人に行わせる場合は、その費用を当初設計図書において、適切に技術管理費に計上しなければならない。

また、委託成果を用いて発注する場合の図面の修正（地盤線の変更や型入れの修正等）を請負人に行わせる必要が生じた場合も、変更設計図書において適切に技術管理費を計上しなければならない。

なお、設計変更に伴う設計変更図書の作成に必要な費用の算出は、土木工事積算基準の「設計変更図書作成費」によること。

5　留意事項

(1)　結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。

(2)　当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。

(3)　概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。

(4)　工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。

(5)　標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル４）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。

また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。

(6)　各事業毎の取扱いについては、本運用指針によるほか、各課の運用によること。

報告様式

令和　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　様

工事監督員（　職　　氏　名　）

概数として扱っていた数量の確定について

工　事　名

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

注　1　結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。

2　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

通知様式

（記号）　第　　号

令和　　年　　月　　日

（受注者）　様

（支出負担行為担当者）

概数として扱っていた数量の確定について

工　事　名

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。

注　別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

承諾様式

収　入 印　紙

承　　諾　　書

令和　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　様

住　所
受注者
氏　名　　㊞

工　事　名

令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知のありました上記建設工事の概数として扱っていた数量の確定について、承諾します。

15－３　概数等発注要領の運用（道路課）

（平成４年11月５日道路第669号 各土木現業所長あて道路課長）
〔沿革〕平成10年３月20日道整第840号改正、平成18年２月27日道整第913号改正

概数等発注要領の運用

概数等発注をする場合について、次の点に留意してください。

１　確定額の把握について
　概数として扱った数量は、その全部又は一部が確定した時点で変更することとしているが、各数量確定時に確定見込額を十分把握し、事業調整時に大幅な変更を生じないよう、本所等との連絡を密にすること。

２　概数等の活用について
　委託成果品を工区分割する場合、または発注後の詳細調査により変更が予想される工種等は、概数等発注を行うことができる。
　※（変更が予想される工種の例：土工における岩盤線や法面積等）

３　概数で扱うことが不適当な場合
　主要構造物の内、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるもの。
　例）擁壁本体、橋梁上下部本体、トンネル本体、ロックシェッド本体、スノーシェルター本体、ボックスカルバート本体（場所打）等

４　運用例

	概数値の算出（例）	確定の考え方（例）
土　工	・成果品を工区割りしたとき又地盤線の変更が伴う場合は近似値を使用する。	・現地精査後、詳細横断図及び材料を確定する。
法覆工	・平均法長に延長を乗じた数量を使用する。	・現地精査後、詳細横断図及び展開図等を作成し面積を確定する。
排水工	・床掘、埋戻は、標準断面に延長を乗じた数量を使用する。残土も含む。（横断管渠工・トラフ・雨水桝等）	・現地精査後、詳細横断図を作成し、図面及び材料を確定する。
舗装工	・舗装補修においては、平均厚×平均幅員×延長にて数量を算出。	・現地精査後、平面・断面図を作成し、面積を確定する。
雑　工	・コンクリート取り壊しの場合も、標準断面図に延長を乗じた数量を算出。	・現地精査後、詳細断面図を作成し、数量及び材料を確定する。

（例）擁壁の掘削土量を算出する場合

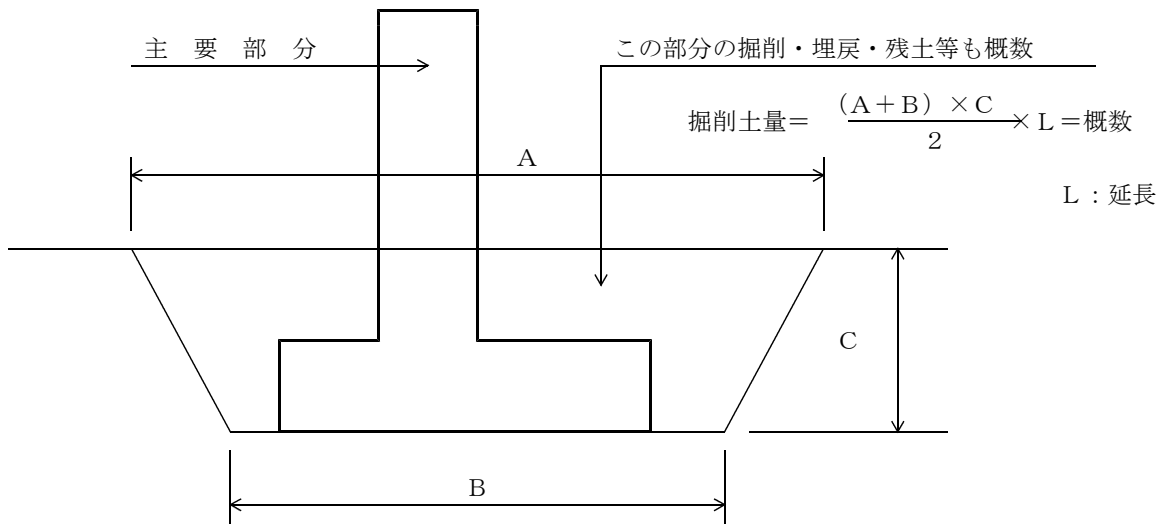

15－４　概数等発注要領の運用（河川課）

（平成４年11月５日河川第1244号　各土木現業所長あて河川課長）
〔沿革〕平成10年３月30日河川第3013号、平成18年２月27日河川第1876号改正

概数等発注要領の運用

概数等発注をする場合について、次の点に留意してください。

１　確定額の把握について
概数として扱った数量は、その全部又は一部が確定した時点で変更することとしているが、各数量確定時に確定見込額を十分把握し、事業調整時に大幅な変更を生じないよう、本所等との連絡を密にすること。

２　概数等の活用について
委託成果品を工区分割する場合、または発注後の詳細調査により変更が予想される工種等は、概数等発注を行うことができる。
※（変更が予想される工種の例：土工における岩盤線や法面積等）

３　概数で扱うことが不適当な場合
主要構造物の内、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるもの。
例）樋門、水門、落差工、堰等

４　運用例
(1)　土工（掘削、築堤工等）、法面工
標準断面図等（現場状況に応じて、複数設定する。）により工事数量を構造物の控除や曲線の更正等は行わずに算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。
(2)　護岸工、根固工
ア　標準断面図等により工事数量を構造物の控除や曲線の更正等は行わずに算出し、発注後の展開図等により確定することができる。
イ　敷設替えの数量を概数とした場合、再利用可能数量の増減は請負人の施工管理に依る面もあるため、取り外し時、並びに取り外し後の現場確認等を行った上で総合的に判断しなければならない。
(3)　維持的な工事
伐開、草刈り、土砂の除去等、河川の維持的な工事については施工範囲を明示した上で、標準断面図等により面積、土量といった工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

15－５　概数等発注要領の運用（砂防災害課）

（平成4年11月5日砂防第1444号　各土木現業所長あて砂防災害課長）
〔沿革〕平成10年3月19日砂防第3169号、平成18年2月27日砂防第1277号改正

概数等発注要領の運用

概数等発注をする場合について、次の点に留意してください。

1　確定額の把握について
(1)　概数として扱った数量は、その全部又は一部が確定した時点で変更することとしているが、各数量確定時に確定見込額を十分把握し、事業調整時に大幅な変更を生じないよう、本所等との連絡を密にすること。
(2)　災害復旧事業において、大臣変更となる場合は、施工前に大臣変更に関する所定の手続きを行い、同意を得た後、工事の施工及び設計変更すること。

2　概数等の活用について
委託成果品を工区分割する場合、または発注後の詳細調査により変更が予想される工種等は、概数等発注を行うことができる。
※（変更が予想される工種の例：土工における岩盤線や法面積等）

3　災害復旧事業の設計変更等について
(1)　復旧に要する数量を確定して査定申請を行う事業であるため、概数に係わる設計変更理由は「概数の確定による」の他、明確な理由を付記するものとする。
(2)　工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成に要する費用を、共通仮設費の技術管理費に計上する場合は、大臣変更となるので、に設計変更図書の作成を行わせる前に大臣変更に関する所定の手続きを行うこと。

4　概数で扱うことが不適当な場合
主要構造物の内、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるもの。
(1)　砂防事業
例）砂防堰堤、床固工に係る本体数量
(2)　地すべり事業
例）集水井、集排水ボーリングに係る本体数量
(3)　急傾斜地事業
例）擁壁関係の本体数量
(4)　海岸事業
例）堤体工（コンクリートブロック）の層積、堤体工のコンクリート工
(5)　災害復旧事業
例）査定決定を受けた主たる工事内容

5　運用例
(1)　共通事項
ア　土工
標準断面図等（現場状況に応じて、複数設定する）により工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。
イ　法面工、法覆工
標準断面図等（現場状況に応じて複数設定する）により工事数量を構造物の控除や曲線の更正等は行わずに算出し、発注後の展開図や詳細横断図等により確定することができる。
(2)　砂防事業
ア　護岸工・護床工
標準断面図等により工事数量を構造物の控除や曲線の更正等は行わずに算出し、発注後の展開図等により確定することができる。

イ　その他

堤内排水工、転落防止柵等については、標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細図等により確定することができる。

ウ　維持的な工事

伐開、草刈り等の維持的な工事については、施工範囲を明示した上で、標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

(3)　地すべり事業

ア　排水工

標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

イ　根固工

標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の展開図等により数量を確定することができる。

(4)　急傾斜地事業

排水工、落石防止柵、転落防止柵

標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

(5)　海岸事業

ア　基礎工（捨石工）

標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

イ　堤体工

標準断面図等により工事数量を空m3として算出し、発注後の詳細横断図等により確定することができる。

ウ　水叩工、排水工

標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細図等により確定することができる。

(6)　災害復旧事業

ア　当課の共通事項による。

イ　緊急を要する応急工事、仮工事の場合も、概数で発注することができる。ただし、査定時までに数量を確定すること。

15－６　概数等発注要領の運用（漁港漁村課）

（平成18年２月27日漁港第931号　各土木現業所長あて水産林務部漁港漁村課長）
〔沿革〕平成25年4月10日漁港第931号改正

概数等発注要領の運用

概数等発注をする場合について、次の点に留意してください。

1　確定額の把握について

(1)　概数として扱った数量は、その全部又は一部が確定した時点で変更することとしているが、各数量確定にあたり変更見込額を十分把握し、予算上の不都合が生じないよう、本部等との連絡を密にすること。

(2)　災害復旧事業において、大臣変更となる場合は、所定の手続きを行い、同意を得た後、工事の施工及び設計変更を行うこと。

2　概数等の活用について

委託成果品を工区分割する場合、または発注後の詳細調査により変更が予想される工種等は、概数等発注を行うことができる。

※（変更が予想される工種の例：基礎工における捨石量や均し面積、場所打式本体工におけるコンクリート量や型枠面積、被覆・根固め工及び消波工におけるブロック個数、浚渫・土捨工における浚渫位置・面積・体積等）

3　災害復旧事業について

不可視部分等で着工後でなければ把握できない場合を除き、復旧に要する数量をあらかじめ確定して査定申請を行うことが原則であるため、概数の活用は必要最小限とすること。

4　概数で扱うことが不適当な場合

主要構造物の内、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるもの。

(1)　漁港事業

例）防波堤及び護岸の本体、岸壁及び物揚場の本体等（概数で発注した場合でも、現地確認の結果、構造検討が必要と判明した場合は速やかに当該工種を設計変更すること）、航路・泊地の計画水深、航路の必要幅等

(2)　海岸事業

例）擁壁の本体等（概数発注した場合でも、現地確認の結果、構造検討が必要と判明した場合は速やかに当該工種を設計変更すること）

(3)　災害復旧事業

例）査定決定を受けた主たる工事内容

5　運用例

(1)　漁港事業

ア　基礎工（床堀り、基礎捨石等）、場所打式本体工、消波工（乱積）
標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の横断図等により確定することができる。

イ　被覆・根固工
標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の展開図等により確定することができる。

ウ　浚渫・土捨工
全体平面図、標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細平面図、横断図等により浚渫位置、面積、土量等を確定することができる。

(2)　海岸事業

ア　基礎工（捨石工）、堤体工（消波ブロック乱積）
標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の横断図等により確定することができる。

イ　天端被覆工、排水工
標準断面図等により工事数量を算出し、発注後の詳細図等により確定することができる。

(3)　災害復旧事業

応急工事、仮工事の場合も、概数で発注することができる。

○参考図

浚渫工事の概数の考え方について

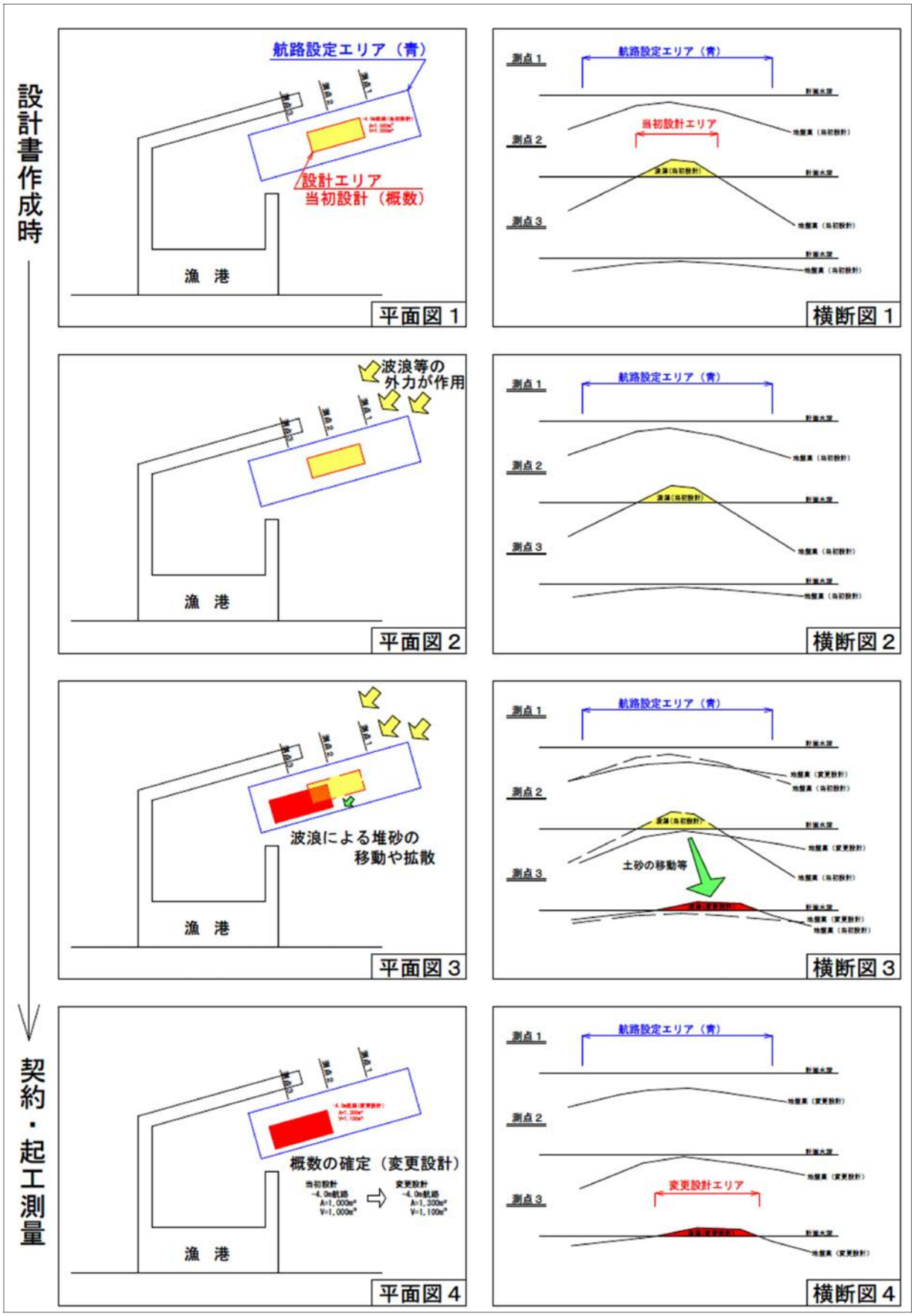

15－７　工事内容の拡大の設計変更について

（平成５年12月28日管理第1590号　各土木現業所長あて土木部長）

〔沿革〕平成８年７月18日管理第527号、平成18年２月24日建技第705号、平成28年11月18日建管第1467号改正

工事内容の拡大の設計変更について

１　目的

公共事業の執行にあたり、限られた予算で効率的に工事を行い、早期に事業効果を発現することを目的として、工事内容の拡大変更に係る基準を定める。

２　適用基準

工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の３割以下の増額とする。

なお、変更見込額が当初契約額の３割以下の増額とすることにより難い特段の事由が生じた場合の取扱いについては、別途定めることができるものとする。

３　工事内容の限定

追加部分の工事を拡大変更で対応する場合は、中小企業の受注機会の確保や恣意的な運用との誤解を招かないよう留意する。

工事内容を例示すると、おおむね次のとおりとなる。

(1)　原契約と同一現場内の工事
　（ex．暫定盛土の増工、法面工の増工、橋脚の増工、砂防ダム嵩上増工、河道堀削の増工等）

(2)　原契約の施工と分離施工が困難な工事
　（ex．工事延長の増、消波ブロック製作の増、橋梁製作の増、トンネル工事等）

(3)　追加工事として他の業者と競争させると他の業者が著しく不利となり、競争入札の公平性を著しく損なう工事
　（ex．船使用の港関係工事、大型機械の使用工事、仮設構造物が伴う工事等）

４　手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々の問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

(1)　当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本所事業担当課と十分協議すること。

(2)　拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、別記第１号様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。

(3)　上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日（当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等）も記載すること。

(4)　支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、別記第２号様式により回答すること。
　なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

５　適用日

平成28年11月18日から

別記第１号様式

工事内容の拡大の設計変更について

令和　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

工事監督員（　職　　氏　名　）

工　事　名

上記建設工事について、次のとおり拡大変更を行う必要が生じましたので上申します。

請　負　人			
現　工　期			
現請負金額	着工 令和　年　月　日 完成 令和　年　月　日	拡大変更による工期変更の必要性	有（約　日延長・短縮）・無
拡大変更の概算金額		拡大変更による工事の一時中止の要否	
拡大変更の概要			
理　　由			
その他必要事項			

別記第２号様式

（記号）　第　　号

令和　　年　　月　　日

（工事監督員）　様

（支出負担行為担当者）

工事内容の拡大の設計変更について（回答）

工　事　名

令和　　年　　月　　日付けで上申のあった上記建設工事に係る工事内容の拡大変更について、次のとおり回答します。

記

１　承認の可否

承認する。承認しない。

２　承認しない場合の理由

（担当部署名）

注　１　１の事項は、不要な文字を抹消して使用すること。

２　承認する場合にあっては、２の事項を削除すること。

15－８　工事内容の拡大の設計変更についての一部改定について

（平成28年11月18日建管第1467号　各総合振興局副局長（建設管理部担当）あて建設部長）

「工事内容の拡大の設計変更について」の一部改定について（通知）

本年8月から9月にかけて北海道に上陸した台風7号、11号、9号や10号に伴う大雨などにより、北海道各地に甚大な被害が発生し、地域住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な施工が必要である。

また、国の平成28 年度補正予算についても、北海道における経済対策や道民生活の安全・安心対策となることから、道路の防災対策、治水対策の推進、インフラの老朽化対策等の工事を円滑に執行することが重要である。

平成18年2月24日付け建技第705号「工事内容の拡大の設計変更について」は、平成26年2月28日付け建管第2000号で適用基準を「工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の３割以下の場合に限る。」とする当面の運用を通知しているが、災害からの早期復興、補正予算を含めた今後の公共工事の円滑な施工のためには、これまで以上に事務の簡素合理化を図り、増大する事業の適期、効率的執行を確保する必要が今後もあることから、別紙のとおり一部改定するので留意願います。

適用にあたっては、恣意的な運用や誤解を招くことのないよう十分配慮願います。

15－9　設計図書における施工条件等の明示の徹底について

（平成13年３月８日管理第1477号　各土木現業所長あて建設部長）

設計図書における施工条件等の明示の徹底について

施工条件の明示の重要性については、契約における対等性の確保や円滑な設計変更対応等の観点から従来より周知を図って来ているところであるが、現在においても、各発注工事に対する施工条件の考え方が発注側と受注側で異なることから、両者の工事費の算定に大きな開きが生じ、一部の入札で不調や保留となるような事態も見受けられる。

また、測量・設計等の委託契約における委託条件等の明示についても同様の状況にある。このため、適切な施工・委託条件の明示の徹底は、契約図書の明確化や工事施工及び設計変更の円滑化を図る観点からも極めて重要である。

ついては、今後なお一層適切な施工・委託条件の明示の徹底に努めるよう周知徹底のうえ、遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、平成６年２月８日付け管理第1778号は廃止する。

15－10　設計積算管理委員会規程（準則）

（設置）
第１条　土木事業の多様化・高度化に伴い、審査・検討機能強化のため、○○建設管理部に、○○建設管理部設計積算管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）
第２条　委員会は、当部が行う工事及び委託に関する計画、設計、積算について、自然環境などの社会要請や工法の選定などに高度な判断が求められる場合において、次の事項を審議する。
(1)　計画・設計方針、仮設工法などの事前審査
(2)　現場不一致や設計図書の錯誤などの対応　（設計変更重視型発注方式対象工事を除く）
(3)　不適切な施工、設計などを行った受注者への対応方針
(4)　三者検討会の対象工事の決定
(5)　工事発注前三者検討会（試行）の対象業務の決定及び会議の進行
(6)　その他必要な事項

（組織）
第３条　委員会は、次の職にある者を委員として組織する。
(1)　事業室長
(2)　地域調整課長
(3)　維持管理課長
(4)　道路課長（兼　維持管理課主幹）
(5)　治水課長（兼　維持管理課主幹）
(6)　入札契約課主幹
(7)　地域調整課主幹
(8)　上記課の担当係長及び主査

（委員長の職務及びその代理）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
２　委員長は、説明員として、出張所等の担当係長等を委員会に出席させることができる。
３　委員長は、当部以外の関係者等を出席させ、意見を求めることができる。

（報告）
第６条　委員会は、会議の結果について、速やかに副局長（建設管理部担当）、建設管理部長に報告するものとする。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、地域調整課において処理する。

（秘密を守る義務）
第７条　委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委員長への委任）
第８条　この規定に定めるもののほか委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この規定は、平成　　年　　月　　日から施行する。

15－11　大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領

（平成16年８月３日建情第447号　各支庁長あて農政部長、水産林務部長、建設部長）

大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領

１　趣旨

この要領は、支出負担行為担当者が執行する工事の契約の締結のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第12条第５項に規定する契約に係る、地質や土質条件等、施工現場の自然条件の変化に伴う請負代金額の増減見込額が契約金額の１割を超えない範囲内であり、かつ、配当を受けた歳出予算額及び債務負担行為限度額の範囲内である議会の議決を要しない契約変更の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

２　対象工事

対象工事は、１件の金額が５億円以上の支出の原因となるべき契約であるトンネル又はダム等の大型工事（以下「大型工事」という。）とする。

３　設計図書の変更の時期及び要件

(1) 工事監督員は、大型工事について自然条件の変化に伴う設計図書の変更の必要が生じた場合は、北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）第18条第２項に規定する報告（同項第１号に掲げる場合に行われるものに限る。）をし、支出負担行為担当者の指示を受け、請負人と協議するものとする。

(2) 支出負担行為担当者は、前項に規定する協議（以下「変更協議」という。）の結果を受け、その都度（二以上の変更協議が場所的、内容的、時間的に密接に関連性を有するものを対象とする場合は、各部事業担当課長に協議の上、当該変更協議のうち最後に行われたものの後に）、設計図書の変更を行うものとする。

４　設計図書の変更の上申

工事監督員は、支出負担行為担当者の指示により３(2)の設計図書の変更の時期に、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年４月２日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）設計変更上申書（第35号様式）の右上余白に「大型工事」と朱書し、増減見込額を算出した工事内訳書等を添付の上、上申するものとする。

５　設計図書の変更の決定等

(1) 支出負担行為担当者は、４の設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更決定書（標準様式第36号様式）の右上余白に「大型工事」と朱書してその決定を行うものとする。この場合において、当該設計変更決定書中「今回支出負担行為額」とあるのは「増減見込額」と読み替えて当該設計図書の変更に係る増減見込額を記載し、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄にはそれぞれ当該設計図書の変更後における見込額を記載するものとする。

(2) 支出負担行為担当者は、前項による設計図書の変更を行おうとする場合において、請負代金額が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算額及び債務負担行為限度額の範囲内においてこれを行うものとする。

(3) 支出負担行為担当者は、(1)により大型工事の設計図書の変更の決定をしたときは、その工事の変更内容を工事設計変更通知書（別記第１号様式）により速やかに工事監督員及び請負人に対し通知するものとする。

６　契約変更に係る知事の承認及び専決処分

(1) 支出負担行為担当者は、５の設計図書の変更の決定が請負代金額等契約事項の変更を伴うときは、速やかに「契約変更に係る知事の承認について」（別記第２号様式）により主管部長を経由して、契約変更について知事に承認を求めるものとする。

(2) 主管部長は、前項の申請があった場合、知事の承認を受ける手続を行い、承認後、速やかにその旨を支出負担行為担当者に通知するものとする。

(3) 主管部長は、前項の知事の承認を受けた後、契約金額等当該契約締結時に議会の議決を経ている事項について変更が必要な場合は、知事の専決処分に係る手続をとるものとする。

７　契約変更手続

支出負担行為担当者は、６(3)の規定による知事の専決処分に係る手続をとった場合は、当該専決処分の後、速やかに請負人と変更契約を締結するものとする。

別記第１号様式

工　事　設　計　変　更　通　知　書

（記号）　第　　号

年　　月　　日

（請　負　人
工事監督員）　様

（支出負担行為担当者）　印

工　事　名

工事場所

上記建設事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。

なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。

記

（変更の概要）

注　この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。

別記第２号様式

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　様
（○○部長経由）

支出負担行為担当者

契約変更に係る知事の承認について

このことについて、北海道財務規則第12条第5項の規定に基づき、次のとおり知事の承認を申請します。

記

工事名	
工事場所	
契約年月日	
契約の相手方	
変更前工期	年　月　日～　年　月　日
変更後工期	年　月　日～　年　月　日
現請負代金額	
変更後の請負代金額	
増（減）額	
増（減）率	
増（減）の理由	

（　部　課　係）

15－12　大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領の運用

（平成16年８月３日建情第405号　各土木現業所長あて建設部長）

大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領の運用

「大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領」（平成16年８月３日付け建情第447号）に基づき行われる大型工事の設計変更について、その運用を次のとおり定めたので適切に執行してください。

１　〔２　対象工事〕関係

・対象工事はトンネルの掘削工事、ダムの基礎工事、橋梁基礎工事、建築基礎工事などで、工事の安全性や経済性に照らし、速やかに工法の変更を指示しなければ、施工に支障がある工事とする。

・対象工事には特記仕様書により、地質や土質条件等、施工現場の自然条件の変化に伴う設計図書の変更が予想されることを明示し、設計図書の変更が必要となったときは工事施工協議簿により変更協議する旨、施工条件の明示を行うこととする。

２　〔３　設計図書の変更の時期及び要件〕関係

・変更協議とは、施工条件で明示されている請負者と工事監督員の工事施工協議簿による設計図書の変更協議をいう。施工条件の明示をされた変更協議はこの協議により、請負者は施工することができる。

・(1)の支出負担行為担当者の指示については、工事監督員が請負者との工事施工協議簿の写しを報告し、指示を受けることとする。

・(2)の「二以上の変更協議が場所的、内容的、時間的に密接に関連を有するもの」とは、先の変更協議の上申手続きが終了する前に新たな変更協議が必要となる場合とし、おおむね10日間程度の期間中に変更協議が発生することを想定している。

・特に工事の主要な部分に重大な設計変更が必要な場合には、(2)の取扱にかかわらず、契約変更の手続を速やかに行うこととする。

・でき形部分払を行う部分の数量は、その時期までに設計図書で明らかにしておかなければならない。

・(2)の各部事業担当課長とは、本庁における事業担当課長のことである。

３　〔４　設計図書の変更の上申〕関係

・増減見込額の算出にあたっては、当面の変更内容を想定することとする。

４　〔５設計図書の変更の決定〕関係

・新工種（トンネル掘削補助工法など）が必要となる場合は、５　設計図書の変更の決定後、請負者は施工することができる。

５　〔６　契約変更に係る知事の承認及び専決処分〕関係

・知事承認、知事専決の手続は議会日程も考慮し、適切な時期とすること。

６　その他

・工事監督員は契約変更見込額が請負金額の１割又は債務負担行為限度額を超えるおそれがある場合は、議会議決の手続が必要となるので、ただちに、支出負担行為担当者と協議を行うこと。

フロー図（省略）

15－13　適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（通知）

（令和5年3月17日建管第1672号　　各総合振興局長及び振興局副局長（建設管理部担当）あて建設部長）

適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（通知）

このことについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（ 平成１７年法律第１８号）第７条においては、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと等が発注者が果たすべき責務として明記されているところです。

また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第４版)」（令和４年８月国土交通省）によると、「追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合」、「追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合」はいずれも建設業法第１９条第２項に違反するほか、必要な増額を行わなかった場合、同法第１９条の３に違反するおそれがあるとされています。

つきましては、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施される事を目的に、別添のとおり設計変更ガイドラインを改定し、契約図書の一部として取り扱うこととしましたので、関係職員へ周知するとともに、これにより設計変更事務を適切に行ってください。

また、併せて建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理について、上限額の変更を試行により実施するほか、設計変更や契約変更に先立って受注者に指示を行う場合は、指示書に変更に伴う概算額を記載するなどの取り扱いとしますが、これまで以上に予算管理を徹底の上、適時、適切な対応をお願いします。

記

１ 適用

令和５年４月１日から適用する。

２ 上限額の変更

（１）現行

現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、1,500万円未満(新工種は、750万円未満)。

（２）試行

現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、4,000万円未満(新工種は、2,000万円未満)。

15－14　建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

（昭和46年12月１日局総第562号　各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長あて副出納長）

〔沿革〕昭和50年6月1日局総第244号、昭和57年８月24日局総第391号、平成元年７月12日局総第218号、９年３月31日局総第873号、15年２月14日局総第653号、20年12月19日局総第1733号、23年3月18日局総第1402号、25年10月15日局財指第230号、28年11月18日局財指第269号、令和5年10月25日局財指第502号改正

建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、建設工事の軽微な設計変更に係る事務処理の簡素合理化を図り、もって請負代金の支払を迅速にする等双務契約の維持に努め、かつ、増大する事業の適期、効率的執行を確保することを目的とする。

第２　用語の意義

１　この要領において「軽微な設計変更」とは、現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、1,500万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が750万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。

２　この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に当該設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別（第5及び第8第1項の場合にあっては、種別及び細別等）を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

第３　設計変更の上申

工事監督員は、現に施工中の建設工事につき設計変更をする必要があると認める場合において、当該設計変更が軽微なものであるときは、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）第35号様式・設計変更上申書の左上余白に「軽微」と朱書し、支出負担行為担当者に上申するものとする。この場合において、工事監督員は、支出負担行為担当者の請求があったときは、当該設計変更に係る設計図書（写真を含む。）を設計変更上申書に添付するものとする。

第４　設計変更の決定等

１　支出負担行為担当者は、工事監督員から軽微な設計変更に係る設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更の必要があると認めるときは標準様式第36号様式・設計変更決定書の左上余白に「軽微」と朱書してその決定をするものとする。この場合において、当該設計変更決定書中「今回支出負担行為額」とあるのを「増減見込額」と読み替えて当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額を記載し、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄にはそれぞれ当該設計変更後における見込額の累計を記載するものとする。

２　支出負担行為担当者は、前項により設計変更の決定をしようとする場合において、当該設計変更により請負代金額が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算の範囲内においてこれを行うものとする。

なお、軽微な設計変更の決定後においても、請負代金額の変更までの間、当該請負代金額の増額分が歳出予算の残額を超えないよう、常に把握し、予算の適正な執行を図るものとする。

３　支出負担行為担当者は、第１項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第１号様式・工事設計変更通知書により工事監督員及び受注者に対し通知するものとする。

第５　設計変更に伴う請負代金額の取扱い

１　軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の30パーセントを越え、又は1,500万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が750万円以上となるときを含む。）及び工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）に一括して行うものとする。

２　支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更につき受注者と協議しようとするときは、標準様式第36号様式・設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により受注者に通知し、標準様式第39号様式・変更契約書により契約内容の変更を行うものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とと

もに第4の設計変更決定書を添付するものとする。

3　軽微な設計変更をした建設工事につき部分払をすべき特約がある場合における出来形部分等に対応する請負代金相当額の算出は、当該建設工事の現場における出来形部分等について行うものとする。ただし、軽微な設計変更により生じた新工種に係るものにあっては、当該設計変更後の請負代金額が確定した後でなければ出来形部分等に算入しないものとする。

第６　工期の変更を伴う設計変更の取扱い

建設工事に係る設計変更が第2の第1項に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い工期を変更する必要があるときはその都度工事の内容及び請負代金額等の変更の手続をするものとする。

第７　建築工事等の場合の取扱いの特例

建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事につき、当該現場のおさまり、取合い等の関係上材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において当該変更による請負代金額の変更の必要がないときは第２から第５までの定めにかかわらず、工事監督員が当該変更につき受注者に指示することができるものとする。

第８　その他

1　軽微な設計変更により生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額の部分払額算定基礎への算入保留が長期間にわたるため、受注者が著しく不利益を被ることとなると認められるときは、速やかに、第5に定める手続をするものとする。

2　議会の議決（知事の専決処分を含む。）を経た建設工事の請負契約については、この要領の適用はないものとする。

別記第１号様式

工事設計変更通知書

（記号）　第　　号

年　　月　　日

（受注者／工事監督員）　様

（支出負担行為担当者）　㊞

工事名

工事場所

年　　月　　日に締結した上記建設工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。

なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議する予定です。

記

（変更の概要）

注　この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。

別記第２号様式

（記号）　第　　号

年　　月　　日

（受　注　者）　　様

（支出負担行為担当者）　　㊞

工事設計変更に伴う請負代金額の変更について

工　事　名

工事場所

さきに工事内容を変更した上記建設工事について、別添変更契約書のとおり請負代金額を変更したいので、承諾の上は、記名押印後速やかに変更契約書を提出してください。

16　設計変更ガイドライン

16－１　工事請負契約における設計変更ガイドライン

工事請負契約における設計変更ガイドライン

（条件明示･設計変更事例）

北海道建設部建設管理課
令和５年５月（改定）

目　　次

1　設計変更ガイドライン策定の背景 ---------- 1

1－1土木請負工事の特徴 ---------- 1

1－2発注者・受注者の留意事項と設計変更の現状 ---------- 1

1－3ガイドラインの目的と改訂の経緯 ---------- 1

2　設計変更の基本的な考え方 ---------- 2

3　設計変更に関する留意事項 ---------- 2

3－1発注者の留意事項 ---------- 2

3－2受注者の留意事項 ---------- 2

4　設計変更のポイント ---------- 3

4－1設計変更のポイント ---------- 3

4－2設計変更のタイミング ---------- 3

5　設計変更が不可能なケース ---------- 4

6　設計変更が可能なケース ---------- 4

6－1設計変更が可能なケース（基本事項） ---------- 4

6－2設計変更が可能なケース（具体例） ---------- 7

6－3設計変更手続きフロー（工事請負契約書第１７条・１８条） ---- 8

6－4工事中止の場合の手続き ---------- 9

6－5受注者の請求による工期の延長 ---------- １０

6－6発注者の請求による工期の短縮 ---------- １０

6－7設計変更に係わる資料の作成 ----------１１

7　条件明示について ---------- １２

8　指定・任意の使い分け ---------- １４

1　本ガイドライン策定の背景

１－１　土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現場の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有しており、当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

１－２　発注者・受注者の留意事項と設計変更の現状

発注者は、設計積算にあたっては、「設計図書における施工条件等の明示の徹底について（平成13年3月8日管理第1477号)」に基づき、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。

また、工事実施にあたっては、契約書第17条～第18条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。

また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査ガイドライン」参照)、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

なお、現状では任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、設計変更対応が問題となっているケースがある。

１－３　ガイドラインの目的と改訂の経緯

北海道建設工事執行規則(昭和39年北海道規則第60号)の建設工事請負標準契約書式には、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」と記載されている。これは、当事者が真に対等な立場に立ち近代的かつ合理的な請負契約関係を樹立することを確保するため設けられているものであり、発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

また、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17 年法律第18 号）の第7条では、発注者の責務として、「設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記された。さらに、令和元年6月の改正により、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等が発注者の責務として法的に位置付けられた。

また、追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合、追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合や、必要な増額を行わなかった場合には建設業法第１９条の３に違反するおそれがある。

これまでは設計変更の取り扱いにおいて、請負代金額の３０％をひとつの目安としていたが、変更見込金額が請負代金額の３０％を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の３０％を超えたことなどを理由に設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

こうした状況等を踏まえ、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されることを目的に、平成24年3月に策定した設計変更ガイドラインを改訂し、本ガイドラインを策定するものである。

2　設計変更の基本的な考え方

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特徴からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こり得るものである。

しかし、ともすれば税金であるが故に経済性のみを追求し、設計変更とその後の契約変更を実施しないことが責務であるがごとく大きな誤解を抱いている発注者も散見される。

設計変更の基本的な考え方であるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期に変更が生じた際は契約変更を行うこととする。

特に留意すべき点として、新たな工種などの追加が必要となった場合において、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施を決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならないものである。

3　設計変更に関する留意事項

3－1　発注者の留意事項

（1）　工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

（2）　設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。

（工事請負契約書第１条第５項）

【建設業法第１９条第２項に違反となる行為事例】

（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第４版）より）

①追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合

②追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合

また、必要な増額を行わなかった場合には同法第１９条の３に違反するおそれがある。

（3）　受注者から設計変更の確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行う。また、調査の結果は、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。

（工事請負契約書第17条第２項、第４項）

（4）　適切な設計変更手続きなどが円滑に行われるよう、設計変更確認会議や工事円滑化会議を活用する。

3－2　受注者の留意事項

（1）　工事の着手にあたって設計図書の照査を行い、工事請負契約書第17条第１項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

（2）　受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。

（3）　受注者は工事施工協議簿等の書面による指示を得てから施工する。

4　設計変更のポイント

4－1　設計変更のポイント

設計変更手続きの円滑化が施工の円滑化・効率化に繋がることを十分理解し、入札前後においては下記のポイントを念頭に進めるとともに、必要がある場合は適切な時期に設計変更を実施する。

■　条件明示の徹底

■　書面による設計変更協議、指示

■　工事請負契約書第17条～第24条の理解

第17条（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）
第18条（設計図書の変更）
第19条（工事の中止）
第19条の2（著しく短い工期の禁止）
第20条（受注者の請求による工期の延長）
第21条（発注者の請求による工期の短縮等）
第23条（工期の変更方法）
第24条（請負代金額の変更方法等）

■　設計変更確認会議、工事円滑化会議による設計変更内容の受発注者間の共有

４－２　設計変更のタイミング

（１）　即時変更

下記に該当する場合、速やかに設計変更手続きを行う。

①重要な工種の新設及び又は廃止

②工事量の大幅な増減

当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の30パーセントを超え、又は4,000万円以上（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が2,000万円以上）のものをいう。

③その他必要と認めたとき

受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。

（２）　一括処理

上記に該当しない場合、指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の30パーセントを超え、又は4,000万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が2,000万円以上となるときを含む。）並びに工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）の可能な限り早い時期に一括して行うものとする。

5　設計変更が不可能なケース

■　以下のような場合においては、原則として設計変更できない
なお、災害時等緊急の場合は、この限りではない。

➢設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

➢発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

➢「承諾」で施工した場合

➢建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合

➢正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意することをいう。＜共通仕様書より＞

設計変更において「承諾」とは、受注者自らの都合で行う施工方法や材料等について、監督員の同意を得るものを指し、設計変更は不可。

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。＜共通仕様書より＞

設計変更において「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得て、発注者の「指示」によるものを指し、設計変更が可能。

6　設計変更が可能なケース

６－１　設計変更が可能なケース（基本事項）

■　以下のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより、設計変更が可能である。

➢仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合

➢当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合

➢所定の手続き（協議等）を行い、発注者の「指示」によるもの
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）

➢受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
（「設計図書の照査」の範囲を超える作業については、Ｐ.9を参照）

➢受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められる場合

■　ただし、設計変更にあたっては下記事項に留意し、受注者へ指示する。

➢当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、「協議」にあたる

➢当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書に基づき書面で行う。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）等）

➢設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

■　指示書への概算額を記載（次頁記載例参照）

➢受発注者間で認識の共有を図るため、設計変更を行うにあたって、契約変更に先だち指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する必要がある。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

➢受注者からの協議により変更する場合は、協議時点で受注者から見積書の提出を受けて変更見込み概算額を記載する。

➢発注者の指示により変更する場合は、変更見込み概算額に出典を明示して指示書へ記載する。

➢特記事項として、「ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載する。

➢また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、その理由を記載し、概算額を後日通知する。

➢指示にあたっては、必ず配当を受けた歳出予算の範囲内である事を確認すると共に、予算に不足が生じる場合は、速やかに本部、本庁関係各課と予算確保に関する協議、調整を行い、契約変更までに追加配当が確実な場合に、指示を行うものとする。

【発注者からの指示の場合】

1　発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。

2　指示書には、変更内容による変更見込み概算額について、出典を明示して記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

3　概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1　受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）て指示を行う。

2　指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

3　概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。

4　概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

【予算管理の徹底】

1　概算額による指示であっても、設計図書の変更、契約変更の際、予算不足とならないよう、予算管理を厳格に行う。

2　工事監督員は受注者に指示を行った場合、速やかに指示書の写しを支出負担行為担当者へメール等により報告する。

3　報告を受けた支出負担行為担当者は、概算額を記録する等、予算執行状況(執行予定)を常に把握するとともに設計変更図書の作成、契約変更に向け、必要な指示や助言を行うなど、出張所・本部間の情報共有を徹底する

4　設計変更に伴う工期の変更に当たり、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと認められる場合は、本庁関係課と協議、調整を行い、繰越制度を適切に活用する。

■　指示書への概算金額の記載例　　※手続きの流れについては、「設計変更フロー」を参照

受発注者による協議は書面（工事施工協議簿）で行うが、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行うものとし、どちらも変更内容による変更見込み概算額を記載することを原則とする。

【様式－工監20　工事内容の変更指示書】の記載例

様式－工監20

年　　月　　日

（受注者名）
現　場　代　理　人　　様

総括監督員
○○出張所長　　○○　○○

工　事　内　容　の　変　更　指　示　書
（第　　回）

（工事番号）
（工　事　名）

上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。

記

1　指示の内容

特記事項　**概算金額：約○百万円増（減）額の見込み（消費税等含む）**
ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

添付資料名　　添付図面

【受 注 者】　　年　　月　　日
上記の変更指示について　　□了解する。　□了解しない。

	総括監督員	主任監督員	監　督　員		現場代理人	主任技術者等	
確認欄							

（主　旨）
本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。
（作成上の注意）
該当する□内にレを記入すること。

※受注者から工事請負契約書第17条第1項に基づく確認請求があった場合は、同条第2項に基づき、現場代理人の立会いの上で直ちに調査を行い、指示又は調査結果の通知にあたっては、ワンデーレスポンスを徹底し、やむを得ない事情がある場合でも、遅くても14日以内に行うこととする。

６－２　設計変更が可能なケース（具体例）

（１）　工事請負契約書第１7条に該当（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）

■　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）（第１項第１号）

■　設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第1項第2号）

【具体例】

➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合

➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合

➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合

■　設計図書の表示が明確でない場合（第１項第３号）

【具体例】

➢土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

➢仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合

➢仮締切である大型土のうの参考図は明示されているが、河川条件等の設計条件の明示がない場合

■　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合（第１項第４号）

【具体例】

➢設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合

➢設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合

➢設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合

➢所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

■　設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合（第１項第５号）

（２）　工事請負契約書第１8条に該当（設計図書の変更）

■　発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

６－３　設計変更フロー（工事請負契約書第１7条　・　18条）

※設計変更の条件

【契約書第1７条第1項】	【契約書第1８条】
（１）設計図書に対する質問回答書の不一致 （２）設計図書の誤り又は脱漏 （３）設計図書の表示が不明確 （４）施工条件が実際の工事現場と相違 （５）予期することができない特別の状態が発生	発注者が必要と認める時

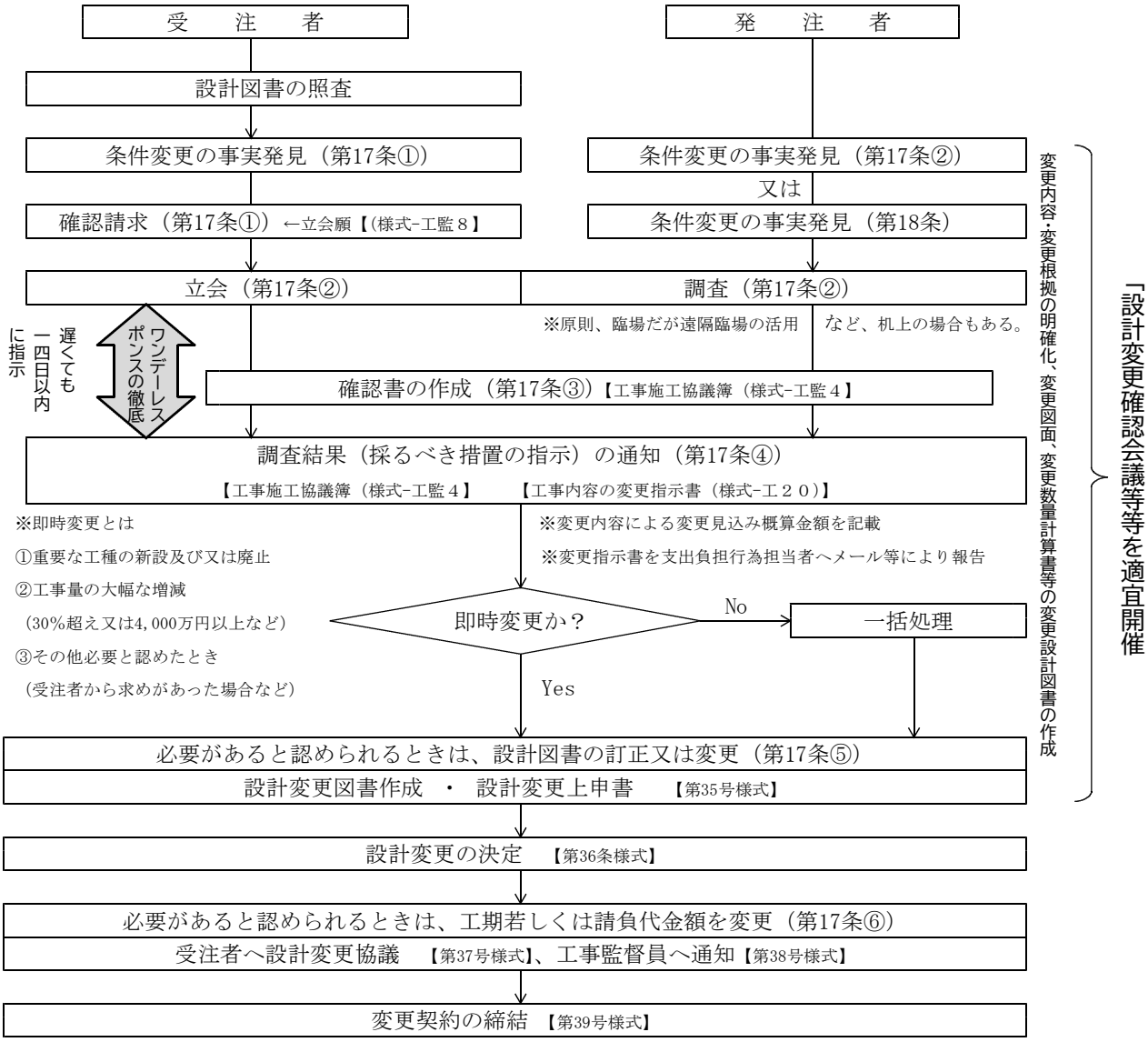

６－４　工事の一時中止に係わる基本フロー　（工事請負契約書第１９条）

※詳細については、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を参照

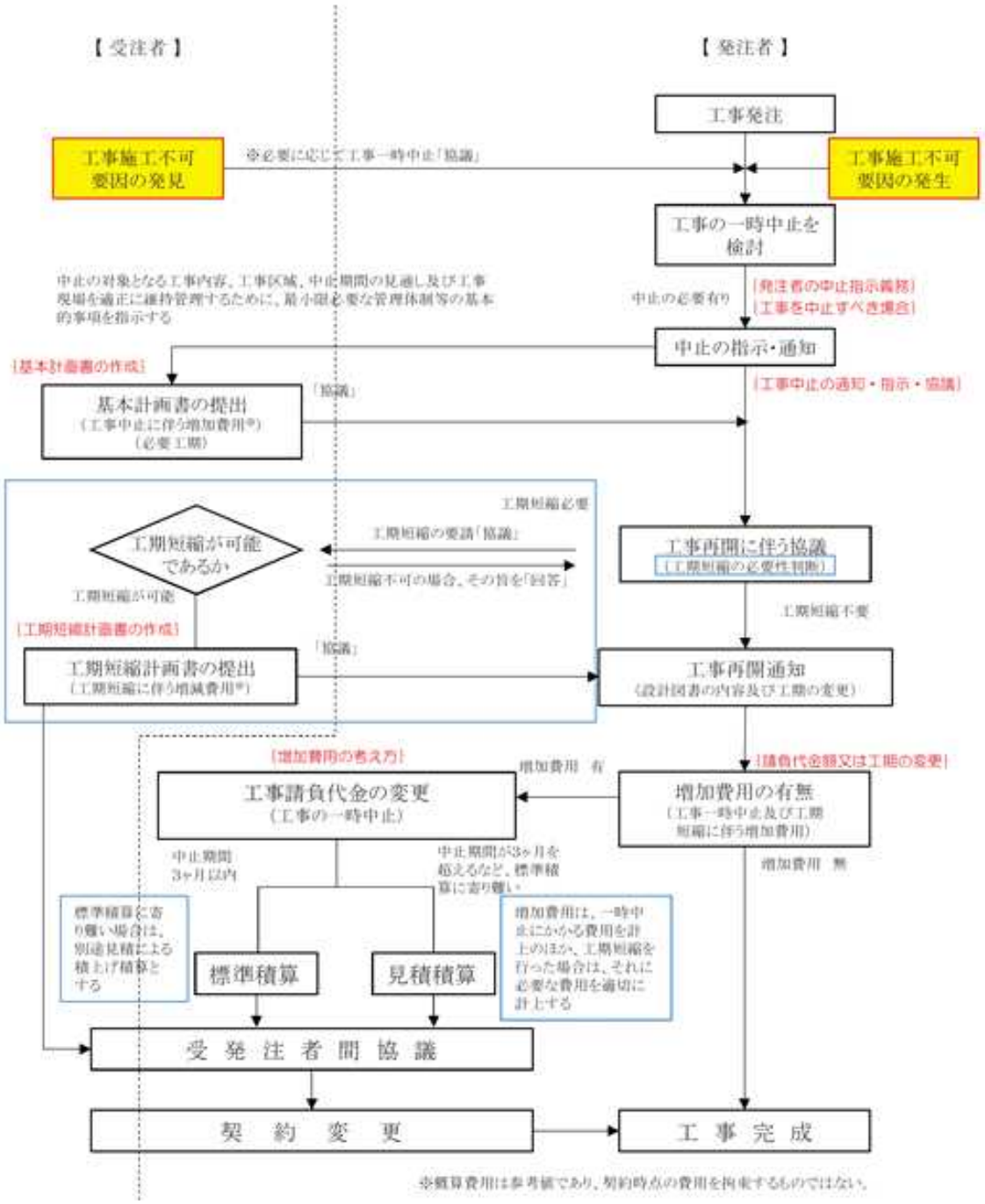

【具体例】

- 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- 当該工事と関連する他工事の遅延により着工できない場合

６－５　受注者の請求による工期の延長（工事請負契約書第２０条）

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

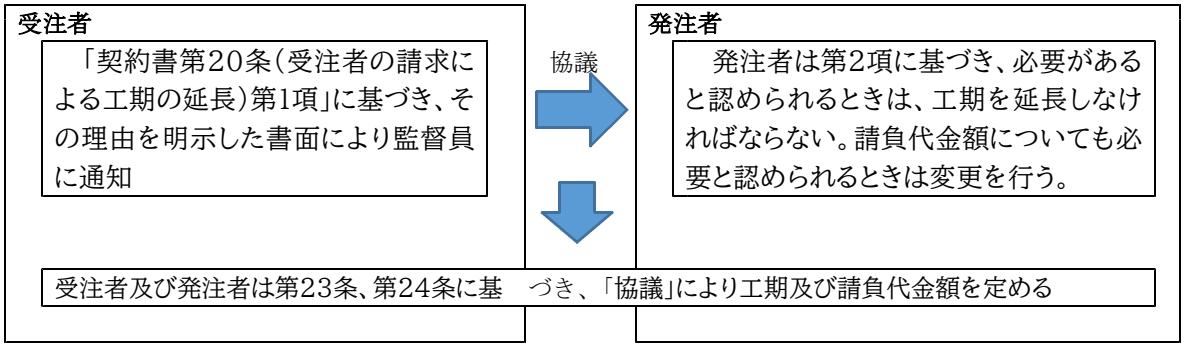

【具体例】

➢天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
➢設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
➢その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

６－６　発注者の請求による工期の短縮等（工事請負契約書第２１条）

○発注者は特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

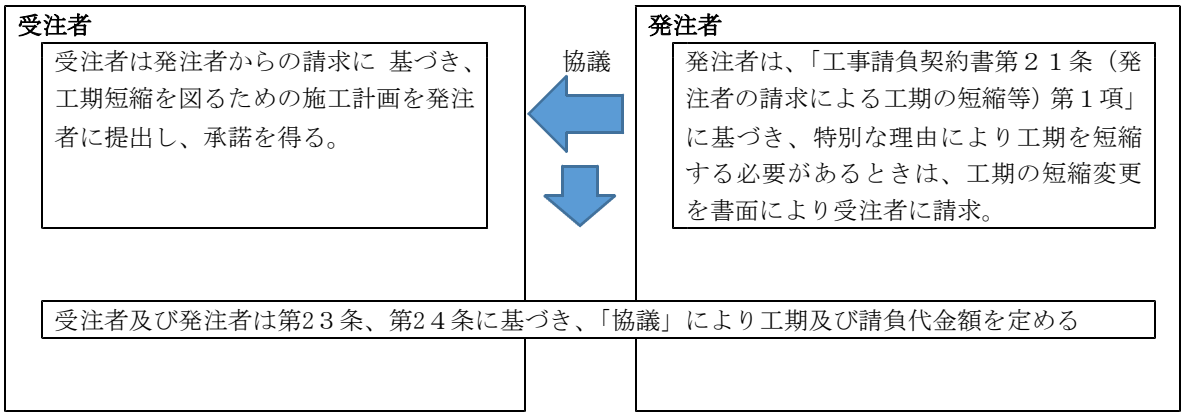

【具体例】

➢工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
➢関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
➢その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

６－７　設計変更に関わる資料の作成

■　設計図書の照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して工事請負契約書第１７条第１項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

【受注者が自らの負担で行う部分】（設計図書の照査に必要な資料）
①設計図書の照査に係る費用
②設計図書の照査結果を工事監督員に説明するための資料作成
（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）
③工事監督員からさらに詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

■　設計変更するために必要な資料の作成

工事請負契約書第１７条第１項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、工事請負契約書第１７条第５項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応してもらう場合、以下の手続きにより実施するものとする。

①設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
②設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、発注者が書面により指示する。
③発注者は、書面による指示に基づき受注者が作成した設計変更するために必要な資料を確認する。
④書面による指示に基づいた設計変更するために必要な資料の作成に係る費用については、契約変更の対象とする。
⑤上記費用の算定は、道の単価及び土木事業委託積算基準を基本とする。

【発注者の責任において行う部分】（設計変更するために必要な資料）
①設計図書の照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等
※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。
なお、資料の作成について発注者が行う場合は、必要に応じ委託業務を活用する。

■　「設計図書の照査」の範囲を超えるものついては、以下が考えられる。

①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成(変更)が必要となるもの。ただし、契約時点での当初横断図の推定岩盤線の変更(修正)は「設計図書の照査」に含まれる。
③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑤構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）
⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
⑨土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
⑩「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
⑫設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
⑬舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、次の工種に該当し、設計図書で縦横断図が示されておらず、受注者が縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）

北海道建設部土木工事共通仕様書
「5-12-4-4アスファルト舗装補修工」、「5-13-4-3 路面切削工」、「5-13-4-5 オーバーレイ工」、「5-13-4-7 路上表層再生工」等

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形図については、受注者の費用負担によるものとする。
※詳細については、「設計図書の照査ガイドライン（改訂版）」を参照

7　条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、条件明示等に不足が生じないよう、「条件明示チェックリスト」を参考資料として活用するなど記載漏れがないようチェックすること。

明示項目	明示事項
工程関係	1　他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2　施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3　当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4　関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5　余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6　工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7　設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1　工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2　工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3　工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4　施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1　工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2　水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3　濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4　工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1　交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2　鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3　落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4　交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5　有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	1　一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合はその経路、期間、時間帯等。 (2)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2　仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。

明示項目	明示事項
仮設備関係	1　仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2　仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3　仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1　建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2　建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3　建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1　地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2　地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1　薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2　周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1　工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2　工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3　支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4　関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5　架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6　工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7　新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8　部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9　給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

8　指定・任意の使い分け

指定・任意の正しい運用

➢指定・任意については、工事請負契約書第１条第３項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【基本事項】

➢任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

➢任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

➢ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】
指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象としない）

発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
◆○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
◆標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルの施工は不可」との対応
◆新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、当初積算時の想定と現場条件が異なる場合は、設計変更を行う。

■　発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

＜自主施工の原則＞
　工事請負契約書第１条第３項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約書第１条第３項
　施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

【指定と任意の考え方】

	指　定	任　意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天災不可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	
その他	＜指定仮設とすべき事項＞ ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

16－２　工事請負契約における設計変更ガイドラインの留意事項

事　　務　　連　　絡
令和５年（2023年）７月２７日

各建設管理部
　入札契約課長　様
　地域調整課長　様

建設部建設政策局
建設管理課課長補佐（工事管理）
課長補佐（技術管理）
課長補佐（積算管理・システム）

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の留意事項について

令和５年４月に、受発注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するため、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期を適切に確保することを目的に、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を改訂しました。

この度の改訂では、設計図書に必要な施工条件等を明示するほか、設計変更を行うにあたって、契約変更に先だち指示を行う場合は、書面（指示書）にて指示を行うこととし、その内容に伴う増減額を記載することとするなど、事務処理の見直しを行いました。

しかしながら、次の事項に該当する場合は、指示書で変更することはできず、これまで同様、速やかに契約変更が必要となりますので、事務処理に留意願います。

なお、本通知の内容を、出先機関を含め所属職員へ周知し、適切な事務処理を行ってください。

記

○　指示書で変更できないケース

１　新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合
２　新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合
３　新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合
４　新たに跡請保証を付すことになった場合

これらは、契約書鑑や契約約款等の変更、追加が生じるため、速やかに契約変更の手続きを行うことになります。
なお、上記に該当する場合、契約変更後でなければ施工できません。（従来どおり）

（工事管理係
技術管理係
積算管理係）

Ｑ＆Ａ

質問事項	回答
新たな再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や、契約約款の変更が生じるため、指示書による変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。 ※ただし、当初契約時点で、計上している数量の変更については、指示書にて変更可。受注者の都合による、分解解体等の方法の変更事案については、変更協議書による。
新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や契約約款の変更が生じるため、指示書に変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。
新たに跡請保証を付すことになった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や契約約款の変更が生じるため、指示書に変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。
新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合、指示書にて行って良いか	契約書鑑や契約約款の変更が生じるため、指示書に変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。 ※ただし、当初契約時点で、建設発生土の搬出場所の明示を行っている場合においては、保管場所の変更は、指示書にて変更可。

＜設計変更ガイドラインＱ＆Ａ（令和5年5月23日）

№.	分　類	質　問　内　容	回　答
1	支出負担行為担当者の権限	支出負担行為担当者は、単に支出負担行為を行うだけではなく「支出の原因となる契約その他の行為」を行う権限を有している。この権限には、工事監督員から伺いが立てられた支出（契約）の増減となる行為（設計・工事の変更）について、その内容を審査のうえ、指示（決定）することも含まれると考えるがいかがか。	「その他の行為」がどのような行為を指すのかについては、質疑応答（地方財務実務提要・ぎょうせい）によると、例えば、契約によって支出が発生する場合でも、契約の段階で支出負担行為として捉えるか、又はその後における特定の行為を支出負担行為として捉えるかは、主にどの段階で捉えることが経理上最も適当であるかによって決められます。具体例として、職員の任命は一種の契約であり給与等の支出という将来負担を伴う行為ですが、任命（契約）の段階では支出負担行為としてとらえないで、具体的に当該職員に給与等の支出決定行為が「その他の行為」にあたります。このように支出負担行為担当者が有する権限のうち「その他の行為」は、あくまでも支出負担行為を主にどの段階でとらえるかを整理するためのものとして「契約後における特定行為」を指すものです。このため質問内容のように、指示（決定）することも含まれると考えることは適当ではありません。 また、今回の見直しにより、工事監督員が行う指示は、指示書に「概算金額は契約金額を拘束するものではない」と記載のうえ、受注者の了解を得たうえ指示を行うこととなりますが、この行為自体は、後日法律上の支出義務を負うこととなる行為ではないため、支出負担行為にあたりません。 （この見解は出納局から国土交通省にも確認済み）
2	工事監督員が行う指示行為	北海道建設工事執行規則第１８条第２項では、「工事監督員は、工事の適正な執行に支障があると認められる事実が発生した場合において、必要があると認められるときは、速やかに支出負担行為担当者に報告し、その指示を求めるものとする。」と規定している。当該権限を有する支出負担行為担当者の指示（決定）の前に、工事監督員が受注者に指示できるとする今回の取扱は、同執行規則との整合性に欠けるのではないか危惧される。見解を伺いたい。 （参考）逐条解説抜粋 財務規則第２条第　９号関係第９号の「支出負担行為担当者」は、知事及びその委任を受けて法第232条の3に規定する「支出の原因となる契約その他の行為」を行う権限を有するものをいう。	北海道建設工事執行規則（昭和39年５月６日規則第60号）第18条では「必要があると認めるときは」に支出負担行為担当者に報告することとされており、これまでは必要性の如何を問わず、現場不符号報告書により支出負担行為担当者に報告してきたところです。 その後、調査結果を踏まえ工事監督員が契約変更に先立ち、工事内容の変更を行いますが、これまでは軽微変更手続きの上申を行い、支出負担行為担当者が通知を行っました。今回の見直しにより監督員が示することになりますが、この行為が支出負担行為」であれば、監督員は権限 行為を行うことになります。しかし、は従前から、軽微な設計変更以外は契担当官の承認が必要とするものの、指示行為自体は「支出負担行為ではない」（この見解は出納局から

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
			国土交通省にも確認済み）ため、工事監督員が変更内容の概算金額を明記した指示書や協議簿で行っています。 　一方、現行の道の軽微な設計変更要領では、「設計変更」自体が定義されていな　く、工事監督員が行う指示行為についても明記されていないため、この指示行為があたかも支出負担行為、あるいは準じた行為であり、設計図書の変更行為（道約款上第 17 条第５項）にあたるものと誤認解釈し、過度な事務処理を求めた結果、指示の遅れによる受注者負担の増加、遡及した契約変更等を行ってきたものです。 こうした事務処理を抜本的に見直すとともに、監督員の指示の迅速化、明確化による建設業法遵守等の視点や受注者、発注者の事務の省略化、効率化等の視点により改定した「設計変更ガイドライン」を受注者、発注者（支出負担行為担当者、工事監督員を含む）の共通の指針として契約図書として位置づけることとしたものです。また「北海道建設部土木関係請負工事監督要領においても、指示書を支出負担行為担当者へ提出し、必要な指示を受けることを義務づけることで、第18条第２項の趣旨との整合は図られるものと考えています。
3	ガイドライン見直しの背景	設計変更の協議書で変更したいという要望は、誰からの意見でしょうか。変更事案があった際に本部の原課主査等、内部で共有して軽微変更を行うことは、現場としては安心できる。しかし、現場の判断だけで行うのは難しい事案が出てきた場合、不安要素が大きいので結局本部等関連各所に相談を行うと思います。その際、相談された本部も現行の軽微であれば上まで報告対応を行うが、ルール以外の相談の場合、本部も困ると思いますので、私としては今までの制度の方が良いと考えます。どのような流れで変更となったのかを教えて頂きたい。	これまで、軽微な設計変更手続において、本部関係課への相談等に効果があり、現場として安心できることは十分理解しますが、ほとんどの建管の実態として変更内容や変更金額が曖昧なまま受注者に口頭指示をし、実際の軽微変更手続を遡及して行っていました。また、予算の制約を理由に不足額を一方的に受注者の負担としている例もあり、こうした事務処理は建設業法違反や公文書偽造のおそれもあります。 　また、建設部で行った受注者へのアンケート結果等によると、設計変更にかかる建管の不適切な対応の改善を求める声が強く、昨年度、賠償請求を求める事例もありました。仮に道が受注者から不足額を賠償請求された場合、職員への個人求償に至る可能性もあります。更に出張所からの上申に対し、本部が現場実態による設計変更よりも、過大積算、検査対応を重視するあまり、変更理由の再整理や追加資料を求める等に時間を要し、若手監督員は、現場実態や受注者の意見等に板挟みとなり疲弊してしまう例も聞いているところです。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
			一方で、国では、従前（S44通知）から軽微な設計変更は工事監督員の協議簿や指示書で行い、設計図書の変更や契約変更は工期末に行っています。更に平成26年品確法の改正を契機にこうした指示書による事務処理を設計変更ガイドラインに明記しました。他県等でもこれに準じたガイドラインを策定し、指示書等で行っている例が多いことなどから、道（建設部）において今回見直しを行ったものです。 仮に、受注者の見積額等、指示書の内容に不安や疑義がある場合は、指示の前に必ず本部関係課に事前に相談して対応するほか、本庁建設管理課の相談窓口に相談するなどお願いします。
4	監督員の責任	現実問題として、仮設関係で道の基準ではやりすぎであったりして、施工会社からはチェックを求めてくることもあり、そのチェックは本部で実施していました。 今回の内容だと、指示書で作業を行い、現場は既に完了してしまっている場合、責任の所在はどこになるのでしょうか。監督員に責任がのしかかるのではないかが心配に思います。	受注者への指示内容や変更金額を、迅速かつ明確に文書により、かつ、日付の遡及をせずに伝えることが可能であれば従前の取り扱いで差し支えありませんが、現実的には事務手続の遡及や受注者の不足額負担が生じており、こうした行為は建設業法違反のおそれがあります。 今回の見直し後において、監督員が主任監督員や総括監督員の他、本部担当者に適時、適切に報告、相談したうえで指示するのであれば最終的に監督員一人に責任が及ぶことはありません。そのため、監督員が判断に迷うときや受注者が作成した概算金額に疑義のあるときは、本部の担当主査や課長等に必ず相談し、本部担当者は必要な助言や指示をしてください。なお、概算金額は百万円単位が基本であり、後日、概数確定等、精査され確定されるものです。また契約金額を約するものではないと記載し了解を得ているため、変更金額が指示書の金額に満たない場合でも、道や監督員が法的責任を負うことはありません。ただし確定された変更契約金額について受注者への説明責任は生じますので、必要に応じ本部担当者も協力して受注者へ説明してください。
5	設計変更理由	即時変更や一括処理を行う場合の設計変更上申書の理由について、記載例を示して欲しい。	変更内容が記載された「工事内容の変更指示書」を、設計変更上申書に添付している場合は、『「工事内容の変更指示書」などに基づき変更する。』として構いません。
6	変更指示書の取り扱い	資料２　P3「追加工事等に伴う追加・変更契約」＜２＞について、建設業法に違反との記載がありますが、この記載と今回の指示書で作業をさせても問題ないとの関係性がわかりにくいので、詳細の説明をお願いしたい。	「追加工事等に伴う追加・変更契約」にあたっては建設設業法第19条により、追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要です。また、請負代金についても第19条の3に原価を満たない金額で請負契約を締結してはならないと記載されており、予算不

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
			足等を理由に設計変更の不足額を一方的に受注者に負担させることはできません。 　ただし、土木工事は、その特殊性から工事状況により追加工事等の内容がその着工前の時点では確定できず、その都度、変更契約を行うことができない場合が少なくありません。その場合は、 ①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 ②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期 ③追加工事等に係る契約単価の額 の３つを書面に記載し受注者と取り交わしたうえで、契約変更の手続は、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことが必要です。今回の見直しは、この①～③を施工協議簿や指示書に記載することで、建設業法違反との指摘を受けないようにすることが目的の一つです。
7	変更指示書の取り扱い	今後、基本的に指示書を出せば変更できるとのことですが、本部に指示書が出てきた段階で指示した後に誤りに気づく場合が出てくるのかと思います。間違えた指示書を出していたときに、撤回はできるのですか。	受注者が指示に基づき工事を行っている場合、工事自体、撤回することはできません。監督員が判断に迷うときや自信のないときは、必ず上司や本部の担当主査・課長に相談してから指示してください。 　なお、概算金額は契約金額を約するものではないと記載して了解を得ているため、結果的に契約変更金額が指示金額に満たない場合でも、法的責任を負うことはありません。 　ただし、受注者への説明責任は生じますので、その際は必要に応じて本部も協力して受注者へ契約変更金額の妥当性を根拠等を示して説明してください。
8	変更指示書の取り扱い	指示書について、書面で指示した場合に変更の対象になると認識しているが、監督員が相手に出したタイミングという事で良いか。	総括監督員が、工事施工協議簿等に基づく指示内容を「了解」した時点となります
9	変更指示書の取り扱い	指示書の内容は年度を超えても良いのか。	繰越の場合は年度を超えても良いが、予算管理上、指示内容により、旧年度に払う分と新年度に払う分を確定させる場合は清算が必要です。
10	変更指示書の取り扱い	リサイクルや週休2日、コロナとか、熱中症など当初の特記仕様書に記載がないが、設計変更で計上（変更）する必要が生じる場合に、該当の取組をあらかじめ特記に追記しておく必要があることから、金額が変わらないが重要な変更（契約変更）に該当することになるが、こういう手続きについても指示書で処理（設計変更は事後）ができるのか。	作業の変更指示が生じる場合は、変更指示書で指示し、それ以外は工事施工協議簿で整理して、双方合意していることが確認出来るのであれば、すぐに設計図書の変更、契約変更を行わなくても構いません。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
11	変更指示書の取り扱い	漁港事業は、他の地区に流用できる予算の条件がかなり厳しい状況にある。この状況で４千万円というお金を指示書で動かすというのは、漁港はまだこの制度に対応していないのではと思うので、漁港事業で使える案件があるのかなと思っています。	３割かつ４千万円未満なので、３割に縛られるほうが多いと思います。『重要な工種の新設又は廃止』は即時変更なので、それに基づいて設計変更、契約変更を行うことになると思いますが、漁港事業においても、指示を曖昧にしたり、不足額を一方的に負担させないようにすることが必要です。
12	変更指示書の取り扱い	即時変更に該当する3点の場合は変更指示書による着手は不可と理解しているが、ガイドライン６－３「設計変更フロー」では、変更指示書による指示後に「即時変更」か「一括処理」かを判断することになっている。どのように事務処理を進めるべきか。	国では、変更見込金額が4,000万を超えるなどの場合は、工事監督員が受注者への指示の前に契約担当官等への事前承認手続きを行いますが（14日以内に回答）、道建設部では、現時点では概算額を明示した指示の際の事前承認の手続きを義務付けていません。このため、①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額の３つを記載した変更指示書を受注者と取り交わした後は工事着手が可能となりますので、即時変更又は一括処理に該当する場合は、必要に応じて本部と相談等のうえ、速やかに設計図書の変更を行ってください。
13	変更指示書への記載	設計変更の取り扱いについて、工事内容の変更指示書を添付して設計変更を行うのか。またその場合、工事内容の変更指示書に詳細な内容を記載する必要があるのか。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
14	変更指示書への記載	指示内容についてどこまで記載すれば良いのか。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
15	変更指示書への記載	「概算金額（受注者からの見積り等を参考）」とあるが、受注者からの見積りには総額が書かれていればよいのか、内訳（土工の体積等）も必要か。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
16	変更指示書への記載	指示書1枚に一つの指示では無く、複数の指示内容をまとめてもよいか。	どちらでも構わないが、指示内容の迅速化と明確化を図ってください。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
17	変更指示書への記載	指示書について、建設管理部から発出して受注者に届いた後、回答を求めるようには読み取れませんでした。先ほど質問の回答の中で、基本的に業者の見積もりを出してそれに対する回答であるような説明が　あったかと思います。一方で、建設管理部から出すこともあるという説明もありまして、業者が求めていたものと同じ内容の指示書になっているのか、建設管理部から出した指示書が妥当であるかの確認はしないのでしょうか。	設計図書と工事現場の状態との不一致がある場合などは、まずは工事施工協議簿により受発注者が内容を確認し、工事内容の変更指示が必要な場合は、受注者から提出された概算工事費の見積額を参考に変更指示書に記載して、お互いに確認し、工事を行うことになります。
18	変更指示書の概算額 軽微の手続き 変更指示書への記載	①指示書の概算額に出典を明示することになっているが、出典というのは金額の内訳を示すのか？ ②軽微変更は事務手続き上無くなるのか？ ③設計変更重視型の場合、特記仕様書に簡素化を行った項目に書いてある部分を指示書に書いて宜しいのか？	①受注者からの協議により変更する場合は、協議時点で受注者から見積書の提出を受けて変更見込み概算額を記載しますが、発注者の指示により変更する場合は、変更見込み概算額とその内訳、根拠となった資料等の出典元を明示してください。 ②従来の軽微変更の手続きは、出納局が定めている通知ですが、これ自体を廃止するものでは無いが、建管発注の工事で使うことは無くなるものと考えています。 ③簡素化している数量について変更する場合は変更数量等を指示書に書くこととなります。
19	変更指示書の概算額 変更のタイミング 29条の取扱い	①設計変更指示書に記載する内容で、今まで軽微変更で累計額を絶対値で書いていたが、要らないで宜しいか？ ②設計変更に伴う4000万円若しくは3割というものも絶対値では無くなる内容で良いか？ ③設計変更指示書で29条の扱いが出来るのか？	①間違いが無いように、累計額は記載してください。 ②今までの軽微と同じように絶対値の合計です。 ③契約約款は変わっていないので、29条については今まで通りです。指示内容については変更指示書にて、受発注者で確認してください。
20	変更指示書の概算額	指示書に記載する概算金額について、変更額が標準歩掛の範囲内であってもどのくらいの裁量を持ったらよいのか。	現場の作業実態に合わせた設計変更をし、受注者が負担した不足額を一方的に負担させないようにしてください。
21	変更指示書の概算額	工事内容の変更指示書に概算額を記載するとしているが、概算額の算出は発注者がすべきもので受注者に依頼するものではない。という理解で良いか。	指示書に記載する概算額は、どちらかというと受注者からの見積もりが基本となり、国と同様１００万円単位で行って構いません。 受注者から見積もりが出せない場合や見積金額に疑義がある場合は、発注者が出典元とともに、算出した概算額を明記してください。 受注者と発注者で食い違った場合　は、発注者が算出根拠を示して協議し、指示することになります。
22	変更指示書の概算額	工事内容の変更指示書の概算額は、どれくらいずれても良いでしょうか？ 発注者支援業務が増えた場合に、早めに予算配当するなど考えているのでしょうか？	概算金額は１００万円単位を基本としており、後日確定させることになります。　現場代理人の方が現場状況や下請の手配等に詳しい場合もあり、まずは受注者からの見積書により行って構いません。 本部が指示書を受取った後、正式な契約変更金額について、会計検査対応を踏まえ、また、

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
			標準歩掛の範囲内で過大積算となる場合は、その根拠を明確にして、工事監督員に指示してください。 発注者支援業務が増えた時の予算ですが、基本的には単独費が一番良いですが、ので公共予算も活用しながら発注を行ってください。
23	変更指示書の概算額	設計変更ガイドラインの概要③の6番設計変更が可能なケースの指示書への概算額の記載の受注者からの協議により変更する場合、受注者からの見積書の提出を受けて変更見込概算額を記載となっているが、これについては、発注者側に調査することな　く、指示書にその金額を書いて指示をする形なのか？	ガイドラインに記載されているとおり、受注者から提出された見積もりは妥当性を確認することが必要です。100万円単位のため、積算を回し直すまでしなくて良いですが、何もチェックしなくていいと言うことではありません。工事施工協議簿には、工事の変更内容の詳細が判るように、必要に応じて図面や写真を添付することになりますが、変更指示書に設計資料や写真は添付しなくて構いません。これらの資料は後日行われる設計図書の変更の際必要とな　り、どういう形で指示を行ったかが重要になるので、受注者としっかり打合せをして保管してください。
24	キャルス対応変更指示書の概算額	変更指示書については、キャルス対応になるのでしょうか。また、変更指示書に記載する概算額については、監督員の積算に基づく概算なのか、それとも業者さんから出されたものになるのか教えてください。	CALSの中で様式が定められていて、それに押印して受注者と共有します。なお、本部に共有するときは、紙をプリントアウトして棚入れするのか、PDFにしてメールで送るのか、地域調整課と相談して簡略化な方で共有してください。 指示書に記載する額は、受注者が提出した概算額（百万円単位の見積書）で差し支え有りません。ただし、あくまで概算金額であり契約金額にはならないことを受注者の同意を得て、施工協議簿と指示書に記載しておくことが重要です。実際にその額で、後日設計変更できるのかどうかは、時間をかけて構わないので、本部でも数量や単価等をチェックしてもらい、その際の根拠資料を設計変更図書作成や契約変更の際に活かすことになります。
25	変更指示書の保管	発注者用（原本）における指示書（写し）の取り扱い設計変更時に綴るのか、不要か、検査監査は監督員用で対応か。その都度なら軽微と変わらない	入札契約課では出張所等から共有された指示書の写しを原本に添付しておく必要があります。原本に添付された写しにより受検して構いません。
26	変更指示書の上申	工事内容の変更指示書の上申については、どこまで決裁を行うのか 現在は金額により決裁権者が変わる状況	上申とは、下級行政機関が上級行政機関に対し、意見等を申し述べる文書であり、指示書に関しこうした手続は不要です。指示内容に不安や概算金額に疑義がある場合は、必ず本部に相談するとともに、指示後、写しを速やかに本部へ送付し、本部は適切な予算管理を行うほか、設計図書の変更に向けた必要な助言や指示を行ってください。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
27	変更指示書の上申	上申の方法（様式等）の詳細は決まっているか	上申とは、下級行政機関が上級行政機関に対し、意見等を申し述べる文書であり、指示書に関しこうした手続は不要です。指示内容に不安や概算金額に疑義がある場合は、必ず本部に相談するとともに、指示後、写しを速やかに本部へ送付し、本部は適切な予算管理を行うほか、設計図書の変更に向けた必要な助言や指示を行ってください。
28	変更指示書への添付資料	本部に指示書のコピーを提出する時に、発注者と受注者との協議で交わした資料、写真や図面なども添付することになりますか。	工事内容の変更の協議は、工事施工協議簿で行いますが、その際、現場の状態との不一致等、その内容がわかるように写真や図面が必要となります。それにより変更内容や概算金額が明らかになっていれば、指示書自体には添付等は不要です。
29	変更指示書の保管	軽微変更は請求書のファイルに綴り、軽微があって最後に軽微総括があって、その時系列を確認しますが、そういう種類のものではない。綴じなくて良いということですね。	変更指示書はCALS対応のため、本部は見れません。出張所からは紙ベースやメールなどを活用して入札契約課などに共有し、本部内で関係各課への共有化をお願いします。Ｑ＆Ａでも明確にしようと思いますが、本部の入札契約課や原課が、指示書の概算額で予算の不足が生じないか、又は予算の配当見込みが確実かなどを確認する事になります。 なお、入札契約課では指示書の写しを原本に添付しておき、設計図書の変更の際の参考にする必要があります。
30	変更のタイミング	増減見込額が４０，０００千円を超えた時点で即時変更とあるが、今まで通り、指示書ごとの増減見込額を絶対値を積み上げた額で判断すれば良いか	絶対値の積み上げで判断する。（従前と同様の考え方）
31	変更のタイミング	即時変更は増減見込額が現請負代金額の30%を超え又は4,000万円以上のとき実施とあるが、概算金額がこれを下回ったものの、精査した（一括処理時点）結果これを超えていても問題ないか。	概算金額での判断で構いませんが、契約変更の段階で予算不足が生じないよう、本部とのきめ細やかな情報共有に努めてください。
32	変更のタイミング	軽微な設計変更となる３割以内かつ4,000万円未満までは指示書で行い、それより金額が超えることとなった段階で設計変更を行うということでしょうか。	4,000万円未満までは軽微な設計変更のような上申を上げなくても、指示書で行って構いませんので、概算額を記載して進めていくこととなります。設計変更のタイミングとしては、１回で３割を超え又は 4,000万円以上となる場合と、累計が３割を超え又は4,000万円以上となった場合の他、受注者が希望する場合も設計変更図書を作成し、契約変更を行ってください。
33	変更のタイミング	設計変更のタイミングについて、重大な工種の新設・廃止とされるのはどのレベルか。また、設計書作成要領を改訂して欲しい。	重大な工種については、本部と相談のうえ、不明な場合は、個別相談してください。要領改訂は別途行うこととし、設計変更ガイドラインを優先する旨の文書を発出しました。
34	変更のタイミング	軽微な変更額が4千万円未満に拡大されたが、変更額は今までどおり絶対値のままなのか。あるいは減額分を加味した額なのか。	変更額の扱いについては従来どおり絶対値の合計となります。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
35	変更のタイミング	指示書の金額上限は軽微と同様、±（絶対値）の累計か。	今までの軽微と同じように絶対値の合計です。
36	変更のタイミング	設計変更重視型のフローの中で第1回設計変更確認会議では照査内容を確認後、数量を変更することとなっているが、設計変更の要領の中で1500万から4000万と変わっている。この確認会議で決まったものは全て軽微の扱いとなるのか？	従前の軽微な設計変更の取り扱いではなく、設計変更ガイドラインに則り、即時変更又は一括処理を行う事となります。
37	変更のタイミング	設計変更の指示書について30％、4000万のしばりがあるが、あまりないケースとして、トータルで5500万増の場合、4000万を越えるタイミングで一度設計変更を行うことでリセットされるという理解で良いか？また拡大変更は、これまでと同じ扱いで問題はないか？	質問の通りで問題ないと考えます。
38	予算管理	現在、若手職員が多い中、予算管理が課題となっているが、資料では指 示書と同時に本部へ報告とある。この点については、同時ではなく予算の確認を取ってから指示を出すべきではないか？	これまでも、担当する工事にかかる配当予算は、本部入札契約課だけでなく、出張所も共有していたものと考えています。予算の執行管理に不安がある場合は、必ず本部関係課へ相談し、配当予算内であることや、配当見込みが確実なことの確認を得た後、指示を行ってください。また、指示した概算金額がそのまま変更契約金額にならないため、本部は設計図書の精査を行い、契約変更に向けて必要な指示、助言を行ってください。
39	予算管理	設計変更指示書は各出張所の判断で進めていく事で良いか？	これまでも、担当する工事にかかる予算は、本部入札契約課だけでなく、出張所も共有していたものと考えています。 予算の執行管理に不安がある場合は、必ず本部関係課へ相談し､配当予算内であることや、配当見込みが確実なことの確認を得た後、指示を行ってください。また、指示内容がそのまま変更契約金額にならないため、本部は設計図書の精査を行い、契約変更に向けて必要な指示、助言を行ってください。
40	予算管理	設計変更の予算に不足が生じる場合は、本庁各課と予算確保に関する協議・調整を行った後に指示を行うとされているが、本庁に電話・メール等で予算確保の了承を得ることで良いか。	本部で予算が足りなくなれば、本庁関係課へメールや電話で相談し、追加の予算配当の了承を得た後、指示を行ってください。
41	本部との情報共有	予算管理について本部と情報共有することが難しいと感じている。CALSに登録する受注者との協議内容を本部でもリアルタイムで見ることができるようにシステム改修してはどうか。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
42	本部との情報共有	共通フォルダなどを活用した、出張所、原課、入札契約課が一元で管理できるシステム等導入を検討してほしい。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。
43	本部との情報共有	指示と同時に行う、「支出負担行為担当者への報告や、共有フォルダ等を活用」部分について方法を統一して頂きたい。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。
44	本部との情報共有	他建管ではどのような対応を取っているのかを情報共有して欲しい。また、良い事例などを発信していただくと、担当者は、それを参考に知識を得ることで早い対応が取れると思いますので、全道の情報を集約して情報共有と情報提供をお願いしたい。	今回の見直しは、新しい制度であり建管や受注者の意見等を踏まえ、適宜、マイナーチェンジを行う必要があると考えています。情報提供につきましては、各建管の意見をQ&Aにまとめたり、逐次事例を蓄積する他、会議等で意見交換をさせていただきたいと考えています。
45	本部との情報共有	本部への伺いは、省いていると認識しています。 本部は指示書の内容を、金額だけを確認し、どのような指示が出されたかの確認は必要ないのですか。	指示内容や概算金額に疑義や不安がある場合は、指示の前に本部へ相談してください。本部の役割としては、指示内容や概算金額の妥当性を確認し、後日行われる設計図書の変更、契約変更までに、必要な指示、助言を行ってください。
46	本部との情報共有	設計変更の「指示書」を本部と共有することは、必須ではないということで良いですか。	必須です。これまでの軽微な変更の上限額を４千万円に拡大する試行を行うことで、大幅に事務の簡素化、迅速化を図りました。出納局からも、特に予算管理をしっかり行うことが施行の条件とされていますので、施行後も、この上限額を維持できるよう、出張所と本部の情報共有は特に重要です。
47	本部との情報共有	指示した概算額の本部への速やかな報告」は、写しか、誰に渡すか。報告、進達なら省力化、迅速化にならない。	変更指示書はCALS対応のため、本部は確認出来ません。そのため出張所等からは、紙ベースやメールなどを活用して入札契約課等に共有し、本部内で関係各課へ共有するなど、簡略な方法で共有することとし、報告や進達といった事務手続きは不要です。なお、入札契約課では指示書の写しを原本に添付するとともに、契約変更や予算管理の参考とし、疑義がある場合は必ず出張所等に確認してください。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
48	本部との情報共有	指示書の扱い、事務処理の方法が示されていない。「支出負担行為者（誰？）への報告（何をもって？）や、共有フォルダ等（行政は担当が、積算は本部が共有できない）を活用し、リアルタイムで予算執行状況を把握（実際には設計変更時の按分表で把握）するなど、…」、実務が考慮されていない。建管ごとの判断に任されると、ローカルルールで手間が増えたり、異動の度に担当者の負担になる。	他建管では既に、ガイドライン案が示された以降、これまでの出張所・本部間の事務処理の簡素化と適切な予算管理の両立に向け、担当課職員が打ち合わせをする等、検討を始めています。こうした取組を参考に、貴建管でも全て本庁に委ねるのではなく、ローカルルールの是非を検討し、疑義が生じた場合は、本庁にも相談願います。
49	本部との情報共有	「工事請負契約における設計変更ガイドライン」によると、設計変更に関わる指示書については、「指示と同時に、支出負担行為者への報告や、共有フォルダ等を活用し～」と記載されております。報告方法のルール設定が必要と思いますが、本庁からの通知もしくは建管として検討がされているか教えていただきたい。 案１．指示書の写しに頭紙を付け、入札契約課へ進達する。 案２．Ｎドライブの入札契約課フォルダに指示書のデータを格納する。	報告方法のルール設定ですが、現時点では全道統一は考えていませんが、次の例も参考としてください。 ①出張所等から本部への報告方法 ・監督員は指示書の写しを入札契約課及び事業担当課に速やかにメールするなどして本部へ報告する。本部においては、指示の結果予算不足になるおそれがあるなど疑義が生じた場合は、監督員に確認し、必要な指示をするものとする。 なお、監督員から入札契約課等へ報告する際には、指示書等の写しだけとし、出張所からの報告文の添付は要しないが、本部の求めに応じ、必要な資料を提出する。 ②本部内での回付方法 ・予算執行管理を行っている入札契約課担当者から入札契約課長まで回付すると共に、予算管理を行っている原課担当課長及び係長に回付等、共有する。 なお、回付に際しては、基本的に報告文の作成は要しない。 ③本部内での保管方法 回付した指示書等の写しは設計図書の一つとなるため、入札契約課が原本に綴じて保管する。
50	本部との情報共有	説明会資料2-P4および、資料3-P1末尾に「監督員は、指示した概算金額の本部への速やかな報告や、共有フォルダ等を活用することにより、予算執行（予定）管理の徹底を図る」とあるが、実務の方法が示されていない建管ローカル対応では監督員の負担が増えるため、本庁にて統一していただきたい。	予算管理については、これまでも本庁が統一ルールを定めておらず、それぞれの建管が適切に本庁関係課とも情報共有しながら行ってきており、今後も変わるものではありません。今回の見直しにより、監督員の負担が増えるようであれば、その原因やその解決策は何か検討したうえで、具体的な状況について本庁に相談してください。
51	本部との情報共有	calsでは本部に共有できず、監督員が データを行政PCに格納するのは手間がかかるため、従来どおり紙で申達した方が早い、となってしまう。行政PCでcalsを見られるようにしていただきたい。	当面、システム改修の予定はないため、変更指示書は紙ベースやメールなどを活用して本部への共有をお願いします。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
52	キャルス対応	設計変更ガイドラインの指示書について、calsで処理する話があり、今年度から印鑑のところが、今まで電子印で「□□」と名前が表示されていたのが、名前の代わりに丸印になりました。これは皆さんの○がついていれば、印刷して押印せずに、指示したということになりますか。	CALSについては、紙に打ち出して押印するのではなく、関係者それぞれに○がついていれば､指示を行ったということになります。
53	ガイドラインの適用時期	ガイドラインの指示書の取り扱いについて、現在発注済みのゼロ道の工事には適用となるのか？	4月から全ての工事が対象となります。
54	ガイドラインの適用時期 変更のタイミング 軽微の手続き 概数確定	既発注工事は契約時に「設計変更ガイドライン」を契約図書に位置付けられていないが、4月1日以降の取り扱いについて ①指示書方式は適用されているか ②変更のタイミングは請負代金3割かつ 4,000万以上になる時か ③「軽微上申」というものは存在しないか ④概数分の金額は指示書内に記載するか	①「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっています。そのため、既発注工事に適用する場合、設計変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。 ②設計変更のタイミングは、工事量の大幅な増減以外にも、重要な工種の新設及び又は廃止、その他必要と認めたとき（受注者から申し出があったとき等）は即時変更が必要となります。詳細は「設計変更ガイドライン」を参照ください。 ③建設部が定めた新たな「設計変更ガイドライン」では、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、工事監督員は変更にかかる概算金額を明示した書面(指示書)にて受注者に指示し、指示と同時に支出負担行為担当者へ報告を行うとしたため、出納局が定めた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」(昭和 46年12月１日付け局総第562号)による「軽微上申」の事務手続きは必要ありません。 ④北海道建設部土木関係請負工事監督要領(平成14年３月25日付け技管第1212号)第 3条第１項第２号に工事監督員の一般的職務として「設計変更事由が生じ、契約変更手続きを行う前に、受注者に作業を行わせる場合の書面による指示」を令和５年３月 17日付け建管第1659号で追加したところです。指示により概数分の数量が増減し請負代金額が変更となる場合は、指示書に概数分の金額を記載することになりますが、指示によっても概数分の金額変更が伴わない場合は、概数分の金額を記載する必要はありません。なお、概数で発注した分について概数確定の処理は必要となるため、注意ください。また、「概数確定」による設計変更を行っていない部分については、「概数」を含めた累計額により、概数確定の手続きと併せて即時変更又は一括処理を行って構いません。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
55	ガイドラインの取り扱い	「設計変更ガイドライン」の契約図書への位置づけは何をもってなされるのか。HPに公開されていることをもって、契約図書になっているとみなしてよいか。	「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっており、各関係団体にも通知していますが、既発注工事にむける工事内容の変更や設計図書の変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。 （参考） R5.3.17に改訂された「監督要領の運用」には、次のとおり記載されている。第16条（条件等不一致に関する調査、確認）関係 1 現場代理人への確認や調査結果は工事施工協議簿（様式－工監4 ）にて行うこと。 2 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、工事内容の変更指示書（様式－監 20）で行うこと。
56	ガイドラインの取り扱い 設計変更事例集	設計変更ガイドラインの改定について、設計図書作成要領に掲載されている「16 設計変更ガイドライン」に該当すると思われますが、P118（工事-114）～P121（工事-117）の「16-1設計変更ガイドライン」の改定と考えて良いでしょうか。または、 P122（工事-118）～P159（工事-155）の「16-2設計変更事例集（Q&A)」の廃止も含まれるでしょうか。	その通りです。 設計変更事例集（Q&A）については、これまでどおり活用ください。
57	ガイドラインの位置付け	ガイドラインを既発注工事に運用するためには契約上の位置付けが不可避の気がしますが、本当に必要ないのでしょうか。	「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっています。そのため、既発注工事に適用する場合、設計変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。
58	現場不符合の取り扱い	今まで通りの契約約款第１７条による現場不符合の取り扱いについてはどうなるのか	支出負担行為担当者には、工事内容の変更指示書や必要に応じて工事施工協議簿を提出することになります。
59	現場不符合の取り扱い	契約約款第１７条による現場不符合は不要とのことだが、現地立会は必要なのか	設計図書と工事現場の状態との不一致などにより、受注者から第17条第2項に基づく確認請求があった場合、原則、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければなりませんが、「設計変更ガイドライ ン」６－３ 設計変更フローに記載のとおり、臨場又は机上での調査・確認を行うことも出来ます。
60	現場不符合の取り扱い	現場不符合は「指示書」で指示することから、不符合の手続きは不要になりますか。	支出負担行為担当者には、工事内容の変更指示書や必要に応じて工事施工協議簿を提出することになりますので、これまでの不符合の手続きは不要です。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
61	現場不符合の取り扱い	現場不符合の処理は、従来通り必要となってくるのか？ 現場不符合の書類を作った上で指示をするのか？	設計図書と工事現場の状態との不一致がある場合は、工事施工協議簿により受発注者が内容を確認し、変更指示が必要な場合は変更指示書で指示してください。 このため、これまで作成していた現場不符合等確認書は不要です。
62	現場不符合の取り扱い	これまでの現場不符合確認書は必要あるのか？	これまで作成した現場不符合確認書は不要となる。工事施工協議簿により変更内容を確認し、変更指示がある場合は変更指示書に記載する。
63	軽微の手続き	軽微な設計変更は、なくなるということでしょうか。	建設部が行う建設工事の場合はそうなります。ただし、委託業務は設計変更ガイドラインの適用外となるため、これまでどおりの取り扱いとなります。
64	軽微の手続き	指示書は、事業課及び出張所が発出する指示書のコピーを入札契約課もしくは原課に提出することから、この様式の役割は、今までの軽微の様式の代わり等と考えて良いですか。	建設部が行う建設工事では、軽微変更は使わなくなります。 指示書は、受注者と発注者が変更内容を確認するとともに、本部に提出することで、必要な指示や助言をし、後日行う設計図書の変更、契約変更の際の参考となります。
65	拡大設計変更	拡大設計変更及び第２９条の設計変更については、これまでの取り扱いで良いのか	これまでどおりの取り扱いとなり、一度精算してから行うこととなります。
66	拡大設計変更	フロー図に拡大設計変更になる場合を入れて欲しい。	拡大設計変更の制度は従前どおりのため、設計図書作成要領のフローを確認ください。ガイドラインへの追加については、今後の状況を踏まえつつ検討します。
67	拡大設計変更	拡大設計変更という考え方が今回触れられていないが設計変更の中で色分けはしないということか。	拡大設計変更の制度は従前どおりである。
68	拡大設計変更	漁港の場合は拡大設計変更で予算を使い切る調整を行っている。 今回の変更は国の例を参考としていると聞いており、開発局は拡大設計変更という考え方はなく、手間がかからなくなると思っていたが、漁港予算の調整には役立たないと感じる。	今までより前進していると思っている。今後検討するが今の段階では従前どおりである。
69	拡大設計変更	拡大変更は指示書ではなく設計変更になると考えられるが、設計変更重視型の範疇との判断基準は。同様に、29条と、設計変更重視型の範疇との判断基準は。	拡大変更はこれまでどおりの取り扱いとなります。また、契約約款は変わっていないので、29条についてもこれまでどおりの取り扱いとなります。
70	拡大設計変更	工期延長、拡大変更は契約変更にあたるので設計変更か。指示書で着手可能なら、金額の精度は。これまでは軽微総括の後、今後は指示書の総括後か。	工期延長を伴う場合は契約変更が必要となります。また、拡大変更はこれまでどおりの取り扱いとなり、一度精算してから行うこととなります。
71	概数確定	指示書について、概数の確定にも必要であるか、それとも協議簿となるのか。	工事監督員要領に記載しているが、受注者へ何らかの作業を行わせる場合の書面が指示書である。 概数確定というのは作業を指示をしているのではないので、工事施行議簿で差し支えない。
72	繰越の活用	資料２p.5に「繰越の活用」とあるが、単独費も同様に可能か	設計変更に伴い工期変更するものであれば可能であり、各関係課や当課へ相談願います。

No.	分　類	質　問　内　容	回　答
73	繰越の活用	補正予算の繰り越しは可能なのか。	繰り越し手続きは、以前よりハードルは高くないので、事故繰越になるような案件があれば、本庁へ相談してください。
74	繰越の活用	繰越時に補助費が含まれているために ハードルが高い。よって、そこを柔軟に対応して頂けるよう働きかけて頂きたい。	今後柔軟に対応出来るよう働きかけたい。
75	本庁各課への説明	漁港は水産林務部で予算管理しているので、建設部の取り組みを十分な説明を行って欲しい。	漁港漁村課（課長・課長補佐）にも説明しており、適宜相談されたい。
76	他機関への周知	建設協会を通して北海道の発注を変えていく事を周知してもらいたい。	建設業協会には昨年に説明を行い、概ね了解をもらっています。また、報道に取り上げてもらう取組も行っています。今後も折を見て説明等を行っていきたいと考えています。
77	任意仮設	任意仮設の場合、当初明示していることが前提となっているが、明示されていなければ設計変更の対象とならないのか	明示していなくても、当初の積算時の条件と現地に変更がある場合は、設計変更は可能です。
78	任意仮設	たとえ任意仮設でも施工業者との協議で図面や数量調書の作成等の指示書を交わせば指定仮設になってしまうのか。	協議の結果によっては、指定仮設になる。
79	設計積算管理委員会	指示書により本部の判断が入る余地は無くなるが、設計積算管理委員会に諮るべき案件の判断基準は。	監督員が迷うときや自信のないときは、本部の担当主査や課長に相談してから指示してください。また、本部職員も参加した設計変更確認会議の開催なども検討ください。
80	電子契約	説明で設計変更の遡りはもうできないとの話がありましたが、電子契約のシステムはいつから可動するのでしょうか?	総務部改革推進課からは、電子契約は２定補正計上見込みであり、１２月開始予定と聞いています。
81	ガイドラインの文言訂正	契約書第18条による設計変更の場合は、ガイドライン６－３「設計変更フロー（工事請負契約書第17条)」に基づき事務処理を進めるが、表題に「･･･又は第18条」と追記してはどうか。	設計変更フローの表題に、第18条を追記します。
82		従前の概数確定手続きには施工協議簿を活用していたが、重視型の場合は原則概数の取り扱いが廃止されている。今後は何が指示書で、何が施工協議簿によるのか、具体的に示して欲しい。重視型による工事において、概数的な数量の変更（地盤線の変更、処分数量の変更など）をすべて指示書により行わなければいけないのであれば、業務軽減に逆行する形となっているので、早急に対応が必要と考えられます。	当初設計計上している項目についての数量確定等は協議簿とし、作業を行わせる場合は指示書とし概算額を記載してください。
		設計変更のタイミングについて、「重要な工種の新設及び又は廃止」の場合の適用条件が分かりにくい。	例として、「当初未計上であった橋梁工が突然追加された」、またその逆で「橋梁工が廃止された」や主たる工種がすべてなくなったなどが考えられます。

16－３　設計変更事例集（Ｑ＆Ａ）

Ⅰ　一般事項

１　仮設工（任意仮設・指定仮設）

1-1　任意仮設の条件明示について
1-2　仮設リース材の在庫確認がない場合について
1-3　リース材の修理費及び損耗費について
1-4　任意仮設における地質調査試験について
1-5　使用する場所・目的が違う仮設の設計変更について
1-6　仮排水路の断面について

２　当初契約と現場条件の不一致

2-1　仮置きが発生する場合の積込み・運搬費について
2-2　土砂締切り内における水替えポンプの変更について
2-3　当初契約の現場条件の不一致・脱漏等について
2-4　床掘の積算について
2-5　土取場の変更について
2-6　管路工について
2-7　トンネル縦排水工について
2-8　区画整理における切盛土の運搬流用について
2-9　法面植生工の選定について
2-10　施工箇所までの仮設道路設置について
2-11　資材の二次運搬について
2-12　大型土のう中詰材重量不足による製作個数の変更について

３　積算基準との不一致

3-1　積算基準の適用範囲について
3-2　積算基準との単価の開差について
3-3　施工数量が少ない場合の標準歩掛の対応について
3-4　小段排水・縦排水の補正について
3-5　現場の施工と設計の考え方の相違について
3-6　仮排水路の埋戻し費用等について
3-7　路面ヒーターの積算について
3-8　ターンテーブルの積算について
3-9　埋戻し工について

４　現場条件が変更となった場合の変更対応

4-1　基礎地盤の変更が生じた場合の地質調査試験について
4-2　技術提案の現地試験によって設計変更が生じた場合について
4-3　設計変更が生じた場合の施工案及び検討について
4-4　運搬経路の変更に伴う設計変更について
4-5　歩掛が策定されていない工法・工種について
4-6　工期短縮に伴う設計単価について
4-7　冬期の土工について(築堤盛土、路肩盛土)
4-8　泥落装置の設置日数について
4-9　仮設航路の水深について
4-10　トンネル掘削パターンの積算について
4-11　現場発生土の運搬について
4-12　縁石基礎のプレキャスト化について
4-13　消波ブロックの撤去・仮置きについて
4-14　仮締切内の水替え費の乖離について
4-15　粘性土の曝気作業について
4-16　既設構造物の撤去について
4-17　施工中の止水対策について

5　間接工事費率に含まれるかの判断

5-1　運搬経路の凍結路面対策及び土砂粉塵対策について
5-2　運搬経路の舗装仮復旧について
5-3　機械養生費に関する積算方法について
5-4　表土すき取り（準備費）について
5-5　すき取り物（準備費）について
5-6　土質試験費について
5-7　病害虫の調査費について

6　工事用道路等

6-1　迂回路の補修について
6-2　運搬路の補修について
6-3　工事用道路の積算について

7　その他

7-1　現場施工後の設計変更指示について
7-2　労働基準監督署からの指示による昇降設備等の追加について
7-3　借用地における後片付けについて
7-4　請負業者の予算管理について
7-5　振動・騒音調査について
7-6　作業船の運搬費について
7-7　現場内除雪について
7-8　すき取り物の運搬費について
7-9　夜間工事における資材等の現場搬入について
7-10　現場測量の結果について
7-11　仮ラインについて
7-12　設計変更の時期について
7-13　工期の延伸について
7-14　工事の一時中止費用の取扱いについて
7-15　設計変更に係わる資料の作成について
7-16　舗装工事の夜間施工について
7-17　融雪剤の現場内散布について
7-18　ブロック製作ヤードの面積について
7-19　計画停電に対する予備発電の設置について
7-20　既設照明の撤去について
7-21　トンネル工の仮設備工等について
7-22　自然災害時の水替ポンプ費について
7-23　ブロック製作ヤードの変更について
7-24　法面工事の仮設階段の設置について
7-25　建設機械の洗浄費について
7-26　工事外の雑工種について
7-27　カラーアスファルト舗装工について

Ⅱ　個別事項（敷鉄板・交通誘導警備員・防寒養生・橋梁補修）

1　敷鉄板

1-1　敷鉄板の敷設費用の計上について

1-2　敷鉄板の使用数量及び日数の設計との開差について

1-3　地先住民の要望による敷鉄板の敷設について

1-4　含水比が高い盛土材の曝気と敷鉄板について

2　交通誘導警備員

2-1　交通誘導警備員の資格について

2-2　交通誘導警備員の残業代について

2-3　交通誘導警備員の現場実態と設計の開差について

2-4　交通誘導警備員の配置について（平成26年3月27日付け建管第2182号）

3　防寒養生

3-1　当初段階による防寒養生の未計上について

4　橋梁補修工事（平成26年3月27日付け建管第2182号）

4-1　地覆取壊しに係る適用歩掛について

4-2　地覆補修工事に係る吊足場の積算について

4-3　施工箇所が点在する場合の積算について

4-4　工期の設定について

4-6　納期を要する資材による工期延期について

4-7　舗装厚さの変更について

4-8　無収縮モルタルの積算について

4-9　超速硬コンクリートの積算について

4-10　防護費について

4-11　昇降階段の計上について

4-12　除雪費の積算について

Ⅰ　一般

1　仮設工（任意仮設・指定仮設）

1-1　任意仮設の条件明示について

事　例

改良工事における仮設道路の敷鉄板設置で、面積計上一式による表記だけで、拘束期間が不明瞭でした。
更に、運搬費についても経費が合算されているとの旨でありましたが、現場内転用、新規搬入等が一切判りませんでした。

コメント

仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める事項（建設工事請負契約書）であり、発注者がその施工手段を明示するものではありません。
敷鉄板のような任意仮設の場合は、標準的な施工方法に基づき積み上げ計上（歩掛の中に含まれる敷鉄板は対象外、通常敷いている軟弱地盤対策等で敷いているものは対象）していますが、企業によっても施工方法が異なるため、原則、設計変更対象とはなりません。（当初発注者が見込んだ現場条件が施工上大きく異なり、任意仮設物の矢板の打ち込みが困難などの場合には、設計変更可能です。柱状図等、発注者の想定地質を確認してください。）
参考図に示している「面積計上一式」とは、発注者が積算上、計上している項目を明示し、入札参加者の見積もり参考としてもらうためのものです。ご不明な点等あれば、入札前にご確認することをお願いします。

1-2　仮設リース材の在庫確認がない場合について

事　例

Ⅱ型鋼矢板による締切りを行うにあたり、Ⅱ型の在庫がなかったため、Ⅲ型を使用したが設計変更を認めてもらえませんでした。（数社のリース会社より在庫不足証明書を提出）

コメント

矢板など任意仮設及び指定仮設の場合、在庫がないことがわかる証明を書面にて工事監督員に提出し、その注文時期が適正だったかも含めて確認できる場合には設計変更対象となります。
また、仮設材の安全性が確保できない、岩盤等が想定外で資材の見直しが必要な場合なども、設計変更の対象となる可能性があるので、工事監督員に相談してください。

1-3　リース材の修理費及び損耗費について

事　例

Ⅱ型の鋼矢板L＝20mが前年度に打込完了されている現場で、継続の鋼材賃料と引抜きが当工事に計上されていました。しかし、引抜くと約半数が返却できないスクラップ状態でした。リース会社へのこの補償費用を変更依頼したが、認めてもらえず、当方で負担する結果となりました。

コメント

一般的に修理費及び損耗費は作業区分（N値）によって積上げしており、原則、現地の仮設材の状況によって変更計上することはしておりません。ここで原則としているのは、「当初は撤去を考えていたが、現地状況で撤去困難となった場合」等では、基準書等によって、適正に積上げすることができるためです。また、今回のケースでは「リース材の使用可能・不可の判断をリース会社が行っている」とのことですが、スクラップしなければならない理由が工事監督員に確認できない場合、変更できません。
設計変更に当たっては、現場実態と一致していることが大前提ですが、任意仮設等もあり全て現地と積算が一致するものではないため、工事監督員と早めの相談をお願いします。

1-4　任意仮設における地質調査試験について

事　例

地盤改良外周に打込む仮設鋼矢板の施工にあたり、調査ボーリングの実施を求めたが、仮設物であることから認められませんでした。

地盤改良の施工において、バーチカルドレーンの圧入が困難となり、その時点で調査ボーリングを認められたが、その期間のロスタイムや機械の入替え等で工程に影響が生じました。

コメント

任意仮設であっても、事前に調査ボーリングを実施した箇所と異なる地質が予想された場合は、設計変更の対象とすることが可能です。質問だけでは、工事監督員が変更を認めなかった理由は不明ですが、鋼矢板の施工中に「打込み困難」、「打込みが容易すぎ」等の事象により、地盤等の変化が予想される場合には設計変更することができます。

ロスタイム等による工程への影響については、工期に影響があるような場合には工期の変更を受発注者協議により定め、現場管理等の諸経費は見直されることとなります。

しかしながら、追加調査、天候不良等、受注者の責によらない場合であっても、工期に影響しない場合（各工程が変更になっても工事工期が変更にならない場合）には、標準施工を前提とした積算となっているためロスタイム等による費用を計上することは難しい状況です。逆に、受注者の企業努力により工期短縮となっても減額変更はしません。

1-5　使用する場所・目的が違う仮設の設計変更について

事　例

仮水路工における掘削土の仮置場が現状河川と接しているため、河川への土砂流出防止を目的とし現状河川側に大型土のう１８０袋を設置しました。

しかし、現設計で河川仮締切りの大型土のう設置・撤去が計上されていることから、変更の対象にならないとのことでした。使用する場所、目的が違う以上、設計変更の対象になるのではないでしょうか。

コメント

使用する場所目的が違い必要と認められる場合は設計変更の対象となります。事前に工事監督員と工事施工協議簿にて協議してください。

1-6　仮排水路の断面について

事　例

排水路工事における仮排水路の施工で、特記では対象流量のみの記載であり、現地調査の結果、勾配が急峻のため、土のう、敷鉄板による落差工の設置を行い流速の安定を図ったが、落差工の施工に掛かった経費は設計変更の対象とはならなかった。

コメント

当初になかった現地条件の精査により必要な対応については設計変更を行う必要があります。事前に工事監督員と工事施工協議簿にて協議してください。

2　当初契約と現場条件の不一致

2-1　仮置きが発生する場合の積込み・運搬費について

事　例①

既設路盤材の流用があり、Ａ地点で発生した材料をＢ地点で使用する設計内容で、Ａ地点からＢ地点への運搬費が計上されていました。

しかし、実工程では、Ａ地点で発生してからＢ地点で使用するまで、２ヶ月の期間がありＣ地点に一時堆積するしかありませんでしたが、Ｃ地点からＢ地点への積込・運搬費等は、施工側のサービスとなりました。

事　例②

すき取り土法覆基材工において、すき取り物の堆積ヤードが現場内に確保出来ないことから、現場より３km離れた土砂堆積場に一時仮置きを行いました。

法覆基材施工時に、積込み機械と運搬車輌を使い再度現場に運搬を行いましたが、運搬費用については設計で計上できないと言われました。

現場内に堆積ヤードが確保できない場合は、運搬費と積込み手間を設計変更で計上して頂きたいです。

コメント

条件明示で「施工工期」や「仮置き場」がどのように明示されていたかが重要です。条件明示されていれば設計変更可能ですが、条件明示されていない場合、施工段階の何らかの要因（受注者の責によらない）で施工上仮置きが必要になったことを工事監督員は確認する必要があります。

工事開始に当たっては「施工計画書」で協議することとなっていますが、工程表（特に作業上クリテイカルな工程）について双方協議することをお願いします。

2-2　土砂締切り内における水替えポンプの変更について

事　例

土砂締切り内の水替えが水中ポンプ１台で計上されていましたが、現地の状況により水中ポンプ４台で施工しました。しかし、設計変更の対象となりませんでした。

コメント

水中ポンプの規格及び台数は、排水量をもとに基準書等から決められております。

現地の排水量が工事監督員により算出された排水量より多量な場合等、工期・現場の状況により難い場合等は設計変更の対象となります。

受注者より排水量等の根拠資料を提出し工事監督員と協議をお願いします。

2-3　当初契約の現場条件の不一致・脱漏等について

事　例①

縦断運搬距離６０m以下は条件に関わらずブル押土の設計となりますが、途中にインフラ施設等が存在し、ダンプ運搬を余儀なくされる場合があります。すべて標準設計でなく、現場の特有条件として特記仕様書に記載し設計変更の対象となるようにできないのですか。

事　例②

市街地の歩道工事において、着工時の打ち合わせ時に片側交互規制をしないように工事監督員から指示がありました。

現地調査を行った結果、歩道内に電柱等の支障物があったため、当初設計の０．８m3級バックホウ＋１０ｔダンプでの土砂掘削運搬作業は不可と判断し、０．１m3級バックホウ＋２ｔダンプで行うこととして、工事監督員と協議を行い承諾を得ましたが、当初設計内容で工事を請け負ったのであれば設計変更は出来ないとの返答でした。

コメント

土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、当初より現場条件にあった設計に心がけておりますが、設計図書と工事現場の状態が異なったり、施工条件が一致しなかったりすることがしばしば起きます。

契約書には、受注者は、工事の施工に当たり、設計図書に誤り又は脱漏があった場合等は、その旨を直ちに工事監督員に通知することとなっており、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならないとあります。

「インフラ施設等」、「電柱等」の支障物件により、実態として当初計画通りに施工できないのであれば設計変更の対象となります。工事監督員との協議が工事施工協議簿で行われていたのであれば設計変更すべき事項です。

2-4　床堀の積算について

事　例

設計では、床掘りを陸上施工のバックホウで積算されていたが岩盤が出ず水深を深くし施工する事となったため、陸上からは施工出来ず、海上施工で行ったが設計変更を認めて貰えなかった。

コメント

設計図書と現場条件が相違している場合は、その事実を確認できる資料を書面により提出し、当該工事の着手前に変更施工計画書を工事監督員に提出することになっております。提出された書面においてバックホウで施工ができない場合は、設計変更の対象になると考えます。

2-5　土取場の変更について

事　例

盛土工事において、設計図書に明示された土取場では土砂が確保出来なかったことから、別の土取場に変更となった。変更に伴い運搬距離が延伸したが、運搬距離は変更にはならなかった。

コメント

土取場位置については、所在地を含め明示することとされており、採取地が変更となる場合は、運搬等を含め設計変更の対象となります。このため、運搬ルート等を含め工事監督員と工事施工協議簿にて協議願います。

2-6　管路工について

事　例
管路工での施工にて、畑の作付け状況や営農者からの要望により、施工可能箇所が飛び地となることから、施工状況（順序）により発生する継輪は別途計上して頂きたい。
コメント
施工箇所（順位）の変更については、施工条件の変更と考え、施工に必要な資材を計上することが可能です。変更後に必要となる資材については、工事監督員と協議願います。

2-7　トンネル縦排水工について

事　例
トンネル１次支保の吹付表面・防水シート背面には、湧水があった場合ドレーンパイプを配置するが、この施工費は積算されず材料費のみの場合が多い。本来、施工費も積算されるべきではないかと思います。
コメント
トンネル１次支保工の標準歩掛には、裏面排水の設置労務が含まれているため、材料のみの計上となります。

2-8　区画整理における切盛土の運搬流用について

事　例
設計上での切盛土運搬は、スクレープドーザーとなっていたが、現地の土質が軟弱であったこと、また、道内の機械保有台数から汎用性が低く使用出来なかった。そのため、不整地運搬車（ｷｬﾘｱﾀﾞﾝﾌﾟ）とダンプトラック（敷鉄板併用）での切盛土運搬を行ったが、設計変更の対象とはならなかった。
コメント
当初に想定していない土質条件の変更が判明した場合や、道内保有台数の少ない希少機種の扱いについては、必要な資料を整理のうえ設計変更が可能です。

2-9　法面植生工の選定について

事　例
岩砕盛土の法面保護として当初設計では張芝工が採用されていたが、道路設計要領（第4章のり面保護工）の植生工選定フローによると、岩砕の盛土法面で土羽土が打てない場合、植生基材吹付工または植生マット工が選択されることになっていた。
コメント
当初設計では現地の詳細が不明であったため、盛土法面に一般的な張芝工を選択していたと思われますが、現地調査した結果、盛土法面の土壌の詳細が判明し、土質条件に適した工法に設計変更することは可能です。

2-10　施工箇所までの仮設道路設置について

事　例
区画整理工事において、排水路工や用水路工に使用するプレキャスト製品や基礎材を設置箇所まで搬入できません。不整地運搬車による小運搬か敷鉄板による仮設道路のいずれかを計上していただきたい。施工時期や天候状態及び現場の地形条件により考慮する必要があると思いますが､小運搬か敷鉄板の計上をお願いしたい。
コメント
施工箇所までのトラフィカビリティーが確保されていなく、工事用車両の進入が不可能と判断された場合は、設計変更の対象となります。

2-11　資材の二次運搬ついて

事　例
砕石等について大型車両での搬入ができないため、資材の不整地運搬車への積替・運搬が生じた。変更を求めたが過去の工事において計上していないとの理由で計上されませんでした。
コメント
当初条件明示されていないが、現地条件の精査により必要となった対応については、設計変更を行う必要がありますので、その根拠となる資料を工事監督員に事前提出し、協議願います。不整地運搬車の必要性が確認できれば設計変更の対象とすることが可能です。

2-12　大型土のう中詰材重量不足による製作個数の変更ついて

事　例
仮設防護柵に使用する大型土のうにおいて、再生骨材（支給品）により適正な量を中詰し、製作・据付を行いましたが、設計で考えている１袋当たりの重量１．８㌧に対し、実重量が１．５㌧程度と小さいことが判明し、重量不足に見合う個数の製作を受注者の責によって行うことの指示がありました。 大型土のうの製作にあたっては、支給品を使用し、かつ１袋当たりの重量が明示されていない条件下においても、増えた個数は変更増の対象にならないでしょうか。
コメント
大型土のうの１袋当たりの単位体積重量が仮設防護柵の設計条件に影響を及ぼしていることから、当初設計図書にて条件明示をすべき事案ですが、例え表示すべき条件明示が無かったとしても、施工に必要な条件が脱漏していたとして、設計変更の対象とすることが可能です。 再生骨材（支給品）の単位体積重量を試験した結果等を工事監督員に提示し、設計図書の訂正又は変更について協議してください。 設計図面等の訂正・変更を受注者にて行う場合は、その図書作成費用と、変更図面に基づいた大型土のうの必要個数について、設計変更の対象となります。 ただし、構造の再計算が必要な場合は、発注者側で別途考慮しなければなりません。

3　積算基準との不一致

3-1　積算基準の適用範囲について

事　例
市場単価等の積算基準には適用範囲がありますが、現場条件等により適用範囲外となった場合は設計変更できるのでしょうか。
コメント
積算基準の適用範囲外となった場合は、別途見積等により設計変更が可能ですので工事監督員と協議を行ってください。

3-2　積算基準との単価の開差について

事　例
ハンドホール点検工において、水が多く１日あたり６箇所程度しか点検が出来ませんでした。 積算基準では、排水有り・無しのみの条件で積算していますが、現場実態と合っていませんでした。水替え作業にかかる費用は歩掛ではなく現場実態を考慮することは出来ないのでしょうか。
コメント
積算基準の適用範囲内であれば、設計変更の対象となりません。 しかしながら積算基準が実態とあわないとのご指摘については、他の現場の施工実態も踏まえながら定期的に歩掛の更新をしており、実態に合うように努めております。

3-3　施工数量が少ない場合の積算基準の対応について

事　例
設計変更工種において、積算基準が無いものについては、見積で対応されていますが、積算基準がある場合は、施工数量に関係なく積算されています。特殊作業の場合、当たり単価以上とそれ以下では、施工金額に大きな違いが発生します。この様な場合、見積で積算対応が出来ないのでしょうか。
コメント
積算基準については施工数量も考慮したものとなっております。積算基準の適用範囲外の条件であれば見積等による対応も可能ですが、適用範囲内であれば、積算基準での積算となります。

3-4　小段排水・縦排水の補正について

事　例
設計変更で切土完了部の２・３段目の小段排水と縦排水の施工を依頼されました。全ての作業にクレーンが必要となりましたが、設計変更ではクレーンを計上してもらえませんでした。
コメント
小段排水や縦排水については市場単価で積算しており、クレーンの費用は含んでいます。積算基準では小段排水・縦排水の作業には補正値が設定されております。

3-5　現場の施工と設計の考え方の相違について

事　例

設計変更によりＵ形トラフを施工することとなったが、０．８m3級バックホウ床堀では道路下にある施工面からダンプトラックに直接積込むことが出来ないため、０．２m3級バックホウで床掘し法面に仮置後、道路上より０．８m3級バックホウによりダンプトラックに積込む方法で工事監督員と協議しましたが、設計変更では０．４５m3級バックホウで床掘りしダンプトラックに直接積込む設計となりました。

機械性能及び地形条件を考慮し、積算へ反映していただきたい。

コメント

現場状況により施工が不可能であれば、現場条件にあった施工機械を選定し積算すべきと考えます。

横断図等に機械の作業半径を示し工事監督員と協議願います。

3-6　仮排水路の埋戻し費用等について

事　例

引継ぎで使用していた仮排水路を設計変更で原形復旧することとなったが、変更内容は埋戻し土量の精算のみで、水替費や既設河川部の法面整形は「仮設工事」という理由から認めてもらえませんでした。

また、埋戻しにあたりバックホウによる土砂投入が必要であったが、ブルドーザ敷均しのみの計上であった。

コメント

発注者側が設計変更で指示した埋戻しに水替作業が必要であれば、水替費を設計で計上できます。また、既設河川部の法面整形や埋戻しに伴うバックホウ土砂投入についても、必要であれば設計で計上するべきと考えますので、工事監督員と協議願います。

3-7　路面ヒーターの積算について

事　例

冬期の舗装工事において、計画的に工程管理が出来ない現場（改良工事が別途発注等）では、路面ヒーターを日借り出来ないため、月借りとなってしまうことがあります。

冬季に施工が予想される工事や現場近くにリース会社が無いなど、日々回送が困難な場所については最低保証料を計上できないでしょうか。

コメント

標準的な使用実態、回送距離などを反映して積算基準が決定されているため最低保証料を別途計上することはできません。事前に関係者と十分に打合せいただき円滑な工事が実施されるよう努められたい。

3-8　ターンテーブルの積算について

事　例

トンネル工事において、トンネル掘削ずりを坑外の仮置場まで一次運搬する10tダンプトラックの転回にターンテーブルの導入を発注者へお願いしたが、設計変更の対象とならなかった。特記仕様書には未計上の工種として仮設工ターンテーブル損料との記載があったため、ターンテーブルを使用する施工を考えていた。

安全面を考慮しターンテーブルを標準積算としていただけないか。

コメント

ターンテーブルについては、坑内でダンプの方向転換が不可能な場合に、必要性を判断し計上するものと基本的に考えており、その他にターンテーブルが無ければ施工できないなどの条件があれば協議をさせていただきたい。

なお、特記仕様書に記載されているもの全てが変更対象となるものではなく受注後に双方確認いただくことが必要です。

3-9　埋戻し工について

事　例
築堤沿い水路（ＢＯＸカルバート内空2000×2000）の埋め戻し機種（設計）は、バックホウ0.8m3級であり、現場条件をもとに工事監督員と事前協議を行った結果、本川側よりスーパーロングバックホウL=18mを使用し施工することとした。 設計変更については工事完了間近の時期に、工事監督員より「隣接工区がバックホウ0.8m3級で施工しているので、スーパーロングの機種変更はできない」と言われた。
コメント
当初の条件明示が不明なため具体的な判断はできませんが、工事現場の形状及び施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致せず、一般的な建設機械では施工ができないと判断される場合は設計変更が可能となりますので、その事実を確認できる資料を書面により提出し、工事監督員と協議願います。

4　現場条件が変更となった場合の変更対応

4-1　基礎地盤の変更が生じた場合の地質調査試験について

事　例
橋脚の床堀において、直接基礎の計画高さまで掘り下げたが、堅固な地盤を確認することが出来なかったため、発注者と協議してボーリング調査を実施しました。 ボーリング調査の結果、直接基礎となる地盤は計画通りであることを確認したが、調査の費用は設計変更されませんでした。
コメント
工事監督員と工事施工協議簿により協議を行い工事内容の変更をすることで協議が成立しているのであれば、地質調査の結果、当初との変更がなくても、設計変更の対象となります。

4-2　技術提案の現地試験によって設計変更が生じた場合について

事　例
入札時の技術的所見等で、現地調査・試験を書いた場合でも、その試験で設計変更に至る場合は、技術提案であっても変更に加えるべきだと思います。
コメント
技術提案に基づく現地調査・試験は、契約条件であるため設計変更の対象となりませんが、技術提案であっても現地試験の結果、当初設計に変更が生じた場合は、設計変更の対象となります。

4-3　設計変更が生じた場合の施工案及び検討について

事　例
現地調査より断面修復等の変更を提案したところ、施工方法数案とその根拠を求められました。 これらの検討作業は発注者が実施すべきものと考えます。
コメント
良質な社会資本の整備は受発注者の責務であるので、両者で検討・協議してより良い工法を選定すべき。 発注者の判断で変更をする場合には、当然、発注者で検討、図面等を準備します。 受注者の判断で変更を提案する場合には、工事監督員としては、安全、品質等の確認を行った上で対応を指示することになります。

4-4　運搬経路の変更に伴う設計変更について

事　例
指定運搬経路が他工事と共有していることなどから、一般車両への影響を避けるため、他の運搬経路を選択し協議・承諾を得て施工したが、運搬路の補修費・交通誘導警備員については設計変更の対象とはなりませんでした。
コメント
現場の状況を考慮し運搬経路を変更する協議を実施し承諾を得たとなっていますが、工事施工協議簿で変更の対象とするのか文章で協議すべきと考えます。 運搬経路が承諾事項であれば補修費用や交通整理員も承諾事項になると考えますので協議事項は工事施工協議簿を活用し設計変更の対象とするのか文章にて確認願います。

4-5　歩掛が策定されていない工法・工種について

事　例

設計で採用された施工工法の歩掛が無く、代替えとして類似工種の積算していることを提示されそれに合わせて契約された。しかし、施工方法が異なるため類似工種の歩掛では、単価差が大きいため施工方法にあった歩掛を設計変更対応してほしい。

コメント

類似工種の適用範囲外で歩掛が策定されていない工法・工種等については、「別途策定歩掛の取り扱い」に準じることとなります。

また、見積等による策定歩掛により契約されている場合、当初の見積条件と現場での条件等に不整合があれば現地の施工前に見積を取り直し設計変更の対象とすることとなります。

4-6　工期短縮に伴う設計単価について

事　例

他工事の影響で必要な作業時間が確保されず、残業や交代制による夜間作業をする必要が生じましたが、設計変更の対象にはなりませんでした。

コメント

発注者側の理由で工期を短縮せざるを得ない場合は、超過勤務や交代制による夜間作業に見合った単価設定を行い、適正な設計変更を実施すべきと考えます。

4-7　冬期の土工について（築堤盛土、路肩盛土）

事　例①

冬期の盛土において、土取場の土砂が高含水でバッ気等による含水比の低下が見込めないため、土取場の変更又は購入土盛土を協議したが、密度とトラティカビリティーが確保できるのであれば、変更できないとのことであった。

コメント①

冬期盛土施工に関する仕様書を定め、締固め度だけではなく、含水比についても冬期盛土が可能であるかを照査することになっております。含水比が高く冬期盛土に適さない場合は、土取場の変更を行うことになります。

事　例②

凍結時期に施工される路肩盛土は、流用土から購入土に変更して頂きたい。

舗装工事では、小規模の盛土が殆どで、流用土（凍結土）では、施工管理が非常に難しくなります。

コメント②

流用土が盛土に適しているのかどうかを確認することと流用土の品質管理について、受注者に責が無いのであれば、工事監督員と協議した上で他の盛土材に設計変更することも可能と考えます。

4-8　泥落装置の設置日数について

事　例

泥落装置の使用において、受注者の責務によらず不連続施工となり使用停止期間が生じましたが、停止期間中の機械損料は設計変更の対象とはなりませんでした。

コメント

機械損料の計上については、供用日数による場合と実日数による場合があります。

また、受注者の責によらず工程変更が生じる場合は設計変更の対象になると考えます。いずれにおいても事前に工事監督員と十分協議願います。

4-9　仮設航路の水深について

事　例
ケーソン据え付け時の航路を事前に深浅測量を実施した結果、ケーソン喫水－４．６ｍより浅く仮設航路の水深確保が発生した。 設計上、仮設航路の水深を決定する際、平均潮位＋２０ｃｍを考慮して床掘計画水深－４．６ｍ、水深４．８ｍの設計となった。 ケーソン曳航時のケーソンの傾きを考えると安全の計画水深として（喫水４．６＋余裕０．５ｍ）－５．１ｍが必要である。床掘計画水深の見直しをお願いしたい。
コメント
仮設航路に対して、決められた床掘水深の設定方法はありませんが、発注者の設計水深に対し安全上水深変更が必要であれば、根拠を整理し、工事着手前に工事監督員と協議を行うようお願いします。

4-10　トンネル掘削パターンの積算について

事　例
トンネル坑口において、通常のＤⅢパターンよりランクアップした支保パターンの施工となった。（支保工：Ｈ２００→Ｈ２５０／吹付：普通（ｔ＝２５０）→高強度（ｔ＝３５０）等）増えた材料費については積算されたが、支保工が、通常のＤⅢパターンよりも大きなＨ２５０となって、エレクターを用いての施工となったが、これについては、計上されることがなかった。
コメント
受注者の技術提案や施工性を考慮して、エレクターを採用したのであれば、設計変更は出来ません。 なお、標準的な積算はドリルジャンボを採用しております。

4-11　現場発生土の運搬について

事　例
現場発生土の受け入れ場所が設計で指定されていたが、施工時期から当該地の受け入れができず、仮置後、受け入れ可能となってから、積み込み運搬を行ったが、設計変更とならなかった。
コメント
工程計画どおりにならなかったのが、受注者の責に依らない場合は、仮置き等の設計計上が可能と考えますので工事監督員と協議願います。

4-12　縁石基礎のプレキャスト化について

事　例
歩道舗装工事で縁石の取外し設置があり、掘削時に商業施設への出入りが困難になり、基礎部分の型枠・生コンと時間が掛かるため、早期に出入り可能にするために縁石基礎をﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎板で設置し縁石布設し、その日に出入り可能な状態にすることを提案し、商業施設等の出入口部分の設計変更をお願いした。
コメント
当初発注時は、標準歩掛等を使用し最も経済的な施工方法で積上積算をしているところですが、工事は地域の協力があって、初めて円滑かつ安全な事業執行が可能となることから、地域に配慮した施工を行うことは、極めて重要です。工事により商業施設への出入りが不自由となり、営業に影響を及ぼす等の理由から出入り口を早急に開放しなければならないという制約条件および必要性が発生した場合、設計変更が可能となります。

4-13　消波ブロックの撤去・仮置きについて

事　例
消波ブロックを1スイングで仮置の設計になっていたが支障物等で仮置スペースが狭く別の場所に仮置になったので運搬費等の計上をお願いしたい。
コメント
当初、条件明示として支障物等の記載が無くても、現地調査により支障物等が確認され、仮置きに制約が発生した場合は、設計変更の対象となります。

4-14　仮締切内の水替え費の乖離について

事　例
護岸工事において河川本流を仮締切して低水路部のブロック施工をする際、設計では締切内の排水を作業時排水で計上していましたが、仮締切内が夜間に水没してしまうと、水替えで10時間以上の時間が掛かってしまうため、24時間排水するしかありませんでした。河川通常水位以下の施工は、24時間排水で設計していただきたい。（水没させるとブロック表面の泥が落ちない。）
コメント
作業時排水のみでは仮締切内が常時水没し、それが原因で作業の遅延や品質低下が品質低下が懸念される恐れがあると判断できれば、常時排水（２４時間排水）に変更することが可能となりますので、根拠となる資料（締切内への流入量計測や写真撮影等）を速やかに工事監督員に提出し、協議願います。

4-15　粘性土の曝気作業について

事　例
河川工事において、築堤盛土材料(攪拌土)に使用する粘性土は含水比が高く、攪拌土の材料としては適当でないため曝気作業を行うことで工事監督員と協議を行った。その結果、曝気作業の追加工事を設計変更で計上され、工事を進めてきた。 その後、含水比の変化により更なる曝気作業が必要となり、設計変更の要請（口頭）を行ったが対象から外れた。このため、追加の曝気作業は受注者の責任において行われ、受注者の負担増に繋がった。なお、特記仕様書には含水低減対策工の設計変更を計上するとしている。
コメント
設計変更手続きは、工事請負契約第18条第1項に基づき、受注者から工事監督員に事実確認の通知を書面で行うことから開始します。 最初の含水比とその後の含水比の試験結果が何故変わったかは不明ですが、含水比が変わった事実が、受注者の責によるものでなければ、設計変更をすることが可能です。根拠となる資料を工事監督員に速やかに提出し協議願います。

4-16　既設構造物の撤去について

事　例
当初設計図書には、撤去する既設構造物が鉄筋コンクリート構造であることの条件明示がなく、無筋コンクリート構造で設計されていた。現地で既設構造物を撤去したところ、鉄筋コンクリート構造であることが発覚しました。撤去方法について協議を行ったが、設計変更の対象になりませんでした。
コメント
無筋コンクリート構造で設計されていたことがわかったのが、入札前か受注後であるかは不明ですが、条件明示の有無にかかわらず、発注者側の当初設計時の前提条件と実際の現場で判明した条件の相違が確認ができれば、設計変更の対象とすることが可能です。 施工中、撤去構造物に鉄筋が露出し、鉄筋の切断等、施工方法の変更が必要になった段階で、速やかに監督職員に通知し、対応方針について協議をしてください。

4-17　施工中の止水対策について

事　例
トンネルの路床コンクリートを撤去したところ湧水があり、プレート型せん断補強鉄筋等の施工ができないことから、ウレタン注入による止水を行ったが、明確な数量が算出できないことから設計変更の対象になりませんでした。ウレタン注入を施工する場合、どのように費用、数量を報告したら変更の対象として計上されるでしょうか。
コメント
施工中に湧水が発生する事象は、当初設計時に予期することができない事象として、条件明示の有無にかかわらず、設計変更の対象とすることができます。湧水が確認された段階で速やかに工事監督員に通知し、止水対策の協議をしてください（緊急時は除く）。 注入量の確認は、使用した材料の空袋写真、伝票等、実際に搬入、使用した数量がわかる資料を工事監督員に提出して、その確認ができれば、設計変更の対象とすることが可能です。

5　間接工事費率に含まれるかの判断

5-1　運搬経路の凍結路面対策及び土砂粉塵対策について

事　例
運搬経路に使用する一般道の維持管理として、凍結路面対策（砂散布等）土砂粉塵対策（路面清掃車による清掃）を行いましたが、共通仮設費の率に含まれるものとし設計変更の対象となりませんでした。
コメント
一般道の維持管理については、通常の交通流に支障を来さない作業であれば、道路管理者が維持管理をすべきと考えます。しかし、規制方法によっては、通常の停止位置以外での一時停止等を行うような工事であれば、道路管理者と協議し工事施工協議簿にて工事監督員と設計変更内容を書面にて打ち合わせを行っていれば設計変更の対象となります。路面清掃についても、同様に道路管理者と協議し決定すべきと考えます。

5-2　現道部の舗装仮復旧について

事　例
桝等の施工において、通行車輌の安全確保のため現道部の舗装仮復旧を行いましたが、設計変更の打合せを行ったところ、率を上乗せ計上しているので経費に含まれるとのことでした。安全確保に係る費用は変更対象にしても良いと思います。
コメント
これだけでは何を上乗せ計上しているか判断できませんが、通常は共通仮設費及び現場管理費については積算要領に基づき施工地域の補正を行っております。ただし、共通仮設費の率分に当てはまらない事項については、必要に応じて設計変更の対象とする事が可能です。事前に工事監督員と工事施工協議簿にて協議して下さい。 なお、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合は、設計変更の対象となりません。

5-3　機械養生費に関する積算方法について

事　例
橋梁補修工事の地覆取壊工において、ウォータージェット工法が指定されていたが、冬期施工にあたり日々作業終了後に不凍液を回し機械を防寒養生する必要がありますが、その費用が計上されなかった。
コメント
作業終了後の後片付け費用については、共通仮設費の準備費で率項目で積算されています。

5-4　表土すき取り（準備費）について

事　例
河川土工において、土取り場の表土すき取り及び掘削後の表土戻しが発生するが、面積の多少にかかわらず共通仮設費の率計上であるからと設計変更に応じてもらえない。また、現況地盤に柳と雑草が繁茂していても、伐開手間は率計上の範疇とみなされ、処分費だけが設計変更の対象であった。
コメント
準備作業に伴う、すき取り土の表土戻し及び伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用は共通仮設費の率分に含まれますが、運搬費及び処分費は設計変更の対象になります。 ただし、伐開作業において幹径4cm以上の伐木は、設計変更となる場合があるので、工事監督員と協議願います。

5-5　すき取り物（準備費）について

事　例
すきとり物の選り分けについては、準備工の率に含まれているとのことですが、多大な費用を要することから、別途、すきとり物選り分け費用の計上をお願いしたい。（草、笹、抜根等）
コメント
すきとり物から、施工過程において分別される範囲の減量については、すきとり作業の一環として共通仮設費率の対象項目としますが、分離処理が条件明示されている場合においては別途積上項目となります。減量の程度等については受け入れ先と確認・調整を行い、すきとりに関する施工計画について工事監督員との協議に基づく確認をお願い致します。

5-6　土質試験費について

事　例
特記仕様書に土の三軸圧縮試験が記入されているにも関わらず、三軸圧縮試験費が計上されていないため、監督員に計上をお願いしたが、前年度より計上していないため出来ないと言われた。他の現場では計上されていたので、計上されていないのは違算であると思われる。
コメント
当初の条件明示が不明なため具体的な判断はできませんが、当該試験が道路・河川工事仕様書には記載がなく、特記仕様書にのみ記載されているのであれば、特殊な品質管理に要する費用であるため、別途計上することは可能と考えますので、工事監督員と協議願います。

57-　病害虫の調査費について

事　例
工事着工前及び完了時におけるじゃがいもの病害虫(シストセンチュー)調査費について、特記仕様書には記載がなく、共通経費なのか監督員に確認し設計変更の要望を行いましたが、以前から地区統一設計にしているため、設計変更は無理との回答でした。
コメント
植物防疫法によりジャガイモシストセンチュウの発生ほ場では汚染土壌の移動が禁止されており、発注者からの指示の有無に関わらず、法令を遵守した施工が必要と考えられます。当事例においては、特記仕様書にも「記載がない」とあることから、調査の実施が契約当初より条件明示されていたものか不明であり、地区統一事項についても内容確認できませんが、発注者からの指示により行ったものであれば、適切な費用計上が必要と考えますので、工事監督員と設計変更内容の協議をお願い致します。

6　工事用道路等

6-1　迂回路の補修について

事　例
函渠工の施工に伴い、迂回路（共用期間９０日、指定仮設）を設置しましたが、路盤の強度が足りず、供用期間内に舗装の補修を４回行いました。しかし、工事監督員の指示で補修を行ったにもかかわらず、設計変更の対象となりませんでした。
コメント
原則、現場の迂回路は設計要領等の標準断面を使用して施工していれば、設計変更は困難です。本ケースでは９０日間で４回もの補修を行っていますが、設計変更するとすれば、必要性が妥当と判断できる理由、工事監督員との事前協議が必須です。 例えば、超軟弱な地盤でなかったのか、地耐力等の確認は行ったか、４回もやり直しているが施工に問題は無かったか・・・工事監督員も外部への説明責任を果たさなければならないことを理解して頂き、十分な調整をお願いします。

6-2　運搬路の補修について

事　例
河川災害復旧工事で、現場への進入に耕作用道路を使用しなければならず、使用後は火山灰等を補充して現況に近い形で受益者に引き渡しましたが、補修費用について計上してもらえなかった。
コメント
工事費算出において、工事で使用する運搬路等への保護（敷鉄板等の使用）がなく、使用後に補修・補充が必要な状態であれば設計変更にてその費用を計上すべきと考えます。 補修するのか敷鉄板で対応するのか現場条件を検討し適正に積算に反映すべきと考えます。

6-3　工事用道路の積算について

事　例
施工現場までの通行で、安全確保や近隣住民対策として鋼板敷設や仮設路盤の必要が生じた場合、協議の上、計上できないでしょうか。
コメント
安全確保、近隣状況により必要が生じる場合は、施工箇所、施工範囲等の詳細を工事施工協議簿にて工事監督員と事前協議を行い積算計上が可能かを確認願います。

7　その他

7-1　現場施工後の設計変更指示について

事　例
法面整形施工完了後に、実施計画変更により植生しなくなった法面下方を荒ら仕上げに変更すると工事監督員より指示があり、施工済みにも係わらず、法面の途中で本仕上げ・荒ら仕上げに分ける設計となり変更減になりました。
コメント
設計に計上してあった工種を施工後、設計変更減の指示をされたのであれば、それは発注者の責になりますので、設計変更減はできません。

7-2　労働基準監督署からの指示による昇降設備等の追加について

事　例
地山掘削工事において労働基準監督署から昇降設備を設置するよう指導を受けましたが、工事監督員からは積算基準の設置基準とは合わないため設計変更の対象とされませんでした。
コメント
労働基準書から指導を受けたのであれば、設計変更の対象となる可能性がありますので、指導の内容をよく理解し労働基準監督署との協議簿等書面による資料を提出し、工事監督員と協議を行ってください。あくまでも任意仮設であるため現場の実態と積算があわない事があります。積算基準等と異なる足場を設置する場合は、工事監督員と早めの相談をお願い致します。

7-3　借地における後片付けについて

事　例
畑地、田圃を借地して施工するにあたり、シート敷設等により礫の混入を軽減する対策を講じましたが、共通仮設費率に含まれるとのことで設計変更の対象となりませんでした。
コメント
受注者の都合により畑地・田圃を借用した場合は、設計変更の対象となりませんが、畑地・田圃を発注者の指示により借用する場合は、工事監督員を含め地先と十分に協議し、工事施工協議簿にて書面で設計変更の打ち合わせが必要となります。 本文だけでは、借地が必要になった理由がわかりませんが、借地料を発注者側で負担している場合は少なくても後片付け（シート等の対策）については設計変更の対象となります。

7-4　請負業者の予算管理について

事　例
工期末になって設計変更計上の対象か、未対象かを公示されるため、予算管理が難しい。設計変更の内容についてもっと早く教えてもらえないでしょうか。
コメント
設計変更の手続きは、予算管理面からもその都度変更事由が発生した段階に速やかに行う必要があると認識しています。 また、受注者としても、協議事項であることから、不明確な部分がある場合は、工事監督員に書面にて質問・協議願います。

7-5　振動・騒音調査について

事　例

住宅が隣接しているため、振動・騒音調査が必要となりましたが、設計変更の対象となりませんでした。

コメント

公共工事においては、民地・住宅が隣接する工事は多数あり、全数を振動・騒音調査している訳ではありません。円滑な事業執行には地元の理解が前提となりますので、地元対応に当たっては、十分工事監督員と調整し、何らかの対策をする際には書面で協議するようお願いします。なお、指定地域内にて行う杭打ち等の特定建設作業である場合には、所定の手続きにより調査を実施することとなります。

7-6　作業船の運搬費について

事　例

海上工事において、撤去工に使用するクレーン付台船（100t吊）及び浚渫工に使用するグラブ浚渫船（5.5m3級）、土運船2隻、引船の往復回航が当初設計で計上されていたが、実態は浚渫船として150t起重機船（グラブ兼用船）及び300t吊起重機船（グラブ兼用船）を回航し使用した。

300t吊起重機船（グラブ兼用船）が基地港に帰港しなかった為、グラブ浚渫船の復路の回航費が減額となり更に、土運船にかえ兼用船の自腹積みで運搬した為、土運船及び引船の回航費が全て減額となった。

コメント

回航費については、施工計画書立案時に特記仕様書に記載している条件どおり対象船舶が在場しているか工事監督員と協議し、協議の整ったものは設計変更の対象となります。また、施工計画書立案後に天災等、不測の事態が発生した場合についても、協議が整ったものは設計変更の対象となります。

発注者は、いずれの場合においても協議があった時点で再度船舶の在港状況を調査し、その時点で最も経済的な施工方法・船舶で設計変更指示を行います。

グラブ浚渫船については、グラブ浚渫、土捨を含んだ施工費＋回航費の総価で経済比較を行い、最も経済的になる施工方法を採用していますので、単純に回航費だけ減額にするわけではありません。いずれにしても、施工計画書立案時に協議を行うことが前提であり、協議時期を逸すると特記仕様書に基づいた回航費のみの変更となります。

なお、港湾請負工事積算基準書により、標準船種が決定している工種（撤去工等の施工費について経済比較を行わない工種）については、回航費のみが変更対象となります。

7-7　現場内除雪について

事　例

冬期施工において、除雪作業は設計変更により計上されましたが、堆積場所が無く搬出をせざるを得ない状況であったが、排雪費（ダンプ運搬）を計上してもらえませんでした。

コメント

現場内に堆積ヤードがない場合や堆積することにより第３者被害があると予想される場合については、ダンプによる搬出除雪を実施し適正に積み上げ積算を実施すべきと考えます。

7-8　すき取り物の運搬費について

事　例

すき取り物を再利用する場合、一時堆積等に係る運搬費が率に含まれるとの判断で計上されない。

コメント

工事現場内の集積については共通仮設費の準備費率内です。

運搬費については現場内であっても現場発生品であることから、直接工事費に積み上げ計上することになっています。

7-9　夜間工事における資材等の現場搬入について

事　例
夜間工事における資材等の現場搬入は、割増料金を付加し夜間搬入をするか、仮置きヤードを確保し昼間に搬入させているのが現状です。 夜間搬入した場合、設計単価は夜間搬入単価で変更可能でしょうか。また、昼間に仮置きヤードへ搬入した場合、仮置きヤードからの積込み・運搬・荷下ろしは、別途積み上げ積算可能でしょうか。
コメント
特殊なものを除く資材等の単価は現着となっており、運搬については昼間運搬を基本としています。夜間に搬入するか、昼間に搬入をし小運搬を計上するかは現地の状況を考慮し設計変更を実施すべきと考えますが、現場内の小運搬については各歩掛に含まれています。なお、当初発注時の条件明示で明確にしておく必要があります。

7-10　現場測量の結果について

事　例
浚渫工事において着工前深浅測量を実施した結果､当初の地盤高より最大で３０㎝程度の差異がありました。工事監督員から±３０㎝程度は差異無しと言うことで設計変更の対象になりませんでした。設計変更の適用になる水深の差異及び土量の増減に規定があるのでしょうか。
コメント
地盤高さは、現地施工前に確認を行い設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は工事監督員の指示を受けることになっています。従って水深の差異及び土量の増減の規定はありませんが、現地と設計図書に差異があるものについては設計変更するべきと考えます。

7-11　仮ラインについて

事　例
舗装補修工事において、レベリング層、基層舗設後に仮ラインが必要となるが、費用を計上していただけないでしょうか。
コメント
現地状況、必要性があるのであれば費用計上することは可能と考えます。ただし、工事施工協議簿により書面で工事監督員と事前に協議するようお願いします。

7-12　設計変更の時期について

事　例
設計変更について、１月下旬までに指示を受けることとなっていたが、実際には２月下旬の指示となった。 結果、作業工程の大幅な変更や機械のリース期間延長等によるコスト増となった。
コメント
発注者は作業工程に影響する変更指示は回答期限を厳守すべきと考えます。

7-13　工期の延伸について

事　例
８月下旬と明示されていた使用地処理見込み時期が、作物の収穫時期確認により１ケ月遅れとなることが判明し全体工程に影響するため協議を行ったが、１０日間しか工期延期がされなかった。
コメント
施工工期の変更については、適正な工期が確保されるよう事前に工事監督員と協議願います。なお、延伸する工期が短い場合等においては、施工可能な体制や仮設備等の変更内容などを含め事前に工事監督員と十分に協議願います。

7-14　工事の一時中止費用の取扱いについて

事　例
関係機関との協議等の遅れや、先行工事の遅れに伴い工事が一時中止となる場合は、一時中止に伴い増加する費用等の措置をして頂きたい。
コメント
工事着手期日の変更や、先行工事との調整に伴い不可避となる増加費用については、工事の一時中止費用として取り扱うことが可能です。工事中止が必要な場合は、休止となる期間や休止時の取扱いについて工事監督員と協議願います。

7-15　設計変更に係わる資料の作成について

事　例
現場条件の変更により、当初設計図書の修正及び横断図の新規作成を指示されたが、設計変更に係わる資料の作成費用は計上してもらえなかった。
コメント
設計変更に必要な資料の作成については、受発注者間で書面により協議して、内容について確認する必要があります。また、内容について、合意を図った後、発注者が書面により、具体的な指示をすることになり、契約変更の対象となります。 なお、設計照査に必要な資料の作成については、契約変更の対象とはなりません。 （設計図書の照査ガイドラインを参照）

7-16　舗装工事の夜間施工について

事　例
設計では昼間施工になっていたが実際は交通量が多く、昼間施工を行うと大渋滞が発生することが予想されたため夜間作業の承諾を得て施工を行った。（実際に昼間施工した業者が大渋滞をおこした前例もある）市街地地域（ＤＩＤ）以外でも夜間施工の設計にはならないのか。設計変更はありませんでした。
コメント
通常、夜間工事区間は、市街地地域のみならず、発注者（道路管理者）が通行規制による社会的影響を鑑み、予め定めているところですが、本事例は、発注者が夜間工事区間に該当しないとして、当初、昼間施工で発注しているものと想定されます。実際にどのくらい渋滞が発生するかは、施工時期や時間帯によって変わるため、予想だけでは判断が難しいところですが、設計変更の対象とするためには、当初前提条件と実際の現場において何が一致しないかが問題となります。受注後の対外協議等において「渋滞を起こさせてはならない」等の制約条件が付加され、発注者として夜間工事が必要であると判断した場合は、設計変更の対象となります。

7-17　融雪剤の現場内散布について

事　例
施工区間の縦断勾配が急なため事故防止のため停止位置付近に加えて現場内も融雪剤を散布しましたが設計で計上できないでしょうか？
コメント
当事例は、現道上における片側交互通行規制を伴う工事現場であると想定されますが、融雪剤の散布は、一般車両停止位置付近のみならず、現場内においても作業の安全確保上、必要と判断される箇所についても設計変更で計上できる場合がありますので、工事監督員と協議願います。

7-18　ブロック製作ヤードの面積について

事　例
指定されてるブロック製作ヤードが狭く、施工性及び安全性にも問題があるので他の場所を借りて製作し運搬を行った。当初の場所より遠くなったので運搬費の変更計上をお願いしたが、設計上の製作ヤードとしての面積があるという理由で認めてもらえなかった。ブロック製作ヤードの面積が狭く安全上にも問題があると思うので製作時のブロック間隔等の見直しをお願いしたい。
コメント
発注者は、工事の施工上必要な用地を受注者が必要とする日までに確保しなければならなく、発注者側でブロックの打設箇所や仮置箇所等の面積根拠を整理し、必要期間分の用地の借上げを行っております。設計図書に示した施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や安全性が確保できない場合等は設計変更の対象となることがありますので、根拠資料を整理し工事監督員と協議するようお願いします。

7-19　計画停電に対する予備発電の設置について

事　例
北海道電力の計画停電に対して、トンネル維持管理に必要な予備発電機の設置を協議した。協議の結果、トンネル坑内の排水設備（湧水処理）に、必要な発電機を設置した。
コメント
「計画停電」という当初設計図書に示されていない予期し得ない制約条件が発生したことにより予備発電が必要と判断された場合、設計変更は可能です。

7-20　既設照明の撤去について

事　例
トンネル内の既設照明を撤去し、協議簿にて数量を監督員に報告したが、特記仕様書に設計変更の対象と条件明示されているにもかかわらず、設計変更の対象になりませんでした。
コメント
既設照明の撤去作業を行う前に、工事監督員と協議し回答を得た上で施工を行っているかが重要です（緊急時は除く）。特記仕様書の条件明示している内容に対して、撤去作業前に工事監督員と特記事項について協議し、工事監督員の指示により施工を行っていれば、設計変更の対象としなければならない事例です。

7-21　トンネル工の仮設設備工等について

事　例

断面の小さなトンネル工事坑内で、ダンプ方向転換のためターンテーブル使用の設計変更依頼をした。ターンテーブルを使用しない場合は、長距離のバック運転が必要となり、安全性から必要と施工者は判断。また、事前に調査した他現場での事例から、設計変更対象となると考えていたが、設計変更の対象とならなかった。どのような基準で設計変更対象の可否を決定しているのかが不明。

コメント

断面が小さく、坑内でのダンプトラックの方向転換が物理的に不可能であれば、設計変更の対象とすることができます。発注者は当初、ターンテーブルを使用しなくても設方向転換ができるとして発注しているものと想定されます。発注者側の当初設計時の前提条件（設計思想）と実際の現場で判明した条件の相違から、方向転換できないことが確認できれば、設計変更の対象とすることが可能になるため、ターンテーブル設置前に工事監督員と協議願います。

7-22　自然災害時の水替えポンプ費について

事　例

当初水中ﾎﾟﾝﾌﾟ1台で設計されていたが、ゲリラ豪雨により現場内が水没したため、水中ﾎﾟﾝﾌﾟを増設して対応を行なった。設計変更の段階で資料を提出したが納得していただけず、一部しか設計変更を認めてもらえなかった。設計変更に係る協議時に工事監督員の要求する資料を教授して欲しかった。

コメント

自然災害時の緊急対応は、所定の設計変更手続きを経なくても、事後に報告、協議を行うことで設計変更の対象とすることが可能です。ただし、速やかに工事監督員に対応方法について連絡してください。仮締切り内の流入量、ポンプ規格の根拠資料等の作成が困難であることから、写真撮影や復旧に要した工程表等により、妥当と認められた期間において、災害復旧に要した水中ポンプの規格、台数等による実績変更は可能です。

7-23　ブロック製作ヤードの変更について

事　例

指定されたブロック製作ヤードが岸壁及びその背面で基礎捨石積込場所と重複しているため、別の場所でのブロック製作を希望した。ブロックの積出は岸壁から距離があったため、運搬費の計上を口答でお願いした。基礎捨石の投入の積算は現場投入渡しでの計上になっている。そのため積込場所の明示をしていない。製作場所の広さは設計的に確保しているので運搬費は計上できないとの口答での返答でした。

コメント

発注者が当初指定したブロック製作ヤードの前提条件（施工計画）と実際の現場条件において相違が判明し、施工上の制約が新たに付加されたことによって施工方法の変更が余儀なくされた場合においては、設計変更の対象とすることが可能です。指定された製作ヤードで何が支障になるか確認できる資料をもとに、対応方法について工事監督員と協議願います。

7-24　法面工事の仮設階段の設置について

事　例

法面工事の測量、施工等に用いるための仮設階段を施工計画書に盛込み、提出、協議を行い、変更指示がなかったので、施工計画書に従い設置しました。その後の協議において、事前協議が行われていないため、配置や費用等の判断が出来なく、設計変更の計上は困難との見解が示されました。こうした場合、施工計画書の協議の中で、迅速な指示、見解が示されないものでしょうか。

コメント

設計変更手続きは、所定の手続きを経て進められます。受注者は、「仮設階段」の設置前にその必要性について工事監督員と協議し、妥当性が確認できれば、発注者の指示により設計変更が可能となります。施工計画書の提出のみでは、「施工承諾」とみなして設計変更の対象とならない場合があります。

7-25　建設機械の洗浄費について

事　例

病害虫感染を防止するため、特記仕様書に明示されている建設機械洗浄費は、各圃場毎に高圧洗浄機の使用のみを計上しているが、現場は、固結した付着土が落ちにくいため、人力による切り崩しと洗浄機を併用している。また、圃場内では洗浄汚水を処理する場所がないことから、人力で固結土を落とした後、汚水処理が可能な現場事務所等に移動させて洗浄している。

現場実態に合わせた人力作業費と機械運搬費の計上を工事円滑化会議でお願いしたが、まだ、試験施工なので実際にかかったデータを採り、何年か後に反映すると言われ、設計変更されませんでした。

現場条件等実態に見合った積算の計上をお願いしたい。

コメント

特記仕様書に明示された条件と実態が異なる場合は設計変更の対象とすることが可能ですが、当事例においては「試験施工」とあり、この作業の場合は「どのように洗浄すれば付着土が落ちるか」という過程と結果を求める試験施工と想定されます。この場合、原則として発注者から明示された指定事項もしくは指示に従い施工しなければ、その施工方法が適正か否かの判断ができないものと考えます。

当事例で明示された試験施工を実施し、「高圧洗浄のみでは建設機械の付着土が落とせない状態であり、洗浄水も圃場内に流出」等、試験結果を発注者へ報告したうえ、工事円滑化会議等受発注者間の協議において、発注者から新たな施工方法の指示（人力作業及び洗浄水処理）をされたのであれば、施工方法の変更として設計変更を行い、適正に積み上げるべきと考えます。

7-26　工事外の雑工種について

事　例

当初発注工事とは別に、本工事から約1km離れた場所の砂利道補修や水路の土砂上げ清掃等の小規模工事を監督員から口頭で指示され、重機の運搬費用、10tﾀﾞﾝﾌﾟから4tﾀﾞﾝﾌﾟへの砂利積換え費用、土砂清掃の労務費を監督員に書面で提示しました。その結果、①重機運搬費用は経費率に入っているため。②積換えは小規模なため。③土砂清掃は工事を行うための一連作業のためとのことで、設計変更の計上はして貰えませんでした。

コメント

１０tダンプでの走行が不可能である場合、発注者は積み替えヤードの確保等の対策を行い、仮置きから再度の小運搬について適正に積算する必要があります。また、水路の土砂上げ清掃に関しても、発注者からの設計変更指示によるものであれば適切な費用計上が必要と考えます。作業前に設計変更内容の協議をお願い致します。

なお、当該作業により積上計上された直接工事費に対し、質量２０t未満の重建設機械の運搬費用等が間接工事費として率計上されるため、重機運搬費用は設計変更の対象となりません。

7-27　カラーアスファルト舗装工について

事　例
明色カラー舗装を施工する際に、アスファルトフィニッシャを事前に清掃する作業が生じ、また、同日に赤色と青色を施工する時は、アスファルトフィニッシャが２台必要となります。この場合、２台分の機械賃借料、清掃費、回送費が発生し、これらの費用は、業者負担であるため、発注者へ相談しました。協議した結果、参考資料として清掃に要する費用の施工見積を提出したが、それらの費用の積上計上は困難であるとして設計変更の対象となりませんでした。
コメント
加熱混合系のカラー舗装は標準的な積算基準が無いため、当初、入札参加者からの見積を徴収して発注していると想定されます。入札前の見積依頼時の条件明示に基づき、その施工に必要な費用が含まれた見積として採用しているため、現場における条件変更がなければ原則として設計変更の対象となりません。ただし、清掃費については、当初見積内容を検証し、その必要性が確認できれば、設計変更の対象となる場合がありますので工事監督員と協議願います。

Ⅱ　敷鉄板・交通誘導警備員・防寒養生

1　敷鉄板

1-1　敷鉄板の敷設費用の計上について

事　例
仮設の敷鉄板は現地地盤が不安定だったり、走行に支障がある場合に用いられますが、設計変更で認めてくれません。
コメント
敷鉄板については、トラフィカビリティーを確保できない等、敷鉄板がないと施工性や安全性を確保できない理由がある場合は、工事監督員と工事施工協議簿で協議し設計変更の対象となります。

1-2　敷鉄板の使用数量及び日数の設計との開差について

事　例
仮設道路敷鉄板における設計使用数量及び日数が、実態よりかなり少ないです。
コメント
あくまでも任意仮設であるため、現地使用数量及び使用日数は合致するものではありません。工事監督員が日当り標準作業量や必要と認めた範囲を算出し積算計上しており、現地実態の乖離については、工事監督員と協議し決定して下さい。施工の効率を理由に施工範囲を広げる場合は受注者の責任において対応すべきと考えます。

1-3　地先住民の要望による敷鉄板の敷設について

事　例
縁石工事における地先との協議により、駐車場出入り口に養生用敷鉄板の敷設要望があったため、設計変更の協議を工事監督員と行いましたが、設計変更の対象となりませんでした。
コメント
工事の施工規模と要望内容により設計計上できるか工事監督員と工事施工協議簿により事前協議が必要です。 要望のあった地先と要望のない地先の施工条件が一致しない、施工理由がたたない場合等の単純な地先要望であれば設計計上できないため、現地の状況を把握し施工方法を工事施工協議簿で協議すべきと考えます。

1-4　含水率が高い盛土材の曝気と敷鉄板について

事　例
工事用道路として使用する新設農道が盛土材の高含水比等により、地耐力不足で通行ができないため、工事監督員と敷鉄板計上の協議を行いました。 その結果、新設農道の盛土材については曝気等を行い、地耐力不足の無いように施工を行えば問題ないとのことから、敷鉄板の設計変更は不可との返答で設計変更をして貰えませんでした。
コメント
受注者は施工計画書等で甲乙協議し了承された施工方法にて工事の実施にあたる必要があります。 協議においては工期等も勘案されているところと想定されますが、発注者は協議結果に基づき曝気ヤードの確保や必要な工期の確保を行うものと考えます。 曝気した結果として、やはり走行不能であることが試験等で確認できれば、工事監督員が指示した条件と実態が異なる状況であることから、設計変更の対象とすることが可能です。

2　交通誘導警備員

2-1　交通誘導警備員の資格について

事　例
公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線で交通誘導業務を行う場合、１級または２級検定合格者を配置するとあり、配置が困難な場合工事監督員と協議の上、適正な交通安全を計画することになっているが、複数の誘導員を配置するとき、警備会社から１級有資格者を１名配置し、他の従事者は警備員指導教育責任者、公安委員会の指定講習を受講した者、法定教育を受けている者のうちいずれかを配置したが、１級有資格者以外は無資格者と見なされ設計変更の対象とならなかった。
コメント
公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、交通誘導業務を行う場合は、交通誘導警備員Ａを１名以上配置、その他の誘導員は、交通誘導警備員Ｂの配置を標準として積算しております。無資格者でも交通誘導警備員Ｂとして積算することになります。

2-2　交通誘導警備員の残業代について

事　例
交通誘導警備員の設計変更は、総実働時間を８ｈ／日で割って人工を出し、これに単価を掛けて総額を計上しています。 この方式では、日々の残業割増賃金分は施工者負担となるので、作業日報等に基づき業務実態に合った変更にすべきと考えます。 現道維持及び橋梁補修工事など交通誘導警備員が多数必要な工事では大きな負担となっています。
コメント
交通誘導警備員に限らず、労務費については残業があれば積算基準等に基づき適正に積算することができますので、残業の必要性について、工事監督員と事前に協議をお願い致します。 ただし、工事監督員の指示等によらず、現場の作業工程等受注者の責で残業した場合は設計変更の対象となりません。

2-3　交通誘導警備員の現場実態と設計の開差について

事　例①

工事車両出入り口での交通誘導警備員配置は､出入り口の見通しが不可等の場合以外は認めてもらえません。

事　例②

工事施工に伴い、ダンプ運搬路における一般車両の交通安全確保のため、交通誘導警備員を配置しました。

実績人数で設計変更の協議をしましたが、全て計上してもらえず、実際に掛かった金額を満足するだけの増額とはなりませんでした。

事　例③

交通誘導警備員については、設計計上の人員では不足するのが実情であり、受注者が配置計画を作成すると業者の考えということで、設計変更の対象になりません。それが警察の指示であっても同様です。

配置計画は工事監督員と協議の上決定し、適切に設計に反映させてほしい。

事　例④

交通誘導警備員は、施工計画に基づく配置人員数で変更していただきたい。

特に安全確保のため必要となる徐行マン等は、道路形状や作業進捗状況に左右されることから、設計人員に比べ多くの人員数を要しているのが現状です。

コメント

交通誘導警備員については、必ず実績人数で計上されるわけではありません。工事監督員が施工数量から、積算基準等の日当り標準作業量を除して施工日数を算出し、工事監督員の計画する誘導員の配置人数を乗じて施工日数（人日）を算出したり、過去の類似工事による施工日数及び配置人数の実績等を元に必要と認めた範囲を計上しております。

警察協議で必要となった誘導員については、警察との協議を書面にて提出願います。書面が確認できれば設計変更の対象となります。

また、施工計画に記載されている交通誘導警備員は全て積算計上するものではありません。施工計画書提出段階で工事監督員と協議し決定して下さい。

交通誘導警備員の配置については、車両及び歩行者等の通行規制を行う工事や工事現場等から交通量のある一般道路への出入りする工事、所轄警察署等との協議により交通誘導警備員の配置が必要な工事などに適正に配置することとしております。

１）車両及び歩行者等の通行規制（片側交互通行、一時通行止め、徐行等）を行う工事。
- ・単路部は、原則工事区間の前後に各１名配置する。
- ・工事区間が短い単路部で、短時間の維持修繕工事などの場合は１名とすることができる。
- ・単路部において、工事区間が長い場合や視距が確保できない場合は、必要人数を増員することができる。
- ・工事区間に交差道路がある場合は、交差道路ごとに１名配置する。
- ・歩行者の誘導を必要とする場合は必要人数を配置する。
- ・単路部の多車線道路で中央線を変更せずに、車線規制を行う場合は、規制する箇所に１名とする。

２）土砂の運搬等で、工事現場や工事用道路から交通量のある一般道路へ出入りする工事。
- ・出入り口に１名配置することができる。

３）所轄警察署等、関係機関との協議により交通誘導警備員の配置が必要な工事。
- ・協議事項により、必要人数を配置する。

2-4　交通誘導警備員の配置について（平成26年3月27日付け建管第2182号）

事　例① 現地の地形（急勾配）・路線の形状（急カーブ等）に見合う交通誘導の増員を検討していただきたい。
事　例② 片側交互通行の施工であり当初設計では起終点の配置であったが、現場内からの出入の際に起終点の警備員が目視できなく現場内に１名配置せざるをえない状況である、３名体制での配置となった。
事　例③ 見通しの悪い橋梁の道路の交通誘導が工事起点と終点だけでは数が足りない。実際は工事起点・終点・施工箇所・徐行マンがセットでの誘導になる。
コメント 交通誘導警備員の配置については、車両及び歩行者等の通行規制を行う工事や工事現場等から交通量のある一般通路への出入りする工事、所轄警察署等との協議により交通誘導警備員の配置が必要な工事などに適正に配置することとしております。 配置方法や期間等について、特記仕様書にて施工条件明示を行うこととしており、工事着手時の協議により配置方法の変更、員数の増減が必要と判断された場合は、設計変更で対応できることとしております。
事　例④ 橋梁補修などの交通誘導警備員は、橋梁だけでなく、交差点が近くにあったり路地があったりで設計人数より多くかかることが多い。
コメント ①回答と同様。 適正に配置する必要がありますので、配置方法の変更、員数の増減について、工事監督員と協議願います。
事　例⑤ 市街地において片側交通規制を行う場合は、仮歩道の設置も必要となり、歩行者を誘導する交通誘導警備員も必要となる。
コメント ①回答と同様。 市街地においては、歩行者の誘導が必要となる場合も考えられますので、配置方法の変更、員数の増減について、工事監督員と協議願います。
事　例⑥ 橋面の施工を行う工事にあたり、２４時間配置を行い、夜間は交代要員を配置した。
コメント ①回答と同様。 交通誘導警備員を24時間配置する場合の積算については、土木工事積算基準（共通編）共通仮設費　安全費に記載されています。 交代要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用します。 橋面の施工を行うにあたり、休憩、休息時間も含め２４時間交通誘導が必要となる場合がありますので、配置方法の変更について、工事監督員と協議願います。

事　例⑦
橋面の路面切削、防水、舗装等の工種においては、休憩時間も交通解放が必要である。
コメント
①回答と同様。 交通に影響する工種につきましては、交通安全確保のため交代要員が必要となる場合がありますので、配置方法の変更、員数の増減について、工事監督員と協議願います。
事　例⑥
調査・測量・雑工でも交通誘導警備員を配置しなければなりません。
コメント
準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上することとなっております。

3　防寒養生

3-1　当初段階による防寒養生の未計上について

事　例
防寒養生費の有無について、防寒養生無しの場合の生コン打設が可能な適正工期の算出について疑問が生じました。実施工程表からも約３０％が冬期施工となり、防寒養生費等で施工費（労務費・材料費）が約２５％食い込みが生じました。 入札後の協議では、入札公告で明記していない以上、設計変更はありえないとの事でした。 夏期施工で可能という積算工程だったそうですが、積算工程は最後まで明示していただけませんでした。
コメント
防寒養生の有無については、工事監督員が施工数量から、積算基準等の日当り標準作業量を除して施工日数を算出したり、過去の類似工事による施工日数の実績等を元に必要と認めた場合は計上しております。 また、防寒養生については任意仮設であり、受注者は入札段階で仮設計画をたてていると思いますので、設計変更の対象となりませんが、特記仕様書等で明記している場合については工事監督員と協議して下さい。公示段階で発注者の設計にご不明な点等あれば、入札前にご確認することをお願いします。 ただし、設計変更等により受注者の責によらず、工程の変更があった場合は設計変更の対象となる可能性がありますので、工事監督員と書面にて相談願います。

4　橋梁補修の積算（平成26年3月27日付け建管第2182号）

4-1　地覆取壊しに係る適用歩掛について

事　例
地覆の取壊し作業は、通常構造物の取壊しと比較し、手間が掛かり日施工量も減少するが、積算歩掛が市場単価での取壊では、実施工費との乖離が生じる。
コメント
市場単価にある構造物取壊し工は、橋梁地覆補修に伴う取壊し工に適用できないものとなっております。 橋梁地覆取壊しについては、橋梁地覆補修工（取壊し）歩掛を適用することとなります。

4-2　地覆補修工事に係る吊足場の積算について

事　例
吊足場について、地覆補修工事の吊足場で吊りピースのない鋼桁については、吊り金具費用が計上できないか。
コメント
地覆補修工における足場・防護工の歩掛には吊り金具費用および吊り金具設置費用が含まれていないため、吊り金具設置が必要な場合には、別途計上が必要となります。

4-3　施工箇所が点在する場合の積算について

事　例
橋梁補修の現場が点在している場合は、建設機械を複数箇所に運搬する費用などの経費が２倍、３倍とかかる為その分の経費を計上できないか。
コメント
平成２５年２月２８日より入札手続きを開始する工事において、円滑な工事の推進を図るため、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする、施工箇所が点在する工事の間接費の積算について試行を実施しております。

4-4　工期の設定について

事　例
下部工や橋梁補修の場合、工期が実態と合わない。
コメント
標準工期日数については、各工種区分における標準的な日数としているため、工事内容等によって契約後すぐに施工できない場合、市街地等で一般交通障害・作業時間などの限定が著しい場合など、標準工期に依りがたい場合は、３０％以内で増減できることとなっておりますので、現場条件等を把握の上、適用することとなります。 受注者の責めに帰すことができない理由により、工期内に工事を完成することができないことが想定される場合は、あらかじめ施工条件明示を行なうことで、工期延期が可能です。

4-5　支障物件等の処理未完了について

事　例①
河川協議について、河川申請書を提出済みであったが、許可が工事着手前に下りなかったので、工事の事前調査が遅れた。
事　例②
工事着手後に河川協議、支障物件等の協議を開始したことにより、日程的に制約を受けた。
事　例③
上記①、②のような場合、制約を受けた際の費用については、計上してもらえるのか。
コメント
トータルマネジャーの運用方針として、トータルマネジメント委員会において、未協議案件を含む工事は、原則発注出来ないこととなっております。 ただし、工事施工までに確実に解決することが見込まれているものについては、「施工条件明示」を明確にすることで指名委員会の判断により発注を可能としており、各種協議、申請等の了解や許可を適切に行うこととしております。 標準工期において、関係官公署及び工事に伴う関係者との協議、調整による施工時期等の制約条件がある場合は、施工条件明示するとともに、現場条件等を把握の上、その必要日数を標準工期に加算することができます。 また、工事施工までに確実に解決することが見込まれているものについては、「施工条件明示」を明確にすることで指名委員会の判断により発注を可能としておりますが、発注後、工事着手が出来ない期間について施工条件で設定した期間を過ぎると想定される場合は、発注者が工事一時中止を行い、工期延期を行う必要があります。 すでに現場事務所・工事看板などを設置し、測量等準備工を行っている途中で着手することができない期間が延長となった場合、延長となった期間分について、安全費（工事看板の損料等）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費等の工事現場の維持に要する費用が増加費用として考えられますので、発注者・受注者で協議をお願いします。

4-6　納期を要する資材による工期延期について

事　例
伸縮装置については、今年は納期に時間を要し、工期延期について柔軟に対応願いたい。
事　例
伸縮装置は、納期に３ヶ月かかる。
コメント
納期に時間を要するものについては、事前に当初の納期を確認し受注生産品等の製作に必要な日数を追加するなどして工期設定を行うことができます。 受注者の責めに帰すことができない理由により、工期内に工事を完成することができないことが想定される場合は、あらかじめ施工条件明示を行なうことで、工期延期が可能です。

4-7　舗装厚さの変更について

事　例
アスファルト舗装の取壊し設計厚は８ｃｍであったが、実際は１０ｃｍであった。
コメント
土木工事数量算出要領に掲載されている産業廃棄物数量算出手順【As塊】により、取壊し厚さを確認するため現地調査を行い、調査した舗装厚から平均舗装厚を算出することとしていることから、当初設計から変更となっている場合には、変更内容がわかる資料を作成の上、工事監督員と協議願います。

4-8　無収縮モルタルの積算について

事　例①
支沓修繕工等に使用する無収縮モルタル材料費は、土木事業適用単価表にある下水道鉄蓋調整用を計上するのか。
事　例②
支沓修繕工の無収縮モルタル打設費が実工事費と乖離している。
コメント
支沓据付用のモルタルについては、「積算資料」（(一財）経済調査会）及び「建設物価」（(一財）建設物価調査会）に掲載されている資材単価から設計条件等にあったものを選定することとなります。 また、「橋梁架設工事の積算（日本建設機械施工協会)」に掲載されている、プレキャストＰＣ床版接合工【ＰＣ床版とＰＣ床版との間の無収縮モルタル工】の歩掛を準用するのではなく、見積徴取による策定歩掛により、計上することとなります。

4-9　超速硬コンクリートの積算について

事　例
超速硬コンクリートについて複数の打設回数が必要であるが、総量での価格による積算では実際の価格と合わない。
コメント
超速硬コンクリートについては、総量に対する価格設定ではなく、打設１回当たりの最低保証価格を設けております。

4-10　防護費について

事　例
橋梁地覆補修において、足場を設置しシート防護を計上しているが、板張防護の費用は計上できないか。
コメント
橋梁地覆修繕工において足場の防護費を計上する場合は、特記仕様等に適切な条件明示を行い、計上することとしております。 現場条件等の変更により当初明示した条件に変更があり、板張防護が必要な場合は、設計変更対応できます。

4-11　昇降階段の計上について

事　例①
管理用道路から桁下の施工箇所までの通行手段として昇降階段が必要となる。
事　例②
橋梁下部の修繕に関して、人力運搬の際、法面からの滑落が懸念されることから、昇降施設の設置を計上できないか。
コメント
昇降施設については、共通仮設費率の安全費には含まれておりませんので、現場条件により、昇降施設が必要な場合は、別途計上する必要があります。 現場条件等の変更により当初明示した条件に変更があり、昇降施設が必要な場合は、設計変更対応できます。

4-12　除雪費の積算について

事　例
橋梁上の除雪については、実態を考慮した積算及び設計変更をしていただきたい。
コメント
除雪費につきましては、当初設計において、過去５年間の積雪・降雪量等を気象データから定めた「除雪数値表」により積算することとしており、積雪深ごとの除雪回数は概数として扱うこととし、設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更することとしております。 また、現場内に堆雪ヤードが無いなど、現場外への排雪が必要となる場合は、ダンプによる搬出除雪を計上することとなっております。